令和２年第１回大多喜町議会定例会

３月会議会議録

令 和 ２ 年　３ 月 ３ 日　開 会
令 和 ２ 年　３ 月 17 日　散 会

大 多 喜 町 議 会

令和二年　第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会会議録

令和二年　第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会会議録

令和二年　第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会会議録

令和二年　第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会会議録

令和２年第１回大多喜町議会定例会３月会議会議録目次

第　１　号　（３月３日）

出席議員……1
欠席議員……1
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者……1
本会議に職務のため出席した者の職氏名……1
議事日程……2
開議の宣告……3
行政報告……3
諸般の報告……5
会議録署名議員の指名……9
諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……9
同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……10
同意第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……15
一般質問……17
麻　生　　剛　君……17
志　関　武良夫　君……30
山　田　久　子　君……43
吉　野　僖　一　君……59
根　本　年　生　君……72
散会の宣告……92

第　２　号　（３月４日）

出席議員……93
欠席議員……93
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者……93
本会議に職務のため出席した者の職氏名……93
議事日程……94
開議の宣告……96

議事日程の報告……96
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……96
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……97
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 105
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 106
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 108
議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 109
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 111
議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 114
議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 116
議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 119
議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 121
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 123
議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 125
議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 126
議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 145
議案第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 148
議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 150
答弁の訂正…… 152
議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 153
議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 155
散会の宣告…… 160

第　３　号　（３月５日）

出席議員…… 161
欠席議員…… 161
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者…… 161
本会議に職務のため出席した者の職氏名…… 161
議事日程…… 162
開議の宣告…… 163

議事日程の報告…… 163
議案第２８号～議案第３４号の一括上程、説明…… 163
散会の宣告…… 197

第　４　号　（３月１７日）

出席議員…… 199
欠席議員…… 199
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者…… 199
本会議に職務のため出席した者の職氏名…… 199
議事日程…… 200
開議の宣告…… 201
行政報告…… 201
諸般の報告…… 202
議事日程の報告…… 202
議案第２８号の質疑、討論、採決…… 202
日程の追加…… 231
発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 232
議案第２９号の質疑、討論、採決…… 237
議案第３０号の質疑、討論、採決…… 238
議案第３１号の質疑、討論、採決…… 243
議案第３２号の質疑、討論、採決…… 245
議案第３３号の質疑、討論、採決…… 247
議案第３４号の質疑、討論、採決…… 249
日程の追加…… 252
議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 253
日程の追加…… 256
議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 257
日程の追加…… 259
発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 260
休会について…… 261

散会の宣告…… 261
署名議員…… 263

第１回大多喜町議会定例会３月会議

（ 第 １ 号 ）

令和２年第１回大多喜町議会定例会３月会議会議録

令和２年３月３日（火）

午前　９時３０分　開議

出席議員（１１名）

２番	志　関　武良夫　君	３番	渡　辺　善　男　君
４番	根　本　年　生　君	５番	吉　野　僖　一　君
６番	麻　生　　剛　君	７番	渡　邉　泰　宣　君
８番	麻　生　　勇　君	９番	吉　野　一　男　君
１０番	末　吉　昭　男　君	１１番	山　田　久　子　君
１２番	野　村　賢　一　君		

欠席議員（１名）

１番	野　中　眞　弓　君

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町　　長	飯　島　勝　美　君	副　町　長	西　郡　栄　一　君
教　育　長	宇　野　輝　夫　君	総　務　課　長	古　茶　義　明　君
企　画　課　長	米　本　和　弘　君	財　政　課　長	君　塚　恭　夫　君
税務住民課長	多　賀　由紀夫　君	健康福祉課長	長　野　国　裕　君
建　設　課　長	吉　野　正　展　君	産業振興課長	西　川　栄　一　君
環境水道課長	和　泉　陽　一　君	特別養護老人ホーム所長	秋　山　賢　次　君
会　計　室　長	吉　野　敏　洋　君	教　育　課　長	小　高　一　哉　君
生涯学習課長	宮　原　幸　男　君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	麻　生　克　美	書　　記	山　川　貴　子
書　　記	市　原　和　男		

議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　３　同意第１号　教育長の任命について

日程第　４　同意第２号　大多喜町教育委員会委員の任命について

日程第　５　一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君）　おはようございます。

本日は、令和２年第１回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日、１番野中眞弓議員から、体調不良のため欠席する旨の通告がありましたので、報告します。また、野中議員からは、母の葬儀に関しては皆様に大変ありがとうございましたということをお伝えくださいということも伝言がございましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから、令和２年第１回大多喜町議会定例会を再開します。

これより３月会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君）　日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君）　おはようございます。

令和２年第１回議会定例会３月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和２年第１回議会定例会３月会議を招集いたしましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

また、ここ数週間で新型コロナウイルスの感染が千葉県内おいても拡大している状況でございますが、本町におきましては、２月26日に新型コロナウイルス対策本部を設置して、感染拡大に備えるための体制を整えるとともに、議会から提出されました新型コロナウイルスによる風評被害対策等に関する要望事項についてを勘案しながら、対応をしてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、町内小中学校におきましても、感染拡大を防止するため、本日３日から14日までを休校とする措置を講じたところでございます。

さて、本日から始まる第１回議会定例会３月会議でございますが、令和２年度の各会計の

当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきます。

内閣府の令和２年度の政府経済見通しによると、我が国の経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続いており、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが見込まれるとしております。

その一方で、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向、令和元年台風第19号など、相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしています。

国の令和２年度の予算編成は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、総合経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化の両立を図るとしております。

このような中、本町の令和２年度一般会計予算は、第３次総合計画前期基本計画の最終年を迎え、着実な推進を図るため、歳入については、課税客体の的確な把握、滞納整理の促進、受益者負担の適正化など、あらゆる面から歳入を見直し、財源を確保すること。歳出については、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討するとともに、昨年の台風等により被災した農林水産施設及び公共土木施設の復旧を優先とすることなどを予算編成の基本としました。

令和２年度の歳入における自主財源については、町税の減及び保育の無償化に伴う児童福祉施設費負担金の減額などを見込みましたが、ふるさと納税が増加傾向であることによる寄附金の増額及び中央公民館施設改修等に係る事業、面白峡遊歩道整備事業等への充当財源として、基金からの繰入金の増額により、自主財源の総額は前年度とほぼ同額の19億8,000万円となりました。

依存財源については、地方消費税交付金の増額、昨年秋の豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧費の増による国庫支出金の増額などを見込み、依存財源の総額は前年度より１億9,300万円増額の32億900万円となりました。

一方、歳出において、総務費は、千葉県知事選挙、大多喜町議会議員選挙、定住化対策事業、高速バスの運行経費補助等の交通政策事業、ふるさと納税における返礼品等経費、ふるさと基金積立て等を計上しました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉費、少子化対策、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰り出し等を計上しました。

衛生費は、がん検診、住民健診、乳幼児健診、予防接種事業、産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業、子育てタクシー委託事業、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助、斎場の運営事業等を計上しました。

農林水産業費は、保全計画策定及び橋梁耐震化計画策定等基幹農道整備事業、有害鳥獣対策として、猿、鹿、猪、キョン等の駆除や有害獣関連各種補助金事業、集落の農地維持活動を支援する多面的機能支払交付金事業、間伐等森林保全のための森林環境譲与税、譲与事業税等を計上しました。

商工費は、面白峡遊歩道整備事業、空き家を利用した起業支援事業、観光まちづくり推進事業等を計上しました。

土木費は、橋梁長寿命化事業、国土調査事業、大中西線などの町道改良事業等を計上しました。

消防費は、広域常備消防負担金、消防団運営事業、小型積載ポンプ更新及び移動系防災行政無線機器の更新などを計上しました。

教育費は、学校施設管理、小中学校の送迎バス運行費、給食費の無償化、中央公民館の施設改修工事、海洋センターの施設改修工事を計上しました。

災害復旧費は、昨年秋の台風被害等に係る農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費を計上しました。

一般会計の予算総額は、前年度より3.9パーセント増の51億9,000万円となりました。

特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施しました。

令和２年度の予算の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より2.5パーセント増の78億円となりました。

以上、令和２年度当初予算編成について申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、今後の経済に悪影響を及ぼすことが懸念され、国の方針も不透明なところであり、提案しました各会計当初予算には新型コロナウイルスの影響は反映させておりませんが、今後の状況により必要な予算を措置するなどの対応をしてまいりたいと存じますので、各議案とも十分にご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告に代えさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君）　次に、諸般の報告でありますが、令和２年第１回議会定例会１月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、２月14日に第１回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、10番末吉昭男君から報告願います。

10番末吉昭男君。

○１０番（末吉昭男君）　令和２年第１回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、２月14日10時から開かれまして、議長、副議長、私と３人で出席しましたので、報告させていただきます。

まず、議案第１号　会計年度任用職員の給与及び費用に関する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和２年４月１日から施行されることに伴い、新たに創設された会計年度任用職員の給料、諸手当及び報酬などの給与制度を整備する必要があるため、制定するものでございます。

続いて、議案第２号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例が令和２年４月１日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたために行うものでございます。

議案第３号の一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和元年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、所要の改正を行うものでございます。

議案第４号は、令和元年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号）については、給料、勤勉手当等の増額及び人件費の組替え並びに入札による事業費の減に伴う地方債の減額でございます。

議案第５号につきましては、令和２年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでございますが、皆様のお手元に配付させていただいたところでございますが、一般会計の予算規模は21億1,692万8,000円で、対前年比0.8パーセントの増となっております。

主なものといたしまして、地域医療体制の充実で、病院群輪番体制や在宅当番医制及び24時間電話相談事業の継続で8,410万円を計上してございます。また、新たに高規格救急自動車、連絡車、普通ポンプ自動車購入に１億3,680万円を計上、その他、ちば消防共同指令センターの運用経費負担金で2,027万6,000円、デジタル無線維持管理負担金として1,010万1,000円を計上しておりまして、全議案とも全員賛成で可決されたところでございます。

また、議会終了後、夷隅郡市広域ごみ処理施設の対処方針について説明があり、平成27年11月に中止となっておりました計画については、東京オリンピック開催以降も建設費が下がらないことが予想され、併せて、構成市町の人口減少による地方交付税及びその他の税収の減少や、医療、福祉、介護への費用の増額が予想されることから、令和２年１月31日の正副管理者会議での話合いにより、広域ごみ処理施設の建設は中止すべきとの結論に至ったとのことでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

次に、２月17日に第１回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、11番山田久子君から報告願います。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私からは、令和２年第１回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

議案８件が上程され、一般質問は３名の方が行いました。

主な議案は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、これは２年に一度改定される保険料の令和２年度及び令和３年度に係る保険料を改定するとともに、保険料軽減措置の規定を改正するものでございます。

概要は、所得割率を現行の100分の7.89から100分の8.39とすること、被保険者均等割額を現行の４万1,000円から４万3,400円とすること、国の制度改正による保険料の賦課限度額を現行の62万円から64万円とすること、所得の少ない者に係る保険料の減額として、被保険者均等割額の５割軽減、２割軽減される被保険者の条件の拡大をするものでございます。

保険料算定は、令和２年度、３年度の医療給付費等の費用の見込額、国、県、市町村負担金、後期高齢者交付金等の収入の見込額に照らし、２年間を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料を定めているとのことでございます。

そのほかの主な提出議案は、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の改定についてと、令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算、特別会計補正予算について、令和２年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、特別会計予算についてなどで、提出議案は全て可決されました。

また、これに先立ちまして令和２年１月30日に開かれました全員協議会で、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の申合せ事項の変更が決定いたしました。主な変更点は、議長、副議

長は議席番号順の輪番制を導入し任期を２年とすること、議会選出監査委員は千葉市選出議員の固定とすることなどです。

これにより、大多喜町は令和３年度、４年度に副議長職が輪番予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

次に、２月28日に第１回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、４番根本年生君から報告願います。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　令和２年２月28日に第１回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

議案は７つであります。

第１号議案として、夷隅環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、第２号議案として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、第３号議案　夷隅環境衛生組合特別分担金徴収条例を廃止する条例の制定について、第４号議案　夷隅環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第５号議案　夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第６号議案　平成31年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、第７号議案　令和２年度夷隅環境衛生組合関係予算、以上が上程されまして、全員一致で全て可決されました。

その中で特に感じましたのは、今後夷隅地域のやっぱり人口減少に伴ういろいろな面で大変な状況になってくる中で、この衛生組合についても今後みんなで協力して、適正な維持管理ができるように頑張りましょうということで終わったものと考えております。

なお、詳細については議会事務局のほうに議案を置いてありますので、見ていただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、２月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本３月会議の審議期間ですが、本日から３月17日までとします。本会議の審議は本日と明日４日、５日、そして17日とし、この間、10日と11日に総務文教、福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。10日は総務文教常任委員会所管事務、11日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしています。

執行部の皆様にはよろしくお願いしたいと思います。

議員の皆様に申し上げます。

事前に議案とともに配付した参考資料ですが、これはあくまでも議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君）　これから日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

８番　麻　生　　勇　君

９番　吉　野　一　男　君

を指名します。

◎諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第２、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　それでは、議案書の１ページをお願いいたします。

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町三又553番地、氏名、磯野幸子氏、生年月日、昭和27年４月３日生まれ、現在67歳でございます。

提案理由でございますが、現在総元地区の人権擁護委員として唐鎌良枝委員にお願いをし

てございますが、唐鎌委員におかれましては、令和２年９月30日をもちまして任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものでございます。

候補者の磯野幸子氏につきましては、昭和50年４月から平成25年３月まで38年間、大多喜町役場職員として勤務されました。現在は大多喜町民生委員推薦会委員をされております。人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ぜひ議員の皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから諮問第１号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、諮問第１号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第３、同意第１号　教育長の任命についてを議題とします。

教育長、宇野輝夫君の退席を求めます。

（教育長　宇野輝夫君退場）

○議長（野村賢一君）　本案について提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　それでは、議案つづりの３ページをお開きいただきたいと思います。

同意第１号　教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案は、本年３月31日をもって任期満了となります教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育長に任命しようとする方は、住所、大多喜町森宮174番地、氏名は宇野輝夫氏、生年月日、昭和30年９月30日でございます。

宇野氏は、平成28年４月に教育行政の豊富な知識と経験を基に、教育委員会委員として歴任され、翌年４月から教育長として青少年健全育成をはじめとする教育行政の推進にご尽力をいただいております。

また、この任期中には西中学校と大多喜中学校の統合や、千葉県町村教育長協議会会長を務めるなど、人格は高潔で、教育行政に関し識見を有しており、教育長として引き続き任命したいと考えますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。

この件につきまして今、提案理由がございました。人格、高潔である等の云々がありました。

一つご質問したいと思うんですけれども、私は平成29年３月にはこの件については同意いたしました。しかし、この間の任期中での小学校教員による生徒・児童に対するセクハラ事件に対する対応のまずさ、この問題についてはどういう評価をして新たに再選に任命してほしいということなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今ご質問いただきました件につきましては、現在裁判中でございます。それで、今その裁判についてしっかり対応していただいております。また、その経過につきましても、教育長につきましては全力でそのことにつきまして、事に当たっていただいておりますので、私は今の教育長を任命したいと思っております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　今、町長のほうから再びというその理由が、甚だ納得し難いことです。なぜならば、三権分立なのであります。いわゆる司法の場でやっていることと、私ども行政、そして立法府である議会は別途であります。

特に、生徒・児童の方の学習権をさえ脅かされる事態に至ったこの問題は、教育の最高責任者が取らずして、誰が取るんですか。私は確かに平成29年３月には同意いたしました。それは、新たな教育長として期待感と、そしてこれからきちっとやってくれるだろうという思いで同意いたしましたけれども、その間、これだけの問題を起こして再び自ら町長が任命し、そして我々の議会に同意を求めるという、これは甚だ疑問と思わざるを得ません。

もう一度町長、申します。私は前回の教育委員のときに、前教育長はなかなかの人材である、いい方は長くやっていただきたいと思いました。しかし、それは任期中きちっとした対応をしたからであります。しかし、今回はかなり、個人の問題ではないんです。教育行政ということに対して、こういう不祥事が起こったことに対しては、致し方ないけれども責任を取るのがトップたる使命だと思いますけれども、その辺に関して、大多喜町の最高行政責任者である飯島町長より、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　先ほども申し上げましたけれども、今現在裁判を進めているところでございます。そして、今その全体のことはまだまだ裁判の中で明らかになっていくことでありまして、今、両者の言い分というものが、今これから争われるわけでございます。

そういう中で、宇野輝夫氏はやはり両者の立場に立ってしっかりと対応していただいております。やはり何よりもこの裁判をしっかりと最後まで見届けていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　これが最後の質疑になります。

私は飯島町長に申したいと思います。教育行政に関しましても、一般行政に関しても、結果責任というものが問われるのであります。その方の信条、人格、これは申し分ない方かもしれません。それはもう各人各様そうでありましょう。しかし、事に当たってもし失敗してしまったら、それはすみませんでは済まない。それは、公的立場にある者の責任なのであります。その辺をしっかりと認識して、私どもは１票を投じなくてはいけない。

今回の問題は、学校現場で起こり、そして教育委員会が預かり、しかしながら、全く対応のまずさにより、司法の手まで借りなくてはいけなくなった。これは大多喜町の教育行政において、大きな汚点であります。このことに対して、目をつぶれというわけにはいきません。その辺をよくよく考えて、私は再考することを望みます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「賛成でいいですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　賛成でも構いません。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　私、この同意に対して賛成の立場から発言させていただきます。

教育長の宇野様におかれましては、過去任期の間、英語教育に大変に熱心でございます。いろいろな、様々なところで英語教育の大切さを本当に自分で発言して、行動も伴っているところだと思います。

それと、大多喜高校の存続の会議においても、やはり宇野教育長は積極的に前向きな意見をたくさん出されています。やっぱりこの方の意見がないと、大多喜高校の存続も難しいのかなというところも非常に感じるところです。

さらに、大多喜中学校の習志野高校のブラスバンドの生徒たちが来てやるところ、あと、幕張高校の合唱、この宇野教育長の力があるからこそ、こういった本当の超一流の高校が大多喜中学校に来て、生徒たちに一流のものを見せるということができているんだという、多くの方々からそういった意見を聞いているところでございます。

やはり今後とも、任期満了でございますけれども、今後ともぜひ教育長を務めていただいて、大多喜町の教育行政に関して力を振るっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君）　あなたは討論はやったでしょう、質疑で。同じような討論じゃまずいですよ。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　議長のご指導もありましたので、討論は１点、２点に絞らせていただきます。

私は、教育行政というのは小さな児童や生徒が明るく、そして学校に通い、学習をできる環境が整っている、それが侵されてしまったということは、どんなに繕おうが駄目なことだと思います。

よく今、賛成討論の方は言いました。私は表面的なことではなくて、内面の充実であります。最も大切なことは、生徒自身が次の活力になることを目指せるかどうか。それをあたかもあのセクハラ行為という、最もおぞましいことをきちっと対応できない。これはいかに同僚、同じ世界にいる人間だからこそ、あえて泣いて馬謖を斬る、それが本来トップの姿勢であります。

いたずらにかばうこと、それは議会であってはなりません。私は、常に町民レベルの、町民の目線に立って闘う議員として言います。子供がかわいいのはみんな親御さんを持った人、あるいは私のように里子、里親でやっている者なら分かっております。だからこそ言います。その愛情をきちっと表現できない、愛情を育てられない教育行政であってはならないと、その立場で、私は今回の同意案件には反対の立場を取らせていただきます。

以上であります。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私は賛成の立場で討論させていただきます。

今、町長のほうからもありましたけれども、裁判中ということでもございます。今のご意見を踏まえましても、これからもしっかり教育長には教育をただいたずらにかばうということではなく、しっかりと子供の目線で正しい裁判結果を導いていただけるように、これからもご尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから同意第１号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、同意第１号については、同意することに決定しました。

教育長、宇野輝夫君の退席を解きます。

（教育長　宇野輝夫君入場）

○議長（野村賢一君）　ただいま町長から提案のありました教育長の任命について審議しましたが、議会として同意することに決定しましたのでご報告申し上げます。

ここで、教育長からご挨拶を頂戴したいと思います。

宇野教育長。

○教育長（宇野輝夫君）　一言ご挨拶させていただきたいと思います。

ただいま２期目の教育長の選任議案ということで、議員の皆様方にご同意をいただいたということでございます。教育長としての職責を改めて痛感しておるところでございます。

さて、学校教育では、令和２年度からは小学校で、令和３年度からは中学校で、それぞれ新学習指導要領の完全実施となり、まさに教育の転換点を迎えようとしております。このような時期だからこそ、幼児教育から小中学校での学校教育における学びの継続性を柱に、また社会教育や家庭教育などの充実発展のために、町長が設置する総合教育会議の趣旨を尊重するとともに、議員の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第４、同意第２号　大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　それでは、議案つづりの５ページをお開きいただきたいと思います。

同意第２号　教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の中村康之氏が３月31日をもって任期満了となることから、新

たに教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員に任命しようとする方は、住所、大多喜町小田代405番地１、氏名、中村俊夫氏、生年月日、昭和30年１月13日でございます。

中村氏は、昭和52年４月に千葉県立東金商業高等学校教諭として勤務されて以来、市原高校、茂原高校、大多喜高校、東金高校などを歴任され、平成27年３月に定年退職されました。その後も、再任用講師としてこの３月31日をもって５年間の職務を務め上げられました。

中村氏は、人格は高潔で教育に豊富な経験と識見を有していることから、本町の教育委員会委員として任命したいと考えますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから同意第２号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、同意第２号は同意することに決定しました。

ここで５分間休憩したいと思います。

（午前１０時１６分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２２分）

◎一般質問

○議長（野村賢一君）　日程第５、一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、本日５名を予定しています。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇　麻　生　　剛　君

○議長（野村賢一君）　初めに、６番麻生剛君の一般質問を行います。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　マスクを取らせていただきます。６番麻生剛です。議長のご指名により、通告に基づき一般質問に入ります。

２月上旬に、一般質問の通告を執行部に渡させていただきました。今その当時よりも本当にすさまじいことが起こっています。今日も私どもも、そして傍聴の皆様方も、新型コロナウイルスの対応をめぐって、本当に不安で、先の見えない恐怖に打ちひしがれていると思います。本当に大変な事態であります。

しかし、この中にあって、私は明るく頑張ってきた隣の勝浦市の決断、そして、ホテル三日月の誠意ある態度、これらに対して、地方自治体の一翼を占める人間として高く評価いたします。人道的観点、一地方自治体の首長として、人員を受け入れた勝浦市長の決断は、私どもの先祖である日本、メキシコ、ドン・ロドリゴ一行を助けた大多喜藩主、本多出雲守忠朝と同じように、歴史に残る偉業であったと改めて後世に伝えしものと存じます。

さて、同じようにまちづくりを任されている大多喜町執行部に対して、本当の意味での住民のためになるまちづくりとは何なのか。住民の目線に立つまちづくりとは何なのか。私たちは常に、後世の歴史に耐え得る評価にさらされている立場です。

ただいまより、質問に入らせていただきます。

今より半世紀近く前、上総大多喜城本丸跡に、白亜の天守閣が再建されました。大多喜お城まつりは、築城記念、房総を代表する歴史絵巻を再現させた祭りであります。武者行列や神輿渡御、これは圧巻であります。最近発刊されました「長生・夷隅の昭和」写真集、これ

には我がふるさとの活気が満ちあふれ、周囲の人々が集う当時の様相が生き生きと伝わってまいります。

だが、今はどうでしょうか、現状は。中心街は古い家屋がいつの間にか取り壊され、更地になっております。そして、商店はシャッターが閉じられている。観光立町をうたい文句に、交流人口を増やそう、関係人口を増やすといった施策は、今や掛け声ばかり。もはや、言い過ぎかもしれませんけれども、死の町、ゴーストタウンと言っても過言ではないでしょう。

町のあちこちに、ＮＨＫ大河ドラマ誘致といった旗があります。果たして、これがこの状況の中で歴史的に耐え得る国民ドラマをつくれるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。だからこそ、いま一度原点を見詰め直し、当町には何が必要なのか考えるべきであります。

今存在するものや、伝承しているのに着目し、忘れ去られていても価値があるものを掘り起こす、そして光を当てる、これが求められるのではないでしょうか。そのことは、公的な文化財指定、あるいは未指定、無指定には関わりません。存在する多くの歴史的建造物や文献、史跡、遺構の数々が挙げられます。これらは私たち町民共有の財産であり、宝であります。そして、町の品格を高め、内外に図れるものであります。当然、後世に伝えていく義務と責任があるのであります。そのことを周知、表示することが大切です。

さて、これらのことにつきまして、担当課である生涯学習課長よりお伺いしたいと存じます。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　新たな文化財の掘り起こしについての質問に、生涯学習課からお答えをさせていただきます。

現在、大多喜町には国指定文化財が１件、国登録文化財が11件、それから県指定文化財が８件、町指定文化財が169件あり、近隣の市町村の中でも有数の文化財を有しておるところでございます。

文化財の指定に当たりましては、いずれの場合も所有者からの申請に基づき、指定を協議することになりますので、所有者の意向が最も重要ということになります。

ご質問の歴史的建造物や文献、史跡、遺構については、文化財指定されていないものが多く存在しているというふうに認識しております。近代建造物につきましては、平成９年度から始まりました国登録文化財制度によって、当町でも大屋旅館をはじめ11件の指定を受けておりますが、今後の指定につきましては、登録の趣旨や他市町の例なども併せて検討する必要があるというふうに考えております。

また、近代の絵画につきましては、絵画を文化財としている例は県内にはなく、美術品としての価値、あるいは認知度ということになりますが、大多喜町の歴史や文化に深く関わる内容であれば、将来的に指定物件の対象となる可能性はあると考えております。

また、図書館所蔵資料については、大英百科全書など、明治期の貴重本が多く含まれておりますが、その価値は類例の存在や遺存状況などを勘案して、総合的に判断する必要があると考えます。

史跡の指定につきましては、人車鉄道を例に挙げますと、茂原から長南町に至る軌道跡の一部と人車そのものが遺存しますが、現在指定に至っておりません。将来的に、近代遺産として認知される可能性はありますが、停車場のみならず、付随する施設や資料の発掘などが必要になるというふうに思われます。

甲冑など歴史資料の指定につきましては、来歴が明らかで、かつ保存状況がよく、その地域の歴史と深く関わる人物所有のものであれば、指定されている例が見受けられております。

このように、現在指定に至っていないものであっても、時代の移り変わりや、さらなる調査等によって、今後指定される可能性は十分秘めておるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　担当課長も具体的に自らの足で、そして自らの目でよく見て、調べていると思います。しかしながら、私は思うんです。あまりにも、町民の関心度がない。町民が知らな過ぎる。ということは、町民に対する啓蒙活動が不足しているということであります。ここに私は大きな危機感を持つものであります。

よく他町の方、近隣の方も含めまして、よく申します。大多喜は宝の持ち腐れだよ。確かにそうかもしれません。先ほども言いました、文化財指定とか未指定、そして文化財指定に関しては、所有者の意向を尊重する、これは確かに必要かもしれません。しかし、所有者の方が、もしかしたら気づいていないのかもしれない。そうしたら、その所有者の方に問いかける。価値あるものが存在しているんだと。それは、建造物だけではありません。史跡や遺跡などもそうです。

私、町中に目を向けて、アトランダムに、それを皆さんに披露したいと思います。当然、担当課もその点のことはよく知っていると思います。

まず、大多喜八景という、古くから伝わるものがあります。たしか私が以前この庁舎が建てる前には、この庁舎の１階というか、２階というかに存在しておったと思います。今でもどこかにあるでしょう。そこにはあの新丁にある寿恵比楼亭、旧寿恵比楼亭です。あそこか

ら見た三口からの大多喜城、今でもこれ、観光スポットだと思います。

というのは、私たちの先祖の方々は、既に当町の誇れるものを８つ持っていたわけです。よく南総里見八犬伝とかいろいろ言われていますけれども、大多喜八景、歴史に残るものです。あの三口より見る大多喜城。三口には当時、蛍が飛び交っていた。そんなようなことが言われています。

私が新丁寿恵比楼亭を挙げましたのは、そこは有名なつげ義春さんの定宿だったんです。あそこで長く逗留し、そして数々の作品、大多喜の作品も書いてあります。そういうことを一つ掘り下げていく。

あるいは、もうこれは私が言うまでもないです。こちらは正岡子規の房総「かくれみの」紀行、これは本当は漢文体で難しいんですけれども、非常に平易に作られている、元大多喜高校の教諭の関宏夫先生が作ったやつですけれども、ここには載っておらないんですけれども、実は私調べたところ、ちょうど正岡子規が明治24年３月、大多喜に訪れます。ちょうど、今日いらっしゃっている方もいらっしゃいますけれども、小土呂坂のところを下ってくるんです。

そのときに詠んだ句があります。ちょうど３月です。３月の菜の花が一面に咲き誇った頃です。そこで何をしたか。「菜の花の露ひいやりと尻をうつ」と。これはなぜか。非常に面白いことなんです。当時、公衆トイレありませんから、非常にもよおしてきた。そして、菜の花の中に入って用を足しましたと。人に見られてどうかなと、それもなかったからよかったというようなことが、あの小土呂坂から始まるんです。

大多喜の始まりは、あの小土呂坂から入ってきます。その間、正岡子規は大多喜城の跡地に行ったり、様々な南総里見八犬伝の遺構のところを行ったり、様々な句を詠んでおります。

しかし、忘れてはならないのは、そういう大多喜というのは、当時の正岡子規から非常に魅力ある土地であったということを頭に入れていただきたいと思います。そして、これももう担当課の方は存じ上げていると思います。外廻のところにあるあの宇佐美邸を忘れてはならないでしょう。

宇佐美二三男さん、行栄さん夫妻のあの偉業というのは、特に二三男さんに至っては、いわゆる高校の現代国語の教科書に採用されたんです。大多喜で一市民の方が書いたものが、高校の現代国語に採用された。あの芥川賞作家、これはもう私が言うまでもないでしょう。金原ひとみさんはお孫さん、そしてご子息はよく大多喜に来てくださっていたバイオリニストとして著名な宇佐美豊さんであります。

こんな文化芸術一家の生家跡を、今は末裔のマコトさんが恐らく管理していると思います。この方々の厚意にすがっていていいのか、私はこれをもう一度考えていただきたいと思います。ああいう立派な日本の文学史に残る作家を生み出した生家があった。そのことをしっかりと知らしめることが必要じゃないか。

同様に、先ほどいみじくも生涯学習課長が申しました。人車鉄道、これはどうでしょうか。交通史の中で今新たな注目されている、いわゆる燃料がかからないわけです。なぜならば、人が車を押すんです。これは恐ろしいことなんだけれども、いわゆる自転車と同じです。非常にエコロジーなんですね。この人車鉄道が大多喜にあったと。その停車場跡が、恐らく船子の丸スタンドさん辺りと思われます。そういうような交通の要衝、そして大多喜が非常に交通網で悩んだ時代に作られたものであります。

そして、そのほかには伝説や民話の里と言われています。これは私も前に取り上げたと思います。当然、担当課も存じ上げていると思うんですけれども、大多喜には刀工村正がいた。村正といったって、これ代々いろいろな方が名前を襲名していきます。その師匠である正宗、これも代々襲名します。今、私が関与した刀剣博物館というのが非常にいろいろな刀、これは日本の文化であるということで、非常に盛況を極めております。

その村正の池、三日月の池というものが、今でも形だけは存在するんです。形だけです。どうでしょうか、これを機会に関係各位に働きかけ、周辺整備も含めてあそこに鎌倉の五山文学にも匹敵する、そして円照寺という本多家の次の次ですか、大多喜城主になった松平家、大河内家の菩提寺であった。そんな遺構を復活させる、復興させる、その手助けをする。これも行政の仕事ではないでしょうか。

近くにも、金比羅様というのがあります。これもどうでしょうか。大多喜の一つの誇りでもあります。

そして、あの近くには、今日は檀家総代の方もいらっしゃっておりますけれども、長楽寺という秘仏殿がある。その秘仏はまだ今の住職は見ていない。ということは、いわれがあるらしいんです。前住職の若松さん、私もよく存じ上げて尊敬しておりましたけれども、若くしてこの世から旅立っていかれました。あの若松さんが生きておったら、あの秘仏殿もまた大多喜の一つの名所になったと、そういうふうに思っております。

また、どうでしょうか。先ほど来、生涯学習課長もお伝えしてくださったように、近代絵画、小髙豊先生の作品が大多喜には数多く残っております。あの中央公民館にも、むき出しのまま、これはすごいことですよね。あの小髙豊先生、日展入選、数多くの日本の展覧会で

席巻した、偉大な油絵画家です。

私、この間たまたま財政課長やその課の皆さんと総元小を見学行った際に見たときに、何と小髙豊先生の初期の作品、ありました。それは本人がただ単なるイニシャルをやっただけです。しかし、こんなに偉大な画家の作品が、町中の至るところにあるんだなと。すごいよその人が、宝の持ち腐れと言うのはよく分かります。

どうしてかというと、私はたまたま小髙豊先生の教え子という方に、東京の荒川区でお会いしました。荒川区は大多喜町と非常に親しい関係のある都市であります。私もたまたま荒川区で仕事をする機会が多くありましたので、荒川区、当時はあった尾久小学校というのがあります。荒川区尾久国民学校時代に、小髙豊先生に私は教わりましたと、そんな生徒さん、児童さん、もうその頃、私ぐらいの年になっていたでしょうか、そのときに小髙先生にはお世話になった、いつか大多喜の地に足を踏み入れたいと申しておりました。私は早速、その年にバスツアーを企画いたしまして、大多喜に連れてまいりました。

つまり、あれだけの偉大な画家が、ふるさと大多喜ではもしかしたら忘れ去られているかもしれないけれども、東京の荒川区ではその教え子たちが小髙豊先生の名前と、そして作品と、そして生まれ故郷である大多喜にいつか行きたいと、死してなお大多喜に人を寄せつけるその魅力たるや、何とすばらしいことでありましょうか。これが小髙豊先生の業績であります。

そのほか、これはよく今活用されております、久保にある郵便局の跡地、あるいは新丁にある郵便局跡地、これは活用されておりません。そのほか、旧ドレメ跡の建物、これはどうでしょうか。前回私もフィルムコミッションということを、ここの議場のところで質問したこともあります。あれは時代背景が大変よく分かる、その建造物なんです。この辺をよくよく執行部としても、あるいは担当課としても、手を差し伸べてみる必要があると思います。

特に、旧ドレメ跡は、ご存じのように旧ミヤタ自転車、戦前のある面で軍需工場かもしれません。ミヤタ自転車の工場、そして事務所、その遺構の一つでもある。大多喜の近代遺産の一つでもあるということを、これはまた伝えていく必要というのは多くあるのではないかなと思います。

そして、図書館天賞文庫、企業による社会貢献活動に伴う、日本最古の起源を誇る近代図書館であります。近代図書館というのは、図書室ではない。図書館法に基づく図書館です。そこには多くの蔵書があります。この中で特筆していただきたいのは、大英百科全書、ＴＢＳブリタニカ、これはどこよりも古い、日本では最古のものがあるということです。国会図

書館よりも古いものが現存している。

私は、どうしてかというと、あるヨーロッパに詳しい方々がお話ししてくださったことを知っております。図書館というのは、ヨーロッパではこの大英百科全書、これがあるかどうかが一つの決め手であるという、そこなんですよ。レストランでいえば三つ星なんです。それが大多喜町にはあるんだと、このことをしっかりと生涯学習、あるいは小学校、中学校、高校の皆さんでしっかりと検証してみる必要があると思います。

その辺のことについて、もし生涯学習課長よりご意見ありましたら、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

文化財指定されていないのであっても、町内外に誇れるものは町内に多く現有していると思われますし、また、文化に関わる史実など、形のないものについても、町内には多く残されていると考えております。

これまで町民に知られていない歴史的な建造物や文献、史跡、遺構などについても、今後、所有者の意向を受けて、町においても調査研究を行い、何らかの形で記録に残していく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　それでは、今後を期待し、次の質問に入らせていただきます。

観光立町と称する、それならば本来どうでしょうか。見やすく、分かりやすく、魅力あるものに、町内の看板にしても、ある程度の工夫を凝らしてみることではないでしょうか。不特定多数の方が分かり得るものを作製することが急務と思われます。国際交流も考え、多国語、多国籍語表記も必要であります。

よく映画ではありませんけれども、未知との遭遇、見知らぬ地を訪れ、夢と希望に胸を躍らせながら大地に一歩を踏み出す、このときめきの一瞬を大切にしたいものであります。多くのロマンあふれる里でありながら、そのことを広くＰＲすることができず、埋没していく現状を見過ごすわけにはいきません。灯台下暗しであってはならないのです。どうでしょうか、所管である産業振興課長より所感を伺いたいと存じます。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問に、産業振興課からお答えさせていただき

ます。

初めに、町で設置している観光案内看板の状況についてご説明させていただきます。

現在、観光案内看板の設置数でありますが、総数で101か所に看板が設置されており、その内訳は、町内が97か所、町外が４か所となっています。また、町内に設置された97か所の看板の地区別の設置状況は、老川地区が26か所、西畑地区１か所、総元地区２か所、大多喜地区67か所、上瀑地区１か所となっています。また、町外に設置された４か所の看板の設置箇所ですが、木更津市２か所、君津市１か所、鴨川市１か所となっています。

次に、看板の表示内容でありますが、行き先案内看板が32か所、名所等の由来を説明する看板が16か所、注意喚起を促す看板が14か所、観光地図を表示した看板が11か所、施設の名称を表示した看板が11か所、施設の名称と由来の両方を表示した看板が９か所、施設の名称と行き先の両方を表記した看板が４か所、宣伝広告用の看板が１か所、その他の表示が３か所となっています。

ご質問のありました国際交流、いわゆるインバウンドを考えた観光案内看板についてでありますが、行き先を案内する看板については一部で英語表記をしており、対応できている部分があるものの、全般的には対応が不十分であります。

担当課としましては、観光案内看板については、今後、多言語表示は必要と考えておりますので、新たに整備するものや改修を行うものについては、可能なものであれば英語表記等を行う方針で考えております。

また、埋もれている観光資源のＰＲというような形のご質問でございますが、町内には観光資源として活用できるものがまだまだ多くあるものと思われますので、情報提供をいただき、その中で観光資源として活用できるものについては、所有者の承諾等をいただきながら、ＰＲを行えればと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　産業振興課長が看板等の設置、そして看板等の内容について、いま一度考え、そして多国籍に対応できるように持っていく、国際社会に向かって生きる、国際観光都市を目指す、そういう意気込みが伝わってまいりました。

私はもう一度、バックしたいと思います。それは大多喜の繁栄している状況がよくよく分かるものが、私たまたま成田山、そして、そこの大多喜図書館に行ったときにございました。

それは昭和５年です。あの戦争の前ですかね、松井天山さんという人が鳥瞰図を残してお

ります。これは大多喜がすごいんですね。ちょうど、あそこは船子、そして泉水、そして上原、西部田、あの辺まで含めて全て網羅されている。その状況を見たときに、よく江戸八百八町と言われますけれども、大多喜というのは昭和の戦前初期はもうすごいんだなと、そういう人の流れる場所であるからこそ、いわゆる鉄道では木原線もその後できたんだなと、そんなふうに感じました。

これはぜひ、今言ったように何を訴えたいのか、何を伝えたいのか、そういうヒントが先ほど来言った大多喜八景、そして今回の松井天山の鳥瞰図にも私は出ていると思います。一度ぜひ検討してみてください。

それから、私は先ほどの看板の中で、町がやる看板も一生懸命やってくださっているのはよく分かる。そこで、ある方が昔、滝を発見しました。幻の滝という滝です。その件の内容については、私も今日、このいなかっぺという本を持参しました。この中で、あの大多喜の小沢又の幻の滝のことが載っております。いわゆる小林進さんが、たまたまこの大多喜に来た。そのときに、山菜取りに来たんだけれども、何か言い知れぬ音がする。その音を頼りに発見した、高さ30メートル、落差30メートルの滝であったと。

そういう内容なんですけれども、私はこの方が既に鬼籍に入っておりますけれども、生前、私の恩師である上条末夫先生の研究室でゼミを開きまして、そのときに講師として招いたことを、よくよくこの方から聞きました。誰も相手にしない。しかし、自分にとってはこの滝こそ命なんだと。私はこの滝を幻の滝、そして命の滝にしていきたいんだと。その情熱は、若い大学の生徒たちをこの大多喜というところに目を向けさせました。今でも合宿等で大多喜に来てくださっている研究室です。

そんなことを、人の心をときめく、思わず魅了する。そこに私はロマンがあると思います。そして、看板も何と、幻の滝、今よみがえるという、そういうキャッチフレーズで作ったと思います。今はその方も鬼籍に入ってしまいましたので、その後は言い伝える方も少ないと思いますけれども、そういうような実話の中に、もしかしたら大多喜のまちづくりの何かがあるんじゃないかなと思います。

また、私は非常に大多喜に著名な方がちょっと尋ねてくる機会がありまして、これは一昨年です。都内より、ハーブ園というところに視察に参りました。ご存じのようにハーブ園というのは、にんべんの高津一族の流れを組む方が作りました。しかし現在は、経営は別形態と聞いております。

しかしながら、ハーブというのは今や国民食なんです。日曜の休日ということもあって、

もう人が混雑して、昼にちょうど入りましたけれども、昼飯は１時間半待ちだよと、こう言われてしまいました。

そこで、私どもはぶらぶら散歩しながら、近くの小さなあすなろという、地元の方のやっている食堂に入りました。一行はその食堂の定食に思わず舌鼓を打った次第です。皆が感激、感動したんです。どうでしょうか、建物のレトロ感もしかり、ここに私は今求めている感性の違い、感性の鋭さ、感性の磨き方を再発見しました。私たちが何気なく地方の小さな食堂だと思っていたものが、都内のある程度いろいろな味を知っている方が、ああここはうまい、そしてこの昭和レトロ感は最高である。そして、ご存じ翌年再び訪れたのは言うまでもありません。

皆さん、そして今後考えていただきたいのは、大多喜再生のヒントというのはそのように町中の至るところにあるんだということを分かっていただきたいと思います。そして、そのことが分かるような、そんな表示も必要かもしれません。私はこのあすなろさんあたりで、正岡子規定食とか、正岡子規春の膳とか作ったらまたいいかなと思いました。そんなことを思う日々が重なっております。

それでは、時間でもありますので、最後の質問に入らせていただきましょう。

白亜の天守に金のしゃちほこ、天然の要塞の地であり、自然水利を活用した築城術、今から430年前、1590年、当時としては関八州に名をとどろかせ、房総最大の城下町であり、併せて、宿場町、門前町の様相であったことが随所にかいま見られます。知る人ぞ知る歴史と文化の宝庫であり、ロマンあふれる里であります。東京工業大学藤岡研究室による、復興天守として再建されたものです。四国にある宇和島城を模した建造物です。宇和島城とはご存じ、あの築城の名手と言われた藤堂高虎が造った城です。県内では、同じような博物館機能としては、関宿城も一瞬、大多喜城かと思うような感動を受けます。

このように、大多喜には大多喜城のみならず、その城下を形成する歴史的資源、城下特有の鍵型十字路、格子戸の家屋、土蔵造りの家屋、多くの民話と伝説の伝わる名所旧跡、これらは町のシンボル大多喜城中心に城下町の再生を図り、文化の掘り起こしを通して、我がふるさとを見つめ直す一つの材料ではないでしょうか。

先ほど来、私が度重なるように松井天山の鳥瞰図、大多喜八景の額絵しかり、これらの文献をひとつ精査して、学術的にも、観光的にも、現実のまちづくりに活用する方向性、これをひとつ考えてみていただきたいと思います。

生涯学習課長に、大多喜城をはじめ、まちづくりの根幹についての所感をもう一度お願い

したいと存じます。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　お城のことについてで……。

○６番（麻生　剛君）　お城です。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

大多喜城につきましては、議員おっしゃるように昭和50年に東上総の地域博物館といたしまして、房総の城と城下町をテーマとする総南博物館が設置されました。平成16年度から有料化され、平成18年度に中央博物館の分館となり、大多喜城分館と改称されました。城郭型の博物館として、中世から近世の武器、武具資料を中心に約2,000点を収集しております。

これまでの資料の展示に加えまして、大多喜町のシンボルとして、観光利用とともに大多喜お城まつり等の地域イベントにも寄与してまいりました。また、旧大多喜藩に係る町指定文化財の保管や、夷隅長生地域の文化財展の開催など、文化財の普及啓発の役割も担ってまいりました。

令和２年２月までの入館者数はおよそ523万人、年間入館者数は平成28年度の10万6,906人をピークに、その後減少傾向にあるというふうに伺っております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　大多喜城が開館して、そして近代、復興天守としてよみがえって半世紀になりました。当時のあの繁栄ぶりは、私が先ほど言いましたように、長生夷隅の昭和、あの写真集の中にも載っております。ぜひまたご参考にしていただければと思います。

そして、私も先年、ちょうど暑い夏でありましたけれども、あそこに登らせていただきました。というのは、ある内閣官房の方が、大多喜城は知らなかったんです。本多忠勝は知っておりました。本多忠勝の造った城がこんな近くにあるんですかと。そうなんですよと。皆さん姫路城には行くんです。姫路城、本多家ゆかりです。しかし、大多喜城になかなか本多家ゆかりの方々は足を踏み入れない。しかし、私は当時、柳原在住の小高勉先生が一生懸命一生懸命ＰＲして、随分本多家の方も来るようになりました。

そして、私が知っているのでは、福島本多の流れを汲む本多キエモン先生が、大多喜城に来た。みんな本多家、江戸時代はあれ、大多喜は10万石かもしれませんけれども、全部合わせると加賀前田の100万石に匹敵する、本多家全部で100万石だそうですね。それぐらいすごい城主が来た。その城主の菩提寺が良玄寺にあるんです。これも私もちょうど議員に復帰し

た、平成29年ですか。たまたま良玄寺を参拝しました。議員各位の皆さんもそうだと思います。あのときに、地元の方が非常にすばらしい史跡を整備していらっしゃる、ああいうことはこれから大多喜城の中で一つ一つ続いていくでしょう。

それで今日は、私はいろいろと質問事項を挙げさせていただきました。そして、担当課も足しげく現場を見て作っていただきました。そんな中で、現実にどう今大多喜は評価されているのか。そのことを申したいと思います。

実は、私が大使館と非常に交流のあったベトナム人留学生、昨年八十有余名、ちょうどゴールデンウイークのときに連れてまいりました。今年はこのコロナウイルスの問題で中止になってしまいましたけれども、レンゲ祭りや二十八市などのイベントに参加、あれは喜ぶんですよ、お金がかからないから。そんなことで、非常に喜んだその足で、いよいよ大多喜城に連れていきました。彼らは大多喜城というのは、本当はコンクリートなんですけれども、もう昔からあると、こう思いまして、そこでの鎧着用の体験、すごい感動したんですね。

つまり、訪日外国人にとって何に興味を持つか。それは、一つは宮殿である大多喜城なんですよ。ですから、今大多喜城が危機的状況にある。しかし、来館者数も頭打ちである。これは認識しております。細かな問題については、後ほど根本議員が皆さん方に問うと思います。私はそのソフトの面、中身の面を問いたいと思います。

つまり、私が申したいというのは、あの大多喜城があることによって、大多喜というのは城下町であった。そして、大多喜城があることによって、城下を成形した町並みが生きてくる。今から百数十年前に、今や世界遺産となっている姫路城、あれは廃城の危機があったんです。あの姫路城が壊されそうとしていた。民間に払い下げようとしていた。二束三文で売られようとしていた。これは当時の価値観です。

明治維新という、ご維新ということで、古いもの、とりわけ幕府の権威は、殿様の象徴は全て無用の長物、みんな破壊してしまうんです。大多喜は、旧制大多喜町中学ができたりして、かろうじて遺構は残りました。あそこにある薬医門も、私が在学中に復活しました。皆さん、薬医門があんなにきれいに、そして、あのリズミカルな様相をそのまま残しているのは、大多喜だけなんです。水戸一高にありますよ、天下の水戸城の薬医門、それも立派です。しかし、大多喜のは華麗さがあるんです。その辺をしっかりと認識していただきたい。

そして、大多喜高校校内には大井戸があります。大井戸、あんな大きい井戸は、どこへ行ってもないですよ。日本一の大井戸です。あれに滑車をつけたり、いろんなことをして、少し、どうでしょうか、手を加える。そういうこともアドバイスしたり、やっていく。それが

一つは観光まちづくりになるんじゃないでしょうか。看板しかり、そして、少し手を加える。それはそうですよ。どんなにいい木造建築であろうが、長年やはり風雪に耐えて雨漏りもするでしょう。それは直さなくちゃいけない。

それと同じように、大多喜のあの優れた遺構を今に生かすには、しっかりとしたサポート体制をつくる。その辺を皆さん、今、日本国は世界に対して、自らの文化を売る時代です。あの明治ご維新のときに、姫路城さえ破壊しようとしたこの国民性を、また再び大多喜城は人が来ないから、大多喜城は耐震構造ができないから、そんな理由だけで無用の長物としようとする、そんな千葉県の行政に対してしっかりと提言して、しっかりと異を唱えていく。その姿勢は飯島町長はじめ、執行部の皆さんは同じだと思います。

ですから、私は文化行政に対して、飯島町政、そして今の県執行部の皆さんは同じ考えであると思っておりますので、再び私なりにいろいろと提言をさせていただきます。よく私も言われます。厳しいことを言うな。しかし、厳しいことを言うというのは、一緒になって仕事をするからであります。一緒になってよくしたいという気があるからであります。そうでなければ何もしません。そうすれば、敵はできませんから。敵ができるというのは、正しいことをやろうとすれば、そこにあつれきが生じるんです。

でも、私たち議員の職責というのは、ある面で厳しいことを言うのがその職責であります。きれいごとを言っては、議員の職は成り立ちません。あえて言います。今、政治は信なくんば立たずと、先ほど来申しています。それは、政治というのは、決断したら実行しなくてはいけません。絵に描いた餅であってはならないんです。必ず皆さん方と一緒に目指す道、ベクトルの方向は同じですから、一緒になってやっていく。

そこでどうでしょうか。お互いにやるのであれば、お互いにもっともっと、私はこの一般質問でも言いますけれども、ある面でお互いに協議機関を設け、その中で切磋琢磨し、そしてつくり上げていく。それが大多喜町の本当の意味でのまちづくりになっていくと思います。

今日は、私は多数の方からご意見をいただこうと思って列挙させていただきました。しかし、担当課長である生涯学習課長、そして産業振興課長、この方々が真摯な姿勢で捉えている、それはキャッチしました。そして、全員協議会の中で、飯島町長をはじめ、執行部の諸君が大多喜城をしっかりと守っていく、その決意を私は受け止めさせていただきました。

だったら後は、行動あるのみであります。共に行動し、そして、この町にとって決して後悔のない時代をつくっていこうじゃありませんか。６番麻生剛、これにて一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　以上で６番麻生剛君の一般質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。

次は、11時25分から会議を再開します。

（午前１１時１６分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２５分）

◇　志　関　武良夫　君

○議長（野村賢一君）　一般質問を続けます。

次に、２番志関武良夫君の一般質問を行います。

２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私は３点ほど質問通告をさせてもらっております。それにつきまして、まず、９月の議会の中でも私は言わせてもらいましたが、人口減少についての取組などを皆さんにお願いしたところでございますが、今大多喜町にとって何が一番大事なのか、そういう何が一つ重大な需要として取り組まなければいけないのかということを考えますと、今は人口減少と、これしかないと私は思っております。

それで、前にも一般質問させていただきましたが、一向に前に進まず、何を考えているのか、今すぐにも取り組まなければならないのではないかと思っておりますが、住みやすい環境、住みやすい環境整備とはどういうことなのか、これを考えてみてくださいということでお願いしておきました。

その点についてまず１点、どういう環境が住みやすい環境なのか、執行部のほうで議論してくださいということでお願いしてありますが、それをちょっと言ってください。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいまの質問に、企画課からお答えをさせていただきます。

住みやすい環境はどういったということなのかということでございますけれども、住みやすい環境というものは人それぞれのいろいろな考え方があると思いますが、一般的には交通の利便性であったり、治安のよさであったり、生活のしやすさ等が挙げられると思います。

第３次総合計画では、まちづくりの基本といたしまして、町民が将来にわたって安全・安心、快適に暮らしていける環境を保持するために、地域と行政が一体となってまちづくりを

進めることが必要であるとしております。このまちづくりの基本理念に基づきまして、前期基本計画では施策項目ごとに基本目標を掲げ、各種の施策を推進しているところでございます。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私もこの第３次総合計画の事案について、私も分かっておりますが、まず、人口減少に歯止めをかけるためには、今の町として第一に、若い人たちに大多喜町に居住していただいて、子供さんたちを育てていただくためにも、そういう環境が必要なんじゃないかと。そういうふうに思うから私は前にも言ったわけですけれども、今の若い人たちには、子供さんたちを遊ばせるところがないと、大多喜町にはない。

よそには広い公園、子供さんたち、老人の方々も一堂に会して、そういったところで楽しむような、そういうところがない。そういうことについて、私はそういう公園のような、そういうところもあってよろしいんじゃないだろうかというふうに思って今言っているんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　公園等の環境整備ということだと思いますけれども、このことにつきましては、12月会議におきましても志関議員からのご提案をいただき、答弁させていただいたところです。

まず、公園等の整備につきましては、第一に総合計画におきまして、施策の位置づけが必要でありまして、そのためには施設整備計画、用地取得費、設計費や施設整備費等の概算事業費、さらには財源の確保が必要となってまいるところでございます。

このため、今後の後期基本計画の策定に当たりまして、住民アンケート、住民公聴会や各種団体との懇談会等の意見等を基にいたしまして、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　今、企画課長が言われましたとおり、確かにその環境をつくり上げるのには土地の買収、そういったものも確かに必要であるというふうに私も認識しております。これをやらなければ、できるわけじゃないんですから。しかしながら、給食の無償化とか、そういうものをやったからといって、我々は子供さんたち、若い人たちの環境整備ができたのかというと、そうではないと私は思っております。

よそにやっぱり若い人たちが居住する、大多喜町から出ていって居住するということは、

やはりそれなりの環境が整っているからこそ他町、他市、近隣のそういったところに行って生活をするんじゃなかろうかと。何ぼ一生懸命に我々がここで言っても、行動に移さないと一向にそういった環境づくりというものはできない。

やはり思い切った事業計画を立てて、そういったものをやっていく必要があるんじゃないか。そういうことをやることによって若い人たちが、また大多喜町のよさを認識するのではなかろうかというふうに私は思いながら、大多喜町の将来のことを考えながら、そういった環境もぜひつくっていただいて、皆さんが楽しめるような、そういう環境をつくってもらいたいというふうに思って今言っているわけですから、ぜひ口だけで言うんじゃなくて前向きに検討して、そういったものをつくり上げるような方向で考えてくださいよ。

そうでないと、いつまでたっても、ここで私が言う、そっちから回答する、そういうやり取りだけで、何回やってもこれでは結論出ない。やはり真剣に執行部の方々がそういったものに取り組むような姿勢を持っていかないと、若い人たちも大多喜町に住んでもらうということはなかなか難しくなってくる。そう私は思うんですが、皆さんはどういうふうに思うか分かりませんけれども、よその近隣の市町村をちょっとずっと見てみてください。

そういう子供さんたちを自由に遊ばせるところが、皆持っとるんですよ。大多喜町にはそういったところがないんですよ。だから、結局はそういう若い人たちの環境に合わない。子供をつくっても、ちょっと遊ばせに行くようなところがない。土日になって休みがあっても、よその町に子供を連れて遊びに行く。そういうことがされているんですよ。

だから、大多喜町としてもやはり将来のことを考えるのであれば、そういったことも真剣に考えて、思い切った事業をやる考えを持つようにしていただきたいというふうに思いますが、その点についてどうですか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　ただいまの志関議員の、若い世代の皆さんがこの町に住み続けられるような、そういう子育てのためのやはり遊び場所、そういう公園等、そういったものを造る必要があるというようなご質問でございます。

これは私ども第３次総合計画の中で、先ほど課長も答弁されましたけれども、まさに子育て世代の皆さん方、または、そういう若い世代の方のここのところの意見交換会等でも、大変そういうご意見をいただいております。また、志関議員さんにも昨年の議会においてもそういうご質問をいただいております。

また、過去にほかの議員さんからもそういうご質問をいただいておりまして、当時、県民

の森に遊具等の遊び場を造るという計画も一旦はいたしましたが、これも県のほうでその敷地に造ってはまずいということで一回流れてしまった経緯があるわけでございます。しかしながら、それから大分時間もたっていることもございまして、やはり議員のおっしゃるとおりであろうかと思います。

そういうことで、町のほうも今、課長会議等を通じまして、これから進めるべき一つの事業の中にこの子供の遊び場所、こういったものを進めていこうということで今既に話し合っているところでございます。

ただ、先ほど課長の答弁にもありましたが、土地の買収、あるいはその規模をどういう程度にするとか、いろいろそういったものをこれから計画しなければなりませんが、とにかく進めていくという方向で私どもは考えておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　公園を一つ造るにしてもどこでも構わないと、空いていればどこでも構わないというようなことではございません。公園にはやはり環境とか、そういったものも十分考えながら、公園としてふさわしいような場所というようなところを考えながら検討していく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

ぜひそういう点についても、今、町長のほうから答弁がありましたけれども、議員の方々もそういうことについては賛成してくれるというふうに私は思っておりますので、ぜひ議会と執行部がそういう知恵を絞って、いい環境の中でそういうものが建設されるように、ひとつ努力していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　２つ目といたしまして、埋立ての件で前にも質問をさせていただきました。埋立て事業の周辺土地所有者等の承諾については、条例から規則で定められている地形やその場所によって、非常に不備が生じると思われ、ただ単に条例の中で500メートル範囲ということで、山、川、そんなこと関係なく地図に丸く円を描いて、それで許可をもらうと。そういうようなことを地権者の方にもらってこなければ許可は下ろせませんよと、そういうようなことでは、私は町のために、発展のためにはならないと思うんですよ。

不備なところは不備なように、やはりそれは町長の権限の中で判断をして、そういったものを解消できるか、できないのか、そういったものも考えながらやってもらわないと、そういうものが記載されているからといって、それに準じて言うということは、一つも町民のた

めにならない。苦労するだけだ、町民が。

そういうことであってはならないと思うし、また、その条例の中の厳しさ、そういうものもなくちゃいられない。これは地域の方々に害を及ぼすような、そういうような状況では困るわけですから、そういうことも十分考えながら、不備なところは町民のためになるような方向で議論していただいて、そういったものを十分執行部のほうでも検討していただいて、それでやってもらいたいというふうに思います。

それと、現在田んぼであって、それを田んぼだって、畑とか田んぼある。そこに埋立てする。その田んぼ、畑の地質調査をしなきゃいけないというのは、それは聞いたんですけれども、それは何のためやるんですか。埋立て残土じゃないですよ。残土じゃない。

○議長（野村賢一君）　環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　志関議員の質問に、環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

埋立ての残土ではなくて、そこの埋立てを予定しているところに。

○２番（志関武良夫君）　今まで造っていたところ。

○環境水道課長（和泉陽一君）　ところの地質調査をやるということで、何でかということでよろしいんですかね。

そちらにつきましては、まず仮に埋立てをする元となる土砂を持ってくると思うんですけれども、そちらにまず埋めた場合ですね。仮に何か出た場合に、その原因がどこにあるのか、それをまず確かめなきゃいけませんので、まずその元となるところがもともと何もなかったのかというのが確認しないといけないので、そこの部分については最初に地質調査をやってもらって、ちゃんとした土壌ですよというのを確認した上で、ほかから土砂のほうを持ってきていただくために、元となるところの地質について調査するものであります。

○議長（野村賢一君）　課長、もう少し、今の答弁を聞いていてもよく分からないんですけれども、もう少しはっきりした答弁はできないの。

２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　それはへ理屈だよ、へ理屈。理屈に合っていないんだよね。今まで造っていた田んぼとか畑があって、そこを埋めるのに何でそこの土と畑の土を検査しなきゃいけないの。俺、検査をするところの会社の人を知っているから、地主に言われて私が頼んでやったら、そうしたら何て言われたと思う。大多喜はうるさくて終わらないから調査、それはできないと、断られたんだよ、それ。

だけれども、私がこういうわけでこうだから、私も前に頼んでいるからね。だから、その人に私は事情を話をして、それでやったら、じゃ、仕方ない。じゃ、やりましょうということでやってくれたんだけれども、あまり大多喜は前回まではそんなにうるさくなかったと。今回変わってから、去年４月から変わってから非常にうるさくなったと。それはどういうことなのと聞かれたから、いやいや、そこのところは私のほうで何とかカバーしますからひとつお願いしますよということで頭を下げてやってもらうようにしたんですけれども、現在の耕作している田んぼとか畑があって、その畑の土を検査をする。持ってきて埋める土を検査するんなら、この話は分かるんですよ。どんなものを持ってきて埋めるのか、その検査の結果をだって出してやるわけでしょう、残土を埋める土の検査を。不純物があるか、ないか、その検査を出してやる。

今現在、畑として使っていたり、田んぼとしてやっていたりする、その土質の検査を５か所穴ほじくってやるって、それはただじゃできないのよ。お金がかかるんですよ。大変なお金がかかる。

○議長（野村賢一君）　志関議員、ちょっとよろしいですか。

質問の事項にはその土質検査のことは入っていないので、それで、だから担当課長も質問事項にないのであれだと思うんですけれども、ちょっと話変えてもらえますかね。

○２番（志関武良夫君）　入っていないんだけれども、これは重要なことだから、だからちょっとね。担当課長もまごついているのかなとは思うんだけれども。

○議長（野村賢一君）　すみません。

町長。

○町長（飯島勝美君）　先ほど担当課長のほうがお答えしましたのは、分かりやすくお話を申し上げますと、農地ばかりじゃなくて、工場の跡地とかいろいろありまして、埋める場合に必ず埋めた土砂の検査もされるわけです。

ですから、そのときにまず、埋める前の土地が汚染されていないかということを、まず把握するということがまず一つ前提にありまして、そこがまず汚染されていないということであれば、今度は埋めてきた土砂の採取をして、その土砂が汚染されていないかどうかということの、２段のこの調査になるものだと思います。

ですから、そんなに深くではなくてある程度、そんなに大きな、１メーターか２メーターぐらいの掘削だと思いますが、そして、そのまず埋める以前の土地の汚染の状態を確認して、その上で埋めていただくと。それで、埋めた泥が今度はそれが汚染されていないかというこ

とで、そういうチェックの形の中でやるということになるので、大変面倒で申し訳ございませんが、ひとつご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　議長のほうから指摘受けましたけれども、町民の中では本当に真剣に考えていることであって、今まで１年半もかかってもまだ許可が下りないというようなことで、町民の方々も非常に何やってんだなんてことになっているんですよ。だから、重要なことだから、ちょっと今付け加えて聞かせてもらいました。

そういう点についても、埋立ての検査を厳重にやっているわけですから、残土の検査はね。だから、そういう点についても、理解できるところは今までなかったようなんですけれども、理解できるところは理解していって、なるべく簡素化の方向で考えてやってくださいよ。お願いしますよ。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　次に、高速バスの件についてお伺いします。

高速バス、大多喜から羽田経由の品川行きの高速バスが出ておりますが、これは大多喜町にとっても非常に大事な事業の一つであることは間違いないんですが、皆さんもご承知のとおり、この高速バスが今、大多喜町のためになっているのかどうか。

個々の考え方や見方によっては異なりますが、これらの現状をよく見極めて、初心のバスを走らせるときの目的、そういうものも十分考えながら判断をしていかなければいけないと思うんですが、今までの運行の結果を見ましても、決してよい状況ではない。確かに、乗車人口は増えてきております。しかしながら、全体的の結果としては、よい状況ではないと思います。運行経費も年々上昇しております。こういうことでは、いつまでたっても黒字の方向に持っていくということは非常に難しい。

京浜急行さんがこの３月いっぱいで契約はもうしませんということで、５年間の契約を打ち切りました。そういう中で、残ったのは非常に苦しい状況に置かれている小湊バスだけ。一番の京急さんのほうは、羽田、それから品川、そういった方面の構内権を持っております。それに乗じて、小湊のバスが運行されていたというようなことでありますので、小湊さんはその構内権を持っていないために、非常に苦しい状況になっているということは間違いないと思うんですね。

皆さんもこの契約、５年間の契約が切れた段階で白紙状態に、白紙の状況になるのかどうか、その点についてちょっと一言言って、お願いします。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいまの質問は、これまで京浜急行バスと小湊バスと大多喜町とで協定を結んできたわけでございますけれども、それが切れたことによって４月以降は小湊さん１社の運行となるような、現在のところそういう方向で進めておりますが、先ほど言われましたその京急の撤退によって、羽田、品川の構内権というようなお話もございましたけれども、ここら辺につきましては京急さんのほうの撤退の文書を頂いた中では、そういった部分については、引き続き京浜急行のほうで責任を持って継続できるような形で進めていきたいというようなお話もいただいておりますので、そういった面では引き続き運行できるものというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　ただ、３月いっぱいの契約が終わった時点では、これ、５年間の契約は打ち切られるわけですから、継続契約じゃないですよね。だから、白紙の状態だということですね。そうでしょう。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　この協定につきましては、協定を今後結ばない場合は３か月前に申し出て、撤退するなりの意思表示をしてもらうということになっておりますので、京急さんについてはそういった意味では撤退をされるという形になります。

小湊さんについては、引き続き協定についての内容については、引き続きやるというふうな方向で今のところお話をいただいておりますので、引き続いていくような形になると思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私が聞いたのは、３月いっぱいで５年間の契約をしてやったのが切れた時点では、それはその時点で白紙の状態なんでしょうということを聞いたんですよね。そうでしょう。

（「そうです」の声あり）

○２番（志関武良夫君）　皆さんもご承知のとおり、２月22日の千葉日報新聞に、４月から９月まで往復３便を走らせるという発表がされました。この時点では私も新聞に出るとは思わなかったんですが、内容的にも詳しく細かく書いてあったんですよね。

そういう点について、その内容をよく知っている人が発表したのかなとは思いますけれども、４月から走行をさせるについては、新契約、新しい契約の下、条件を整えて走らせるの

が適当かなというふうに思っております。バス会社の意向に沿って走らせるんじゃなくて、こちらのほうで条件を整えて、それで走らせるというのが筋だと思うんですね。その点について、どういうふうに考えていますか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいまの質問については、協定がこの３月をもって切れることによって新たな契約を締結すると。それに当たっては、バス会社の意向に沿ったやり方をするのではなくて、町の方針というものを出して、協定を進めていくべきではないかという、そういうご質問でしょうか。

○２番（志関武良夫君）　そうそう。

○企画課長（米本和弘君）　それは当然そういった意味では、そういう形で進めていきたいと思います。ただし、先ほども言われましたけれども、バスを運行するに当たりましては、向こうに入るターミナルとか、そういった部分もございますので、そういった中で時刻等の設定等もいろいろ検討していかなければいけないと思いますので、そこら辺は運行事業者と十分話し合いながら、今後進めていくことになると思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　今の答弁の中でも、経費の削減がされない中で、今までと同じような状況の中、その中で運行される、そういういうふうに小湊さんのほうでは受け止めているんじゃないですか。

　今までのやってきたそういう契約、５年間の契約の中、そういうものの中で運行するということになっているんじゃないですか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　この件につきましては、全員協議会でもお話を申し上げたんですが、契約としては確かにこの３月いっぱいで一旦打切りということになりますので、高輪口が９月までは今までのように入れるということでございますので、９月いっぱいについては残り６か月なんですが、これについては何とかそこは小湊さんは維持しましょうということのお話をいただきましたので、町としてもその間につきましては、何とかその継続の中でお話をさせていただいたところでございます。

　ただ、10月以降につきましては、正式にやはり今の場所にはもう入れませんので、これをまた新たにまたご提案しなければいけない話になるわけでございますけれども、取りあえずそういう中で予算も上げさせていただいているところでございますが、取りあえず京急さん

は撤退になりますが、小湊さんだけは残り半年間については従来どおり動けるということでございますので、継続をさせていただきたいということでのご提案でございます。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私もこの運行については、当初のそういう目的、大多喜町のよさを外部の人たちによく知ってもらって大多喜町に居住してもらう、そういう大きな目的があったわけですね。そういうことをすることによって、人口の減少に歯止めをかけることができると、町長もこれは同じだと思うんですね。私もそれを考えて、それをやってきました。

出費についても町が保障する、その運行については保障する。その辺についても、そういうものが達成される目的を持ってやるについては、私は赤字であってもそれは仕方ないんじゃないかというような、そういう考えがありました。

しかしながら、その年間5,000万以上のバス会社に助成をするということでありましたので、それで経費の削減、これは私、担当課長にも、町長にも言いましたけれども、削減ができるんだから削減の方法を考えてやりましょうよということを私は言ったと思うんですよ。

私が、例えば私がやったとすれば、必ず私はこのバスの運行についての削減は必ずやります。やります。できるんだからやりますよ。だけれども、今の状況で運行したら、これはできません。そういう難しいところがあるんですよ。

時間でいいですか。

○議長（野村賢一君）　うん。

○２番（志関武良夫君）　そういうことがあるので、私は強いてお聞きしているんです。この経費の削減、これは私のほうでも昨日かな、先ほどもらった資料の中にも、３月現在の、昨年度の３月いっぱいからの乗車率の書いたのがありましたけれども、5.8とか、そういったものを提示してありますけれども、やはりその中で削減できるものがやっぱりあるんですよ。

だから、そういったものをバス会社のほうに言って、それで、そういうものをやることによって、少しでも町の経費を軽減するとしていくということをやっていかないと、町民にこれは説明がつかないですよ、今のままの状況でやっていると。

だから、私は少しでもそういう削減方法をこういうふうにやって、それは執行部も、町の議会も一緒になって、削減方法に議論して、こういった方法で努力していますから、ひとつ町民の皆さんもご理解していただきたいというような、そういう説明ができるようにしていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。今までのような条件でやったら、これは説明がつかないですよ。

だから、そこのところをもっと議論して、そして条件を整える、そういう努力をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておるんですが、担当課長、どうですか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいまのご質問ですと、経費面でもっと削減できるような部分があるんではないかというふうなお話でございますけれども、これは当然、高速バスを定期の路線として走らせるには、それなりの許可を得て運行をするものでございますので、そういった中では、バス事業者につきましては必要な運行の経費、そして、それらをうちの町としてもバス事業者からは提示を受けているわけでございまして、そういった内容を今ご指摘ございましたけれども、今後も内容についてはバス事業者のほうとも精査して、経費については考えていきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私も前の会社ですから、知っている人もこの辺いっぱい今、重役の方々、ほとんど知っている。私は違った立場にいましたけれども、知っている人がいます。その中で聞いてみると、条件は今までと同じだよというような、そういう返事をもらったんですよ。

そういうことを、こっちでそれはできるものやらないと、そのままそういう赤字額の大きい、負担の大きい、そういうままやるということになると、ちょっとどうかなというような考えは持っています。

その点、あまりここで追及すると課長もちょっと答弁に困るんじゃないかなというふうに思いますので、そういった点についても十分これから検討していただいて、できるものならやはり経費の削減に努力して、町のためになるバスの運行をやっていきましょうよ。ひとつお願いしますよ。

それと、よろしいですか。

○議長（野村賢一君）　はい。

○２番（志関武良夫君）　京急さんが撤退するという連絡があった時点で、１社だけ残るのはもう分かっているわけですから、緊急性を感じ取って議会の招集とか、そういうものもして、議員の皆さんの意見を聞く、そういう中で検討していくということを私はやるべきだったんじゃないかなというふうに思っているんですね。

これは議会の皆さんのご理解を得ないと、なかなかやはり難しい問題でありますので、黒字になっていればそんなことを一々言わなくたって黒字だから、それはそれでいいんですよ。

いいんだけれども、赤字で大きな投資をするわけですから、だから議員の皆さんにもそういう京急さんから話があった時点で、緊急性を持った中で判断していくべきだったんじゃないかなというふうに思いますが、その点について。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今の緊急性につきまして、議会とのお話ということで今ご質問いただいたんですが、私ども、京急バスさんのほうからご連絡をいただいて、それで即全員協議会のほうにお話を申し上げたところでございまして、私どももお話を伺ってからずっとためていたわけではなかったところでございますので、特に、小湊バスさんと京急さんは、その前に、事前に１回話し合っていたようでございます。そして、その結果を京急さんが私どものほうに持ってきていたということでございます。ですから、いただきましたところで即座に、私どもは全員協議会でお話をさせていただいたところでございます。

そして、先ほども４月から９月までの半年間については、従来どおり品川グースが何とか使えるということでございますので、そこは何とか継続をさせて走らせていただきたいということは、私どものほうお願いをしてきているところでございます。

そして、経費につきましては、小湊バスさんそのものは年間で約2,000万ぐらいなんですね。ですから、実はやはり人件費が物すごく上がってきまして、やはり働き方の改革も含めまして、人件費がどんどん上がってきたということで、なかなかその経費の削減とはいきませんでしたが、小湊さんについてはもうずっとその従来の数字でやっていただきましたので、大体は半期で、これから４月から９月までの半期につきましては約1,000万ということになります。

それで、4,000万のやはり予算を計上いたしましたのは、この昨年９月から今年３月までの予算が3,000万入っているということでございまして、４月から９月は1,000万ということで、4,000万の計上をさせていただいているところでございます。

特に、やはり京急さんが撤退の大きな理由は、何よりも運転手がまず基本的にいないということで、私どもも品川の区長さんのところにもお伺いいたしまして、いろいろとお願いもしてきていたんですが、やはり京急さんにつきましては運転手がいないということで、非常にいろんな路線を撤退していると。それで、品川でも黒字路線も撤退されたということで、いろいろお話を聞いております。

京急さんは黒字、赤字ではなくて、人員削減の中で、羽田横浜線もやっぱり減便をして撤退しているということで、運転手に合わせてやっているということでございますので、特に、

京急の社長とお話をお伺いしたときに、何よりも会社の中でやっぱり労働基準監督署への通報があって、立入りという中にあって、やはり非常に厳しい状態であったということで、国土交通省のほうからも、やはりその辺の改善ということで、免許の問題も話が出られたということで、京急さんそのものはやはり本当に何とか会社運営ということの中で、路線をやむなく撤退しているというところでございます。

そういうことの事情がありまして、今回の原因になったわけでございますが、私どももお話を伺ってから即全員協議会でお話をそのことを申し上げてきたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　このバスを走らせるということについては、やはりもう一度この走らせる趣旨ですね。そういうものを振り返ってみる必要もあるんじゃないだろうかというふうに考えております。

当初は、先ほども言いましたけれども、大多喜の知名度、それから若い人たちの交通網の整備、そういったものの中で非常に大切な交通機関であるというふうな認識を持っておりました。その中で私も賛成したわけですけれども、やはりもう一度よく考えて、そして経費の削減ができるのであればそういうものをやって、町民に説明のできるような状況をつくり上げていくということが私は大切じゃないかなと思います。

ただ単に、赤字だと分かっていて今後も走らせるということは、町民からいえば、じゃ、誰のためにこれは走らせるんだと。今そのデータを見ても、乗車の推移は大して変わっていないじゃないかと、横ばい状態じゃないかというような意見が出てくるわけですね。

そのためにも、やはり知恵を絞って、そういうできるものはやっていくと。やって少しでも町の経費の削減に役立てるというような考えを持っていかないと、私は非常に難しいんじゃないかなと。

それで、10月に入っても、今のところ工事が10月から始まりますね。その期間中の走行の、どこに泊まって、どこで下ろすのかもまだ分かっていないわけでしょう。課長、どうですか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今回お願いをいたしましたのは、３月で打ち切られます京急の、それから４月から９月までのこの間を何とか継続でお願いする話なんですが、特に、やはり３便でも何とか走らせなければいけないなと思いますのは、やはり学生さんが朝の１便で大変今大学に通ったり、または通勤でも使われておりまして、そういう意味で、やはりこれは大変

大きな、若い方々にとって大きな打撃になるということで、私どもは何としてもこれはお願いしているところでございます。

そして、10月からにつきましては今いろいろと進めているところでございまして、これはまた話が進めていく中で、また議会にもお話を申し上げてまいりたいと思いますので、取りあえず９月までは、何とか今の現行の中での継続ということの中で、やはり学生さんの皆さんが急に足がなくなるということは、やはり皆さんが今度は大多喜からやはり東京へ住むという形になりますので、そういったことをいろいろ通学している皆さんからもご意見を伺いながら、３便の運行については今お話をしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　町長の答弁もいただきました中で、一般の町民はそういう目に見えないものはなかなか分からないわけですけれども、数字的なものだけやっぱり見ているわけですね。そうすると、何だ大して乗っていないじゃないかというようなこと、我々は大多喜の知名度、それから、そういう交通網の利便性、そういったものも十分考えながら判断しているわけですから、そういったものは必要かなとは思いますけれども、しかしながら、できることはやりましょうよ。やっていきましょうよ。

そういうことで、私のほうからはお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

午後は、午後１時20分から会議を再開しますので、よろしくお願いします。

（午後　零時１９分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後　１時２０分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君）　一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大綱３点にわたり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱１、電線や道路近くの森林整備についてお伺いをいたします。

昨年秋に相次いだ台風豪雨では、本町でも多くの被害が発生をいたしました。被災された皆様の一日も早い復旧を願うところでございます。特に、倒木等に関係する停電は、想像以上の影響を及ぼしました。国や県では未整備の森林で倒木が相次ぎ、電線に接触して停電原因となったことを受け、来年度予算等で電線や道路近くの森林整備事前伐採と片づけの費用を負担する措置を設け、減災対策に取り組むようでございます。

これらを受け、大多喜町町内を通っている国道、県道における対策と影響はどのように関係が出てくるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　山田議員のご質問に、産業振興課からお答えさせていただきます。

初めに、国や県から示された国道、県道等の施設周辺の森林の防災・減災対策及び被害対策に関する補助事業について、ご説明をさせていただきます。

まず、対象となる森林でございますが、地域森林計画の対象となっている森林となります。また、対象となる重要インフラ施設については、道路、鉄道、送配電線設備となっています。

次に、補助事業の種類でありますが、防災・減災事業として、森林環境保全直接支援事業があり、事業内容は下刈り、枝打ち、除伐、間伐等に対する補助となります。

次に、令和２年度には重要インフラ施設周辺森林整備が新設される予定であります。重要インフラ施設周辺森林整備は、道路、鉄道、送配電設備の重要インフラ施設周辺の森林について、風倒木等による施設への被害を未然に防止するために行う間伐や造林等に対する補助となる見込みであります。また、被害対策の事業として被害森林整備があり、事業内容は、保育間伐等を行う際に、台風等の気象により被害を受けた木の搬出、集積等に対する補助となっております。

ご質問のありました、町内の国道、県道における森林整備の対策と影響についてでありますが、町では現在これらの補助事業を活用した事業の実施予定はございませんが、昨年は台風や大雨等による風倒木が大きな被害をもたらしていることから、今後、町内の国道、県道周辺の森林で特に整備が必要な場所等について、役場内あるいは関係者と協議していきたい

と思っております。

また、来年度県が事業主体で行う町内での森林整備については、現在実施予定はないとのことでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

町でも今後検討していただけるということでございましたけれども、今の県のほうで来年度、実施予定がないというところで回答があった部分において、町として県のほうに申入れをしたほうがいいんじゃないかと思うような場所というのはありますか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ちょっと今のところ幾つか浮かぶということはないんですけれども、一番大きなところで私の身近なんですけれども、小土呂の市部に行くところがかなり被害を受けたという印象がありますので、まずそこは一つそういう対象にしてもいいのかなとは考えております。

ほかにもきっとあるんでしょうけれども、ちょっと今頭に浮かぶのは、そういうところでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私も今、課長の答弁がありましたように、千葉の雪害もありまして、いつも小土呂のあそこの国道の脇ですね。それと、弓木から勝浦に抜けるところもいつもやはり同じような形で、毎回というように起こっているところがあります。

ほかにもあるかも分からないんですけれども、こちらは役場のもしかしたらほかの課の皆さんのほうも含めましてご存じかと思いますので、ご検討いただいて、ぜひまた県のほうに申入れ等をしていただけるとありがたいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　今後、庁内または国とか県の管理者と協議していきたいと思っておりますので、そういう中でお話をしていきたいなというふうに思います。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　よろしくお願いいたします。

次に、この国、県の動きを受けまして、町は町道ですとか農道の電線や道路近くの森林整備について、今後どのように考えていくお考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　山田議員のご質問に、産業振興課からお答えさせていただきます。

町道や農道、または電線で重要インフラ設備に該当する場合は、先ほどご説明しました重要インフラ施設周辺森林整備により整備し、重要インフラ施設の周辺に該当しない場合は、森林環境保全直接支援事業や森林環境譲与税、あるいは森林経営管理法に基づいた森林整備など、複数の事業を活用することにより、道路等の重要インフラ施設周辺の整備が可能ではないかと考えております。

しかしながら、重要インフラ施設周辺森林整備は、道路等の重要インフラ施設を風倒木等による被害を未然に防ぐことが目的でありますが、森林環境保全直接支援事業や森林環境譲与税、あるいは森林経営管理法に基づいた森林整備は、森林を整備することが目的となっておりますので、道路等の重要インフラ施設を災害から守ることを第一の目的として活用することは難しいため、活用する際は慎重な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　その中で、町道の関係で、やはりこれは早めに対応したほうがいいと思っておられる場所というのは、町としてはどのようなところを認識されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　町道のほうは、また管理している建設課のほうとまた協議して、その辺十分検討していきたいなと思います。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

これも、私が住んでいるところの近くということで大変恐縮なんですが、田代から会所へ抜けますあの町道も、毎回のように大きな倒木の被害が起こっております。それから、場合によりましては中野から老川さんに抜けるところのあそこは、県道になりますかね。ああいうところもありますし、聞くところによりますと、こちらのほうの山間部のほうでも起こっているようでございますので、しっかりと町のほうでも精査をしていただきまして、お取組をまた検討していただくことができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、近年、基幹農道の倒木や崩落が、以前にも増して起こっているように感じております。竹も一緒に倒れてくるということもあるかと思いますし、木自体はそのままずれ落ちる

ような形の被害とかというふうにも起きているわけなんですが、この辺については町はどのように今後対策というのは考えていく考えでいらっしゃるのか、お伺いすることができればと思います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　基幹農道ということでございますが、基幹農道ですと平沢から田代に抜ける向ける途中、せせらぎ橋を過ぎて田代に向かう途中で、１か所ちょっと崩落するような場合がありますので、その辺今回の事業が使えるのかとか、そういうのは検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ぜひよろしくお願いいたします。たしか、あそこは緊急避難道路というような指定もある中で、ちょっとなかなか厳しい状況があるのかなと思っております。毎回の崩落が起こります。そういうところもありますし、最近では大雨では今まで起きなかったところが、今も申し上げましたように大きな木が倒れたり、ずれ落ちたりということも起こっておりますので、全体的な部分でまた注意をしていただきながら、ご検討いただければと思います。

ここはもしかすると山という部分にもかかってくるかと思いますので、先ほど課長のほうでもお話ありましたが、森林の整備ということで、来年度予算から森林環境譲与税も２倍になるということで、前倒しで少しずつお金も来るようになっておるようでございますので、こちらの活用も含めて検討いただくことができればと思います。よろしくお願いいたします。

それと、実は２月26日の千葉日報に、千葉市さんと東電さんが災害時の早期電力復旧へ基本協定を結ばれたという記事がちょっと掲載されておりました。ご覧になられた方も多いと思うんですけれども、そこには具体的な内容を盛り込んだ協定は全国で初めてだということで載っておりました。

新聞によりますと、電線に関わる倒木処理は、これまで安全の観点から東京電力の作業員が行ってきたが、覚書を受け、東電の立会いで市でも倒木の撤去作業が可能になり、復旧の加速が期待できる。また、電力施設に被害が与えられると見られる街路樹なども、市と東電が連携して、予防的に伐採する。連絡調整員は、東電が市の災害対策本部に派遣し、復旧見込みや作業の進み具合などの情報を共有、電源車の覚書は、福祉施設や医療施設など、市の希望先に優先的に配置してもらえるように、東電に直接要求できることが明文化されたと載っておりました。

先ほども申しましたが、本町は雪害の影響も発生します。町としても、町に適した内容で東電さんやＮＴＴさんと協定を結んで、早めの対応ができるようになることができないかと思うんですが、町長、この辺多分お考えになったこともあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　ただいまの台風による倒木等によりまして長期の停電ということで、台風19号、15号でも大変記憶にまだあるわけでございます。そういう中で、町のほうも今回の倒木につきましては、特にサンブスギといいますかね、それが非常に芯が既に腐っていて、それは倒木しやすいということと、もう一つはやはり大多喜町の地形からしますと、地盤が非常に泥岩の非常に固い層の上に表層が乗っているということで、非常に根が張りにくいという欠点がありまして、それがやはり倒木に非常に大きく影響したのかなと思っております。

そういう中で、私どもは担当課ともいろいろ協議をしておりますが、国県道は今そういうことで一旦進めておりますが、町道として、やはり民地がたくさんございますので、そういったことも含めまして、どういうふうに進めていくかというのはいろいろと今検討しているところでございます。

特に、参考になりましたのは、九州とか向こうの台風の、要するに毎年来るようなところでは、民地も既にみんないわゆる伐採をしているということで、そういう倒木による電線の被害はないというお話もお聞きしましたので、そういったことを参考にしながら、町として町道、あるいは農道にはどういうふうなことがいいのかというのは今、検討しているところでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　よろしくお願いいたします。

いつもこの質問に対しては、本当に重ね重ねのお願いになりますが、町のご努力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、大綱２、大多喜町木材利用促進方針の策定についてお伺いをさせていただきます。

日本では造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっております。

災害に強い森林であるためにも、木を切って植え、森を育てる循環が必要とのことです。そして、その切った木を使うことにより、地球温暖化の防止、林業、木材産業の振興、森林

整備の促進などに資することにもなってくると言われております。

このような中、国において平成22年に公共建築物等における木材利用促進に関する法律が成立し、同年10月１日より施行されております。この法律を受け、千葉県では千葉県の木材利用促進方針を平成23年５月に策定しております。この中で、県は木材利用の目標として、概要を次のように示しています。

１、低層、これは２階建て程度のことを言うようでございますが、低層の公共建築物について、原則として木造化を図ることを目標とする。２、高層、低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、極力内装等の木質化を促進する。３、備品、消耗品としての木材利用や、木質バイオマスの利用、公共土木工事における木材利用を促進する。４、木材利用の促進に当たっては、可能な限り県産木材の使用に努めるとありました。

この木材利用促進方針は、千葉県内54市町村のうち39市町村で策定されており、72パーセントの策定率となっております。未策定の市町村は都市部が多いように感じられますが、大多喜町も策定がされていないことを知りました。本町では、校舎建設などに木材を活用するなど、積極的に取り組んでおられると思っておりましたことから、意外でございました。

林野庁のホームページによりますと、全国的にも令和元年11月30日現在で、1,741市町村中、1,595市町村で木材利用促進方針が策定され、策定率は92パーセントとのことでした。大多喜町は町の約７割が山林であり、木材利用の促進はＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の観点からも大切なものであると考えますことから、質問をさせていただきます。

今まで大多喜町が木材利用促進方針を策定してこなかった理由は何か、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　山田議員のご質問に、産業振興課からお答えさせていただきます。

木材利用促進方針につきましては、公共建築物等における木材利用の促進に関する法律が平成22年10月１日に施行されたことを受けて、地方公共団体は国の施策に準じて木材の利用の推進に関する施策を策定し、木材利用の促進を実施するよう努めることとされたことから、各自治体が地域の木材を利用し、公共建築物等の木造化・木質化等を推進することにより、地球の温暖化や林業の振興、森林整備の促進などに資することを目的としたものであります。

ご質問の木材利用促進方針を策定してこなかった理由でございますが、本町では木材利用促進方針は策定されていないものの、味の研修館、商い資料館、観光本陣、養老渓谷観光セ

ンター、街なみ整備事業で整備したあずまやや案内看板、大多喜、田丁、横山等の町営住宅及び旧老川小学校や大多喜小学校等の木造化・木質化を、法律が施行される前から木材利用の促進に対する取組を積極的に行っておりましたので、木材利用促進方針を策定してこなかったところでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私も大多喜町が積極的に木材を利用してくださっているというのは本当に感じているところでございます。その中でも、このように国、県でも策定を求めているところでございますので、本町でもこの木材利用の促進方針の策定をして、より一層公共物等に関わる木材の利用を進めて、かつバイオマスの利用等も考えながら、関係事業者間の連携促進に取り組んでいってはどうかと考えるんですけれども、この辺町のほうでは策定をするお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　山田議員のご質問に、産業振興課からお答えさせていただきます。

昨年度より、森林経営管理法や森林環境譲与税が施行されるなど、森林の整備について国を挙げた取組が強力に進められております。特に、これらの取組の中で、森林環境譲与税の使途については、森林整備、人材育成や担い手の確保、そして木材利用の促進及び普及啓発等について活用することとされております。

森林環境譲与税の活用や森林整備を推進する上でも、木材利用の促進は重要な施策の一つとなることから、今後、木材利用促進方針の策定について役場内で協議していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

前向きなご答弁をいただいたとは思っているんですけれども、町有施設の建設とか、改修というのは毎年度どこかで起こっているものだと思っています。できるだけ早い策定をしていただくことがよろしいのかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　早い時期にということでございますが、協議をしていく中でできるだけ早い対応ができればというふうに考えています。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　よろしくお願いいたします。

多くの行政区でも策定ができているということは、ある程度骨子のようなものというのも固まっているものもあるのかと思いますので、参考にしていただきながら本町に合った形のものをぜひ早めにつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大綱３、地籍事業の考え方についてお伺いをいたします。

申し上げるまでもなく、地籍調査事業はまちづくりプラン、公共事業、災害復旧等に欠かせない事業でありますが、大きな費用や住民等の協力も必要となるなど、長期にわたる事業となっております。

国においては昭和26年から実施しているとのことで、平成30年度末時点での進捗率は52パーセントとのことですが、都市部や、特に山間部では、地籍調査は進んでいないようです。

本町でもご努力をいただいておりますが、土地所有者の高齢化や不在化が進行しており、また、これに併せて山林の荒廃や田畑の耕作放棄地なども進んでいることから、土地の境界に必要な人物や物証が失われつつあります。このため、少しでも早い地籍調査の進展が必要になってきていると感じておりますことから、質問をさせていただきます。

初めに、町の長期計画から見た現在の地籍調査事業の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　山田議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

本町の地籍調査事業は、平成27年11月に作成した事業計画により進めております。この計画に記載されている平成27年度から平成30年度までの現地一筆調査における計画面積は8.18平方キロメートルで、実績面積は7.21平方キロメートルであります。

比較をいたしますと、0.97平方キロメートルの減、計画面積に対します進捗率は88パーセントとなっております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　それでは、遅れてしまっている原因というのは、どのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　遅れている原因といたしましては、町から要望している要望額ですかね。それに対します国からの配分額、これが若干少なくなっているのかなというふうに

考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　国からの配分率が少なくなっているということでございますが、そのほかの、お金の部分以外での遅れの原因というのは特段考えられないということなんでしょうか。ないというふうに考えていいのかどうかということでございます。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　地籍調査に関しましては、宅地であったり、田んぼ、畑、そのように見通しのよいところ、また、山間部が多いと見通しが悪かったりいたします。そういうような地形の形状の在り方といいますかね。そういうものでもかなり影響を受けるのではないかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　分かりました。

それでは、先に国のほうの負担金が変更になったというところでお伺いをしたいんですけれども、配分が変わったということですが、内示率はどのように変わられたんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　地籍調査事業の負担割合、これを初めにお答えさせていただきたいと思いますけれども、この事業は国が50パーセント、県が25パーセント、残りの25パーセントを町が負担して事業を進めております。この負担割合につきましては、事業当初から変更はございません。

続きまして、内示率の経過についてご説明をしたいと思います。平成27年度から令和元年度までの要望額に対します配分額、この割合ですけれども、平成27年度は86.6パーセント、28年度も同じく86.6パーセント、平成29年度は75.2パーセント、平成30年度は66.9パーセント、令和元年度につきましては77.7パーセントとなっており、５年間の要望額に対します配分額、これは76パーセントとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

そうしますと、この後に出てくる本年度予算の補正予算では、国土調査事業費としてマイナス3,481万円ほどありましたけれども、この分が要望よりも減ったという部分の解釈ということでよろしいでしょうか。

そうすると、このように毎年減ってきている理由というのは、どういうふうなことが原因で減ってきているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　国の配分額が少なくなっている理由としましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、国土調査事業、地籍調査事業ですけれども、これはかなり有効といいますか、それをやることによって道路を造る際の境界の確定、また、今回のような災害等におけます復旧、これにも迅速に対応できるものというふうに考えております。

そういう有効性から、全国の自治体でも進めていこうというようなことを考えている自治体も多いかと思います。ということで、全国でそういう自治体が増えることによっては、現在やっている、そういう団体が増えることによって、各自治体への配分額も、これも少なくなってくるのかなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　手を挙げる方が多くなってきたことによって、全体の中からの取り合いで減ってきているというような解釈をさせていただいてよろしいかなというふうに考えました。

町としては、本当に少しでも大きなお金をもらって、どんどん進めてもらいたいなという思いもあるんですけれども、その中で、ちょっと私が調べていましたときに、国が支出している地籍調査の推進に係る国庫負担金の中に、地籍調査費用負担というのと、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）というのがありました。

多分、地籍調査費負担金というのが今私がお話しさせていただいている部分なのかなと思ったんですが、もう一つこの社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍調査整備事業）というのはどのようなもので、どんなことに使うことができるものなのか、ちょっと調べたんですが私分からなかったので、お伺いできたらと思うんですけれども、ご回答いただけますでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　社会資本整備円滑化地籍調査事業、この事業はどういうものかというようなご質問だと思いますけれども、地籍調査事業に係る国の補助金につきましては、先ほど申しました地籍調査費負担金、通常のもの、これのほかに平成28年度から社会資本整備円滑化地籍調査整備事業というものが、これが創設をされました。

この社会資本整備円滑化地籍調査整備事業は、社会資本総合整備計画区域内で、この社会

資本総合整備総合交付金事業、この事業に先行、または併せて実施する地籍調査事業で、通常の負担金とは別に交付をされるもの。例えば、社会資本整備総合交付金の計画にある道路改良工事、こういうものがその社会資本整備総合交付金の計画にあるとすれば、その交付金の計画に計上されている事業があれば、それに先行、または併せてこの地籍調査を行うときに対象となると。

いわゆる国の社会資本整備総合交付金事業と、これのいわゆる国庫補助事業ですね。それがあるところのエリアに対して、この地籍調査をやる場合には、それはまた別で交付されるものというふうな事業内容というふうになっております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　すみません。ちょっと私には難しくてついていけなかったんですけれども、この今の総合交付金も、大多喜町で地籍調査に使えないのか、使えたらいいなと思ったもので伺ったんですが、これは大多喜町では使うことができない形のものというふうに解釈させていただいていいのか、それとも、何かこういうふうにすれば使えるんですよというものがあるのか、もう少し私に分かるように説明してもらえますか。すみません。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　申し訳ありません。ちょっと細かな説明になりましたけれども、現在、社会資本整備総合交付金につきましては、今現在、町では橋梁の点検、またはトンネルの点検、いわゆる重要インフラの点検、これと、それに係る補修、修繕の工事、これが社会資本整備総合交付金、これを活用しております。

そのほかにも、町のほうで道路改良、いわゆる国庫補助事業の対象となり得る道路改良事業にも手を挙げておるんですけれども、なかなか国のほうではこの重要インフラである橋梁の点検、それから修繕、トンネル点検、修繕、こちらのほうに趣を置いてありまして、なかなか町の国庫事業でやるべく実施したい事業にはなかなか配分が回ってこないというような状況です。

ですから、そういうのがそういうこの社会資本整備総合交付金の対象となるものであれば、対象となるのかなと思いますけれども、現段階ではなかなか活用できない事業というふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　分かりました。

今日は地籍調査ということで質問させていただいておりますので、この事業はちょっとな

かなか地籍の調査に直接ということでは難しいということで、教えていただいたというふうに思います。

それで、これは町としては国とか、県とかへこの事業費をもっと増やしてほしいみたいな要望とかというものも行ったりとかはなさっているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　私はここ２年ほど建設課に在籍させていただいておるんですけれども、その間ではちょっとないのかなと思いますけれども、ただ、以前にはこの地籍調査に関しまして、国に、また県のほうに要望に行ったようには記憶しているんですけれども、申し訳ないです。ちょっとそこら辺は定かではございませんので。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　先ほど課長からお話がありましたように、予算が減額になることによって、なかなか予定どおり進まないというお話がありました。それは本当に大多喜町だけじゃなくて、ほかの市町村さんもこの事業を使いたいということなので、十分理解できるところではあるんですが、先ほども申し上げましたように本当に高齢化、または人がいなくなってしまう中で、やはり少しでもこの事業を早めに実施してもらう必要があるのではないかと思いますので、ぜひ機会がありましたら町、もしくは関係する行政区さんとかと、皆さんでもっと国に出してもらえるような、要望というものなんかもしていただくことが大事なのかなというふうに思うんですが、その辺というのは、そういう機会というのがあるのかどうかという部分も含めていかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　国への要望につきましては、これまでも町村会ですとか、そういう団体で、県で取りまとめをいただいてやっているものも現在ありますので、その辺に関しましては、庁内の中でいろいろ協議させていただいて、そういうものができるのかどうか、また議論していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ぜひよろしくお願いいたします。

町が悪いわけでも全然ないんですけれども、やはりここ、お金がないと進まないという部分があるようでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それと、先ほど予算以外に地形の問題があるというようなお話もありました。場所によっては町なかの地籍調査、それから山間部のほうの地籍調査とかというふうになってくると思

うんですけれども、この山間部の地籍調査に関しては、やはり国としても非常に進まないというような考え方を持っているようでございまして、ちょっと先日あるところで見つけたものなんですが、実証実験という形で行われたというものが載っておりました。

やっぱり山村部における地籍調査の進捗をどうしても、進捗の加速をしなければいけないということの中で、山の中に入っていくとか、そこの中に入って立会いをしてもらうとかというのは、なかなか難しいということのようでございます。

その中で、実証実験されたのが新しい手法で、現地に行っていた測量作業を、空中写真等から解析したリモートセンシングデータを用いて、机の上で行うことが可能になったということらしいんですね。そうすると、立会いにわざわざ山の中に入らないで、そこにデータとしてあるものを見ながら皆さんで協議をしていただいて、立会いと同じような形でやっていただくというものが実証実験をされたということで、この手法が今後進むことによって、山間部の地籍調査が進んでいくのではないかというような期待が持たれているようなんですが、課長、この件について多分ご存じだと思うんですが、どのように町はお考えになられますでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　山田議員のおっしゃっておりますのは、今、国では地籍調査の迅速化のための手続の抜本的な見直し、いろいろ協議されているようでございます。

その中に、今言われているリモートセンシングデータ、いわゆる空中写真、または航空レーザ等の測量データを活用して、現地に入らずに調査しようというものが検討されております。

この山間部におけるリモートセンシングデータを活用した地籍調査につきましては、幾つかの実施主体で試行的に導入されているというような話を伺っておりますが、まだ国土交通省では手法の確立までは至っていないというのが現状のようでございます。

ただ、こういう新しい技術を活用したものが国等のほうで認められてくるのであれば、そういう手法を用いることで効果的な現地立会い、現地に行かないから現地立会いとは言いませんけれども、そういう調査ができるのであれば、それは効果的なものであると思いますので、国等の動向を見ながら、導入できるものであれば町のほうもその導入できるかどうか、見定めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　分かりました。

地籍調査はまだまだ長く続く事業だと思いますし、いろいろな部分でそういった山間部の問題も出てくることかと思いますので、新しい手法なども出た場合には検討をいただきながら、また進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、最後に町は今後、地籍調査事業計画の計画推進について、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

予定は立てていただいているんですけれども、予定が減ってきていて、少しずつやっぱり進まなくなってきている。だけれども、私たち町民からしますと、いや、むしろ前倒しでやってくれ、やってもらわないと困るんだよねというぐらいの思いがあるんですが、町はこの辺をどのように進めていくお考えでいるのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　山田議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

令和２年度は、新たな国の第７次国土調査事業十箇年計画がスタートする年となります。今申しました、国では地籍調査の迅速化のための手続の抜本的な見直しとともに、都市部や山間部における新しい技術を活用した調査の効率化に向けた検討がされてまいりました。それは、今申しましたリモートセンシングの話であります。

この第７次国土調査事業十箇年計画につきましては、今国会で関係法案の審議が行われ、その後、都道府県等との協議終了後、策定されるものと思われます。これを受けて、都道府県計画が策定され、県内の国土調査事業実施自治体に十箇年の計画事業量が示されることとなります。

現在、町では平成27年11月に策定した事業計画により進めております。令和２年度には、国及び県から計画が示されますので、県から示されました事業量に併せ、町の計画の変更を行い、地籍調査事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　県等との絡みもありますので、大変難しい状況ではあると思うんですが、これ、国土交通省が示されている地籍調査状況マップの中の大多喜町の調査状況マップで、進捗率、大多喜町は19パーセントということになっております。

先ほど、全国では五十何パーセントということの中で、かなり前から地籍調査は行われておりますので、年数的にはまだ大多喜町は浅いほうなのかもしれないんですけれども、何度も申し上げて申し訳ないんですが、本当にこれは大変重要な事業で、かつ大変地味な事業だと思います。粘り強く実施をしていただきたいと思いますし、県等の意向も踏まえるとは言

いながらも、町としてどのようにしっかり取り組んでいくのかというところも踏まえていただいて、計画がさっきも求めました遅れるのではなくて、可能であれば前倒しでできるくらいの計画策定をお願いして、進めていただくことができたらありがたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　この地籍調査事業につきましては、住民の方からできるだけ早くというようなお声も大変いただいておるところでございますので、町としてできる限りそういうことの期待に応えられるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　町長、一言どうですか、今の。

○町長（飯島勝美君）　ただいま課長が答えたところでございます。ただ、確かに19パーセントという、非常にまだまだ進捗率が全体から見ると低いというお話にあるわけでございますけれども、これも全国の自治体というのは全部一律の面積ではございませんので、大多喜町は千葉県の町村では一番広い面積を有しておりまして、ですから、非常に狭い面積の20キロ平方とか、30キロ平方のところは早く終わるんだと思いますけれども、そういう意味では非常に大多喜町は大変面積が広いので大変ではございます。

ただ、少しでもやはり国の予算づけをいただきながら進めているわけでございますが、その中にも、また今は全国で始めておりますので、また、いわゆる測量する事業者の人手の問題もやっぱりそこに関わってきまして、お金だけあれば進められるかというと、なかなかそうでもないということで、そういった両面をしっかりとまた進めていかなければいけないと思いますが、一日も早い地籍調査を進めて、完了に近づけられればと思っています。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　町長、よろしくお願いいたします。

そして、最後にもう１点だけお聞きしたいんですが、この地籍調査の外での測量以外に、中での事務作業というんでしょうか、そういったものも大変量的にあるというふうな話も伺っております。

以前の決算か何かのときに、登記というんですか、それがちょっと遅れていますみたいなお話を伺ったことがあるんですけれども、そのときに伺ったところでは、なかなかやはり専門性があってなかなか難しいというんですか、慣れるまでにも時間かかってというようなところもあったように伺います。

こちらのほうは今後どのような形で人材を育てていくというんでしょうか、その辺はどの

ような感じで考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　地籍調査ですけれども、今年、現地の一筆調査が終われば、翌年度にその成果を閲覧、その後国、県の認証を経て登記というふうな流れになっていきます。

その際に事務手続、いわゆる閲覧までは委託の事業者さんにお願いして、その後事務作業となっていきますけれども、ここの職員につきましても、いろいろ研修とか、そういうものもありますので、そういうものを活用しながら、先ほど議員の言われた人材育成等についても進めていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　来年度予算にも職員の研修費のようなものも、地籍調査事業の中でも設けてくださっていたかなというふうにも、私はちょっと見させていただいたんですけれども、もしこの中でこの人材育成がもうちょっと研修として必要であれば、本当に増やすというような柔軟な考え方もしていただきながら、人材育成に対応していただくことができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩したいと思います。

なお、２時25分から会議を再開します。

（午後　２時１２分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後　２時２５分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君）　一般質問を続けます。

次に、５番吉野僖一君の一般質問を行います。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、より住みよい町をつくることについてお伺いします。

飯島町長さんの３期目の公約として、「共に築こう、自立と緑の大多喜町!!　地域資源を活かした協働のまちづくり」として、８つの項目を挙げております。つきましては、本公約の経過報告についてお伺いします。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　ただいま吉野議員のほうから、住みよいまちづくり、それに伴いましていろいろ私が申し上げてきたことについての経過報告ということでございますので、今まで進めてきたことについてお話を申し上げたいと思います。

私は町長になりましてからもう既に３期目、10年を過ぎたところでございます。今年で11年目になるわけでございます。私は当初からずっと申し上げてきましたのは、やはり財政基盤の安定強化というのが町政運営の基本にあるということを、私は常々申し上げてきているわけでございます。これは住民の皆さん方にも、また議会でも度々こういうお話をさせていただいております。

やはり財政基盤の安定をしていくということ、健全化ということは、様々な事業をする、進めていく上で、やはり非常に大事なものでございまして、やはり私がいつも申し上げておりますのは、入りを量っていずるを制するということをお話を申し上げております。

これは何を申し上げますかというと、収入に対して支出というものはバランスよく、やはり収入に上回るような支出をしないようにということが、常に財政基盤の安定、あるいは健全化の中で重要であるということを申し上げて、常に職員にもそのことをしっかりとお話をしてきているところでございます。

そして、財政基盤の強化の部分につきましては、やはり我々地方自治を預かる者として、住民福祉の増進が本旨であります。住民福祉の増進を進めていく上で、やはり収入というものがなければ、なかなかできないわけでございますので、収入を増やしていく、いわゆる財政基盤を強化していくということで、常に私の町政運営の基本というのは、財政基盤の安定強化というのを掲げて、これは10年間ずっと同じようなお話をさせていただいております。

それで、この財政基盤のいわゆる安定強化ということにつきましては、これを進めていく上で一番大事なことは、これはやっぱり人が実行していく上で、これは人が必要であると、人がなし得るものであるということをお話ししております。ですから、人材の育成ということを掲げているわけですね。

ですから、人材というものを育て、なお次の時代を担う皆さん方に育てて、それで、次の時代を担っていただくということでございます。それで、特にその人材育成の中では、子供

さんを含めて、将来の大多喜町を担う子供さんたちに、教育というものにもしっかりと光を当てて、財源を投じながら、やはり育てていく。それが大多喜町の将来を担っていただくわけでございますので、その人材育成の基本に教育があるわけでございます。

また、教育にかかわらず、我々も含めてやはり成長していかなければならないわけでございます。そういうことで、町のいわゆる町政運営の基本であります財政基盤の安定強化を進める、実行していく上に、やはり人材の育成というのは非常に大事であるということは申し上げて、これは常々申し上げているわけでございます。そういったことで、私の町政運営は10年間変わらず進めてきているところでございます。

また、一方で大多喜町の今の現状というものを捉えたときに、何が課題かといいますと、人口減少でございます。先ほども質問がございましたけれども、この人口減少をどう止めるかということが最大の問題であると思っています。少子高齢化と言われて久しいわけでございますけれども、やはりその人口減少の最大のものは、やはり若い方が減少しているというこの状況、これが少子化を生んでいるわけですね。それが人口減少に拍車をかけているところでございます。

最近の人口減少の状況を見ていますと、社会動態と自然動態というのがございます。社会動態というのは、転出、転入というものでございます。自然動態というのは、出生と亡くなられる方、この２つがあるわけですね、人口減少の。それで、社会動態の転出、転入については、ほぼ縮まってきておりまして、大きな差がなくなってきておる状況でございます。

しかしながら、やはり自然動態の出生と亡くなられる方の差がどんどん開いているということで、非常にこれが今、人口減少の大きな要因になっているわけでございます。しかし、その要因の元は少子化にあるわけですね。亡くなられる方に対して、出生は本当に２人、３人ということで、その差がどんどん開いて、今、人口減少の大きな原因になっています。

そういうことで、若い方の定住化というのが今、町の最大のやはり課題であり、若い方が大多喜町に住み続けることができる、そういった施策というものを今は様々進めているところでございます。

そういうことで私も10年間、様々な施策を進めてきているわけでございますが、その経過ということで、今まで進めてきたことにつきましては、それぞれ所管課のほうから進めてきたことについて、それぞれ発表させていただきたいと思いますので、それぞれの所管課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　今るる細かく説明ありがとうございました。

ただ、当初の８項目の中で、歴史文化の薫るまちづくりということで、ＮＨＫの大河ドラマの誘致活動ということで、一生懸命皆さんやっております。

それで、前回も一応質問したことなんですけれども、大塚山にＮＨＫの車がまだ置きっ放しなんですよね。それは何か予算ついて、近々工事やるということであるんですけれども、やはりＮＨＫの車だからイの一番に下ろしてやらないと、大河ドラマのやっぱり誘致ということもあるので、できるだけ早めに対処してほしいということで、その辺があれですね。その辺について、大河ドラマの誘致活動ということの進捗状況は、その後どうなっていますか。

急なあれで。これは８項目の一応、公約の中に誘致ということで出ている。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　産業振興課から、歴史と文化の薫るまちづくりというところでご説明のほうをさせていただきます。

産業振興課で、歴史と文化の薫るまちづくりに関して取り組んできた事業といたしましては、城下町の街なみ整備、城下町案内人や手づくり甲冑教室に対する支援、お城まつりの開催、ＮＨＫ大河ドラマ誘致活動に対する支援、釜屋の改修等がございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　それで、今回の一連のコロナウイルスのことで、いろいろイベントが中止になっちゃっているんですけれども、これは決定ですかね。ちょっと今、質問のあれにあれかもしれないですけれども、大きなイベントがるる何かホームページを見ると、中止になっているということで。

○議長（野村賢一君）　吉野議員、これは通告外じゃないでしょうか。イベントの話は。

○５番（吉野僖一君）　一応だから、そういうまちづくりということでやっているので、完全に中止ということがあるかないか、その辺の。

ホームページを見ると、みんな中止になっちゃっているんだけれども、その辺見直しが効くかどうか、その辺だけでいいです。現時点では中止。

局長。

○議長（野村賢一君）　資料はない……。

○５番（吉野僖一君）　分かった。じゃ、現時点ではホームページ掲載どおりということで、全て中止ということですね。今後、見直すあれはない。

○議長（野村賢一君）　今朝、皆さんのところに、イベントの中止のあれは行っていますよね。

○５番（吉野僖一君）　うん。だから、見直し、今後どうなるか分からないけれども、それは完全に、もう完璧に全部全て中止ということですか。その辺を。

○議長（野村賢一君）　全部が全部じゃないでしょう。時期があるでしょう。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君）　現時点で予定されているイベントが中止になるということですか。

（「はい」の声あり）

○５番（吉野僖一君）　了解。

○議長（野村賢一君）　俺が答弁しちゃうのはないよな。

○５番（吉野僖一君）　すみません、ちょっと脱線しちゃって。

そういうことで今、一生懸命飯島町長頑張っておりますので。

この中で、やっぱり福祉の拡充と充実ということであるんですが、確かに高齢化社会で本当に人がいなくなっちゃって、西畑のほうは特にそういうことで、非常に厳しい状態ですよね。

実際に、うちもスタンドをやっているんですけれども、高齢者のために頑張っていたんだけれども、やっぱり免許返納とかなんとか、そういうことでやっぱり営業というか、継続ができないような状態になってきている。

そういうことで、今後そういうこともいろいろとはあると思うんですが、飯島町長さんも、職員もみんな頑張っているのに、私のできることが何かあるかなと思って、今すごく悩んでいるところなんですが、おかげさまで西中のことは、三育さんがこの４月からということで、一応活気づくと思うんですよね。

そういうことで、昔から大多喜町は観光と教育の町ということでやっておりますので、こういうシルバー人材、子育て支援、福祉の拡充と充実、雇用促進、歴史と文化の薫るまちと、１番の財政健全化、地元産業の育成、地域資源を活かした協働のまちづくりということで、一生懸命私もフォローしてやっておるのですが、なかなか町の活性化というのは、いわゆる難しいというか、人がいなくなっちゃうというのは、本当に子供もいなくなってきちゃうし……。

○議長（野村賢一君）　吉野議員、下向いて何しゃべっているとわけ分からないんだけれども、答弁。それで、１から８までありますよね。

○５番（吉野僖一君）　そうですね。

○議長（野村賢一君）　それで、町長も先ほど答弁しましたけれども、担当課もその回答をできるらしいので、だから聞いてもらってください。

○５番（吉野僖一君）　すみません。町長さんがみんな答えてくれちゃったので。じゃ、すみません、順序よく。申し訳ない。

○議長（野村賢一君）　じゃ、１の地域資源を活かした、それからだね。

○５番（吉野僖一君）　じゃ、１つ目、地域資源を活かした協働のまちづくりについて、お伺いします。担当課長からあれば。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　それでは、地域資源を活かした協働のまちづくりについて、産業振興課からお答えさせていただきます。

観光面や産業面で本町にある地域資源として考えられるものとして、まずは大多喜城と養老渓谷が代表的なものとしてございます。そのほかに、城下町、麻綿原高原、大塚山、蛍、いすみ鉄道、タケノコ等の農産物、たけゆらの里や、やまびこセンター、地域で活動する団体や人など、多くの地域資源があると考えております。

このような地域資源を活用し、産業振興課では地域資源と地域住民等と協働し行ってきた事業として、街なみ整備、城下町案内人、遊歩道等の観光施設の管理や整備、町を挙げてのお城まつりの開催、葵の会や下大多喜レンゲ祭り実行委員会との協働によるイベントの実施、関係区や関係団体と協働による紅葉まつりやホタルウォッチングの実施、地域住民が農地や里山の持つ多面的機能を維持発揮するための活動に対する支援の実施、地域や関係団体と取り組む有害獣対策等がございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　ただいまのご質問に、健康福祉課からお答えさせていただきます。

保健福祉サービス等を効果的に実施するために、地域の関係団体との協力、連携が不可欠であり、そのための体制づくりを進めていく必要があります。民間の福祉活動の中核的団体である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会、自治会及び関係団体との連携を強化し、地域の保健福祉サービスの充実を図っているところでございます。

特に、介護予防を目的とした地域のボランティア活動は各地域において活発であり、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるようにと、

国が進める内容と一致する部分も多く、活動が評価され、国及び県から表彰を受けた団体もあるところでございます。

今後も、保健福祉サービスを効果的に実施するためにボランティア団体への支援を行い、活動しやすい体制をつくるなど、大きな地域資源であるボランティア団体の協力をいただきながら、協働のまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　次は、財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　財政の健全化について、財政課からお答えさせていただきます。

飯島町長の公約の一つである財政の健全化については、先ほど町長のほうからも説明していただきましたが、大多喜町第３次総合計画及び実施計画の基本目標の中で、行財政運営にもあるとおり、大多喜町の財政を将来にわたって持続可能なものとするため、経費の節減と予算の厳正な執行に努め、事務事業の情報化及び計画的、効果的な行政運営を推進し、健全な財政基盤の確保に努めるものです。

総合計画では、成果指標として５つの指標を設定してありますので、それぞれの指標の目標値及び平成30年度決算における実績値を報告させていただきます。

まず１つ目に、実質公債費比率、こちらの目標値6.5パーセントに対し、実績値5.2パーセント、これは低いほうがいいというものです。次に、将来負担比率、目標値60パーセント、実績値21.4パーセント、こちらも低いほうがいいというものです。経常収支比率、目標値90パーセント、実績値90.3パーセント、こちらはほぼ目標値どおりです。次に、町税の収納率の現年分、目標値98.3パーセント、実績値98.4パーセント。最後に、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の実施率、こちらは町税の収納率を上げるためのものです。目標値が75パーセント、実績値75パーセント。以上、各指標におきまして、ほぼ達成の見込みとなっております。

また、町債の残高については、平成21年度のときには約48億5,000万円ありましたが、平成30年度決算では約44億円と減少しております。基金についても、平成21年度には約19億6,000万円だった基金残高が、平成30年度決算では25億7,000万円となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　歴史と文化の薫るまちづくりにつきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

これまでも芸術・文化活動の拠点施設の整備といたしまして、中央公民館ホール棟のトイレの改修など、利用しやすい施設の改修に努め、また、文化団体連絡協議会への活動支援など、町民が芸術・文化活動を実践する場所、芸術・文化に直接触れる機会や環境の充実を図ってまいりました。

また、本町には県下でも有数の文化財が残されております。これを次世代に確実に継承するため、文化財保護に係る団体や、町民の皆さんと町が一体となって、適切な保護、保存に努めてまいりました。

これからも住民ニーズに対応できるよう、活動施設の整備、充実を図るとともに、町民が自らの活動を発表する場の充実と、文化活動への町民参加の促進等、さらなる芸術・文化活動の活性化を図ってまいりたいと思います。

また、文化財は町民が郷土に対する誇りや愛着を創出するものであること、同時に、観光資源としても十分に生かすことのできる地域資源であることから、利活用を促進させるため計画的に取り組むとともに、町の内外に効果的に発信し、活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　雇用促進のための新たな開拓について、産業振興課からお答えさせていただきます。

雇用促進のための新たな開拓に関して取り組んできた事業といたしまして、株式会社グランブーケ大多喜や有限会社藤井商店の誘致、株式会社ハマイや神保電器株式会社等の工場拡張、施設園芸農家等に対する支援による経営規模の拡大に伴う雇用の創出、大多喜町観光協会への支援や連携に伴う雇用の創出、その他に雇用の促進につながる事業として、町内企業の雇用促進パンフレットの作成及び配布を行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　福祉の拡充と充実について、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

少子高齢化の進んだ現在、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていける環境の整備及び高齢者の健康づくりの取組を支援し、健康寿命の延伸を図るとともに、心身ともに健康に暮らせるまちづくりが求められています。

今後、高齢化がさらに進展し、高齢者が在宅での生活及び介護が困難となることが想定さ

れる状況において、介護環境の充実を図るため、高齢者福祉施設等の整備推進を行いました。

一つとして、施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせるなど、多機能なサービス利用が可能な小規模多機能型居宅介護施設であり、本年度中に開設予定でございます。

さらに、常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護の提供を受けることが可能な介護老人保健施設、いわゆる特別養護老人ホームですね。こちらについても整備及び運営事業者を決定し、令和４年３月中の開設予定で準備中でございます。

今後も、介護を受ける方一人一人のニーズにマッチングしたサービスが受けられるように、福祉サービスの充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　次は、教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　教育課から、子育て支援と教育環境づくりにつきましてお答えさせていただきます。

給食費無償化につきましては、子育て家庭の負担軽減の施策の一環として、大多喜町第３次総合計画の前期基本計画に位置づけし、平成28年度に中学生の給食費無償化、平成30年度に小学生の給食費無償化を実施し、現在も引き続き無償化を行っております。

続きまして、小中学校教室へのエアコンの設置につきましては、学校関係施設の充実の施策の一環として、こちらも第３次総合計画の前期基本計画に位置づけし、小中学校全普通教室へのエアコン設置工事を平成30年度に事業着工し、令和元年６月下旬に事業完了、本格的な夏を迎える前の７月上旬から使用できることになりまして、快適な条件で授業を受けられる環境となりました。

続いて、保育園、小学校、中学校と連続した英語教育の推進につきましては、特色ある保育の実施と子供教育の一環として、こちらも大多喜町第３次総合計画の基本計画のほうに位置づけをしまして、地域人材の積極的な活用として、三育学院大学のＡＬＴによる園児を対象とした英語教育、小中学校全学年では外国語活動を取り入れ、英語を介したコミュニケーション能力の充実を図っております。

また、平成30年度からは英語教育支援アドバイザーをコーディネーターとして、保育園、小学校、中学校までの英語教育に関わる連続性を考慮した年間計画の作成や、授業に関わる指導、助言や、講師及び教員への研修会などを実施しているところです。

以上です。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　シルバー人材の活用促進について健康福祉課からお答えさせていただきます。

シルバー人材の活用については、主に大多喜町社会福祉協議会のシルバー人材センターが担っているところでございます。平成21年のシルバー人材センター設置以降、取扱作業数、登録者数及び受注数は着実に増加し、近年は事業規模1,200万円前後で推移しているところでございます。

シルバー人材センターは、会員に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支え、人手不足の解消を図ることを目的としていることから、今後もさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　吉野議員に申し上げます。これで８項目の答弁は終わったと思います。

続いて、質問をどうぞ。

○５番（吉野僖一君）　本当にすばらしい大多喜町になる、チーム一丸となってまちづくり、これを本当にもっとオープンにしたほうがいいような、大多喜町ではこういうふうにやっているんだということを、やはり選挙のときじゃなくて、ふだんやっぱり大多喜町はこうやってやっているんだというものを、情報化社会で、こういう英語教育とか、そういう皆さん一生懸命教育から、福祉から、産業から、地域おこしということで、それぞれ本当にチームプレーで、みんな各課長頑張っております。また、議員もこれに賛同して、まちづくりに頑張っていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、予約制乗合タクシー事業について、先ほども言いましたように、福祉の充実ということで、高齢者ということで答弁がありました。

これについて、当初はやはり地区が決まっていて、学校のスクールバスの空いた時間にこの乗合バスを稼働するということで、火曜日と水曜日と金曜日ですか。Ａ地区、Ｂ地区、Ｃ地区、Ｄ地区、Ｅ地区とあるんですが、ただ、この中で駅から１キロ内の方は利用できないというのがちょっと、やっぱり公平性を欠くのではないかと。いすみ鉄道の利用促進もあるんですが、やっぱりこれだけ高齢者、免許の返納者が出てくると、その１キロというのはやはり外して、公平にやっていただきたいということを要望というか、町民の声ということで、いすみ鉄道は100円で、これは400円ですか、片道。両方ともね。町内であればということな

んだけれども、この辺の見直しについて、町長さん、どうですかね。担当課長でもいいし。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　それでは、予約制乗合タクシー事業についてということで、企画課からお答えをさせていただきます。

平成30年10月１日から運行開始いたしました予約制乗合交通、いわゆるデマンド交通でございますけれども、運行後１年５か月が経過しようとしておるところです。初めに、これまでの利用状況を説明させていただきますと、この予約制乗合交通を利用するには利用者登録が必要で、現在29名の方が登録されております。

この登録者数の内訳を見ますと、老川地区が22名、西畑地区が７名という状況でございます。利用実績につきましては、平成30年10月から本年１月までの乗車人数は722人となり、一月平均45人、１日平均2.3人の乗車状況となっております。利用者の内訳は、老川地区が608人で全体の84.1パーセント、西畑地区が115人で全体の15.9パーセントとなっております。

ご承知のように、この予約制乗合交通は当初運行に当たりまして、大多喜町地域公共交通活性化協議会の議案として審議をいただき、運行時から３年間の検証運行として運行区域、運行ダイヤや利用運賃等について承認を得た上で、運行をスタートしたものでございます。

鉄道から１キロ以内に居住する住民の方については、公共交通機関であるいすみ鉄道との競合を考慮し、利用対象区域から除いたものでございます。この内容で地域公共交通活性化協議会での承認を得ておりますので、３年間の検証期間中は現状での運行としていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　今、課長さんからるる説明ありましたけれども、やはり中野駅もタクシーが今ない状態で、やはり免許返納者がすごく増えたということで、できればもう少しこの利用促進ということで、一応その決めは決めですよね。ルールはルールなんですけれども、ある程度見直しをしてほしいというのが町民の声でございまして、できれば１キロとかそういうあれは、もうそういう利用者数もそんなにいっぱいというわけじゃないみたいで、予約制ということなので、確かにいすみ鉄道もシニア会員制度ということで１回100円ですか、そういうことでやっているということで、それはそれでいいんですが、できるだけこれから高齢化ますます、行く行くは私たちもそういうあれになっちゃうので、できればもう少し町民の利便性を考えて、１キロというのはなくしていただいて、一応初めの事業でありますから、それはそれとして、今後見直しをぜひしてほしいというのは町民の声でございます。そ

の辺どうですかね、見直しは。町長さん。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　このデマンドのタクシーにつきましても、これはいろいろ協議をした中での決定で、これは運行しているところでございますけれども、特にこの協議をしている過程の中で、大多喜町には様々な公共交通がございます。そういう中で、いすみ鉄道につきましては、国の補助を含めて、県の補助、あるいは市町村の補助があるわけですね。そういう中で、既存の交通を圧迫することのないようなことということが一つの中に入っております。

そういうことで、その１キロというのが一つの条件、１キロが条件ではないんですが、やっぱりそれを全部取り払って、全部それをデマンドで走りますと、そうすると、いすみ鉄道を圧迫するということで、そういうことの中で、この今の１キロというのはある程度決められてきたところではございます。

ですから、やっぱり大多喜町の公共交通、すべからく赤字でございます。黒字のものは何もございません。そういう中でも、特にいすみ鉄道については膨大なやっぱり援助がされております。それで、国の負担も入っております。そういうことで、既存交通を圧迫しないようにというのは、一つ決められた一つの条件であろうと思っております。そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　重々分かりました。

ただ、身体障害者とか、いろいろあるんですよね。歩いて駅まで行きたいんだけれども、歩けないというか、そういう人もいますので、そういう面も考慮して、今後改善するところは改善してやっていただきたいというか、タクシーもあれもあるけれども、タクシーは今の流れにないんだよね。だから、そういったこともあるから、そういうことでちょっとどうですかね、課長さん。

○議長（野村賢一君）　今、質問ですか。

○５番（吉野僖一君）　うん。身体障害者とか、そういう人もいるので。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　ただいまのご質問の中にありました身体障害者等ということですけれども、そちらにつきましては、例えば外出支援サービスですとか、あるいは福祉タクシーなどの対象になる場合もございますので、そちらのほうをご利用いただければと思い

ます。

以上です。

○５番（吉野僖一君）　分かりました。次にいきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　続きまして、マイナンバーカードの利用促進についてお伺いします。

マイナンバーカードの利用促進について、次のことについてお伺いします。今現在の町のマイナンバーカードの普及率はどのくらいですか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　町のマイナンバーカードの普及率についてということで、税務住民課からお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの普及率についてということでございますが、本町における令和２年１月末現在の人口8,943人に対し、交付件数は1,066件となり、普及率で11.9パーセントとなっております。

また、前年の同時期との比較では、交付件数で162件、普及率では2.27パーセント増加しており、徐々に普及してきている状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　ありがとうございます。

これも町の取得に係る普及促進の対応についてということで、国がやはりその普及をするために、マイナンバーカードに国民健康保険のあれを付加して、これが来年４月からということなんですけれども、その辺は町民も、前年も一般質問してあるんですが、その辺でもっとこう普及できないでしょうかね。

あと、ホームページとかよく、町だよりとか、よくそういう説明をして、普及促進する考えはどうなんですか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　マイナンバーカードの町の取得に係る普及促進の対応についてということでございますので、お答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの普及促進の対応についてということですが、これまで国を中心としまして、各種メディアを利用した広報がされてきております。また、申請については郵送での送付のほか、パソコン、スマートフォンからのオンライン申請など、様々な普及策が取ら

れてきております。

国においては、マイナンバーカードの多様な活用方策の検討などが進められていることから、今後は活用の範囲がさらに広がっていくことが期待されるものと思われます。

本町におきましても、窓口封筒や広報おおたき及びホームページに掲載し周知するほか、受付窓口や各出張所にパンフレット等を常備し、周知を図っているところでございます。さらに、確定申告相談会場にマイナンバーカード普及促進窓口を設け、住民からの問合せ等に対応し、普及促進を図っております。

今後も、国や県などからの情報収集や情報の発信に努め、マイナンバー制度を広く住民の皆様にご理解いただくことにより、マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　このマイナンバーの利用促進を、課長さんが答弁してくれたんですけれども、やはりいろんな付加価値をつけてあげればまた違うかなという思いであります。持っていてよかったなというようなカードにしないとなかなか普及は難しいということで、そういう国民健康保険証とか、そういうものも早くドッキングして、多機能なカードにしていければ、今後ともすごく普及するんじゃないかと思います。

以上で私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

なお、３時20分から再開します。

（午後　３時０８分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後　３時２０分）

◇　根　本　年　生　君

○議長（野村賢一君）　一般質問を続けます。

次に、４番根本年生君の一般質問を行います。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　根本です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は今回、統合のおそれがある大多喜城分館の今後の在り方について、若者の定住化を図るために良好な住宅地の確保が必要であることの件について、大多喜町の土砂災害警戒区域の指定及び急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策工事について、次に、品川行き高速バスを運行するに当たり町民に十分な説明を行う必要性があるのではないかという件について、質問をさせていただきます。

大多喜町は本当に去年の台風から始まりまして、人口減少問題とか、本当にいろんな面で大変な時期に来ているのかなと、非常に思っております。ここはやはり一、二年が非常に勝負の年ではないかと思っているところでございます。その件について、私は今回の４つの件について質問させていただきます。

まず最初に、統合のおそれがある大多喜城分館の今後の在り方について。県教育長は、第13期千葉県生涯学習審議会の第２回会議を、令和元年12月18日に開催しました。その後、２月４日に第３回の会議が行われております。

その中で、中央博物館への機能集約と強化、また、中央博物館大利根分館、中央博物館大多喜分館、関宿城博物館、現代産業科学館、以上の４施設については、県による指導管理者制度の導入ではなく、存続や活用に当たっては、基本的に地元での利活用等を優先させて考えることが望ましいとの結論に達しましたとの記述があります。これは第１次、第２次答申も踏まえて、そのようなことが書かれております。

そこで質問します。千葉県では個々の見直し方針、平成28年７月21日に決定されて以降、現在まで何回も会議を開き、一貫して博物館機能の集約化、地域の博物館は指定管理者制度及び地元市町村への移譲方針の下、検討してきています。そして、第２次答申が行われ、教育委員会もこれに賛同し、多分そのとおりなのではなかろうかと思っています。その間、平成28年に決まって以降、町は県に対してどのような方針に基づき、どのような行動を取ってきたのか伺いたい。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　千葉県の公の施設の見直し方針が示されて以降、町はどのような方針に基づき行動してきたかとのご質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

千葉県では、議員おっしゃるように平成28年７月21日に行政改革推進本部で、公の施設の見直し方針が決定されました。これを踏まえて、博物館・美術館の現状の分散型の施設配置

を見直し、機能の集約化と個々の施設への指定管理者制度の導入、地元自治体への移譲を検討することとされました。

その後、平成29年12月から４回の生涯学習審議会を重ねまして、平成30年８月に第１次答申が示されました。第１次答申では、県立博物館・美術館の今後の在り方のうち、基本的な考え方が示されましたが、施設整備の方向性などは引き続き審議することとなりました。

その後、平成31年２月から３回の生涯学習審議会を開催、令和元年９月に審議会内に博物館・美術館部会を立ち上げ、博物館・美術館部会は令和元年９月から４回の部会を開き、令和元年12月18日に、生涯学習審議会に答申をいたしました。

県に確認しましたところ、生涯学習審議会では部会の答申を受けて同日開催された審議会において、第２次答申の素案を検討したということでございます。

町ではどのような方針に基づいて行動してきたかということでございますが、県からは担当レベルでの説明を受けておりますが、町といたしましては、全員協議会でお示しをさせていただきました意見書の内容で、県に対して施設の存続と、引き続き県においてこれまでどおり維持管理をしていただけるよう、強く要望してまいったところでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　じゃ、その間、県の担当課のほうから、こういった方向性で動いているということの説明を受けていたということでよろしいですか。すると、その間は当然、町も大多喜城分館は非常に大切なものでしょうから、ある程度町の考え方に基づいて、県のほうとも折衝とか、町の考え方とかを述べて、町のほうとしてはこのように考えているんだというような折衝等はしなかったと、担当者から話を聞いただけで、そうですかということで終わっていたということですか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまご回答しましたとおり、説明を受けました。その中で、それに対して町としての考え方として、県のほうで引き続き管理、維持管理をお願いしたいと、そういうことでお願いしてまいりました。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ですから、県と交渉するのに、個人的ですけれども、早めに町の方針を決めて、町の意向を率直に伝えるほうがよかったのではないかと思っています。それはそれで私の考えですので、これでいいです。

続きまして、次の質問にいきます。県の要請に基づき、11月20日付で県に対して町の意見

を回答しましたが、その内容については、全員協議会でその内容の文書は配付されましたけれども、どのような手続を取って、どのような手順を取ってこのような回答文書が出来上がったのかお聞かせください。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

令和元年11月15日付で県立博物館・美術館の利活用についての照会文書を受理いたしました。内容は、平成28年７月に公の施設の見直し方針で、博物館の現状の配置を見直し、機能の集約化を検討するとともに、博物館について指定管理者制度の導入や市町村への移譲の可能性を検討していること。また、平成30年８月に生涯学習審議会から示された第１次答申では、全県域を俯瞰する役割の博物館について機能強化を進めること、地域史と特定テーマを扱う博物館は、長期的な視点で地元での活用を含め、現状の県運営の在り方を見直すとされておりました。

このことを踏まえまして、県教育委員会から現段階での県立中央博物館大多喜城分館に係る大多喜町の利活用の可能性について、意向の確認があったものでございます。

回答につきましては、大多喜町文書管理規程の規定に基づきまして、町長まで決裁を受け、回答したところでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　その際、そうすると、担当課である生涯学習課で起案して、町長の決裁を受けて回答したということでよろしいですか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　正直に言って、本当に大多喜城は大多喜町にとって非常に大事なものです。回答するに当たって、議会の意見とか、関係団体、商工会さんとか、観光協会さんとか、そのほかにも非常に関係する団体があると思います。その辺の意見も聞きながら、この回答文書を出すという考え方はなかったんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　事前に相談がなかったかということでよろしいですかね。事前に相談がなかったかというご質問かと思いますが、全員協議会のときにでもお話をさせて

いただきましたが、回答期間が非常に短く、また時間的に余裕がなかったことから、議会につきましても、事後報告をさせていただいたところでございます。

時間的な余裕があれば、当然関係者との協議も重要であったんじゃないかと認識しております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　時間がある、ないの問題ではないと思っています。回答する前に、少なくともこういった形で回答するよといった内容の説明があってもよかったんじゃないかと。大多喜城分館は本当に町民挙げて、行政だけじゃなくて議会も挙げて、本当によりよいものにしてかなくちゃいけないという観点からすれば、時間がある、ないにかかわらず、ある程度こういったのが来たんだよという報告なり、相談なりがあってもよかったんじゃないですか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　時間がなかったからということで申し上げたんですけれども、その間、非常に期間が本当に短くて、間に議会も入っておりました。言い訳になりますけれども、事後報告をさせていただいたところでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今後はいろんな面で多くの人たちに意見を聞いて、いろんなことをやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　副町長。

○副町長（西郡栄一君）　確かに議員さんのおっしゃるとおり、いろいろな方の意見というのは非常に大切なものだというふうに認識しております。ただ、今回の文書というのは、先ほど担当課長のほうからお話ししたように、施設の存続と引き続き県においてこれまでどおりやっていただきたいというような内容ですので、これは多分いろいろな方が集まっても同じような答えになるということで、町のほうでそういうお願いをしたというようなところでございます。

その後のまた、ほかの話はまた別として、とにかく今のままそのまま存続するんだとしていただきたいんだというのがこの町の趣旨でございますので、それについてはいろいろな団体の方、議会の皆さんも同じようなお考えの下で進んでいただけるということで、回答したところでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今後は、いろんな方面の意見を聞いてやっていただければと思います。

続きまして、千葉県生涯学習審議会については、公開され、傍聴も可能でした。また、第２次答申の中に、大多喜城分館の今後の在り方についての記述があります。その記述の内容はどのようなものなのか。また、公開され、傍聴も可能だということでした。これには、傍聴に行ったんでしょうか。お伺いします。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまの質問に、生涯学習部からお答えをさせていただきます。

12月18日に開催されました生涯学習審議会は、公開であったことは承知しております。当日は、生涯学習審議会から第２次答申がなされたわけではなく、博物館・美術館部会からの答申が素案という形で生涯学習審議会に提出され、それを審議したものと伺っております。

また、素案の中で、大多喜城分館に関する記述があるかとのご質問でございますが、大多喜城分館につきましては、これまでの実績や地域における役割に鑑みて、引き続き地域振興、観光振興等の面で活用できる可能性が高く、地元からも同趣旨の意向が示されていることから、地元町における有効利活用に向けた協議を進めることを望みます。その際、耐震性、バリアフリーに課題があるため、早期に結論を出すよう努める必要があると考えられますとの記述がございました。

最後に、今後も地元自治体や関係機関等と協議を踏まえながら、在り方検討を具体的に進めることが必要であるとまとめられておりました。

それで、傍聴の件なんですが、傍聴については当日は行ってございません。その理由につきましては、既に意見書を提出しておること、また、統一意見などを求められる場ではなかったということから傍聴はしておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　傍聴は抽せんだから、そこで抽せんに当たるかどうか分かりませんでしょうけれども、やっぱり大多喜城は非常に大事なものなので、傍聴に行けばそれなりの、どんな意見が出て、どういった審議会だったのかということがすぐ分かるわけですよ。すると、すぐ対応もできるわけなんです。もし町の意向と大幅に違うような意見でも出ていれば、それについては早急な対応もできると。多分この傍聴に行かないと、あとは議事録を県が公表するまで待つということになりますかね。２週間か３週間ぐらいかかりますでしょうか。

だから、やっぱり熱意を持って、ああ、大多喜町は傍聴に来たんだな、熱意があるんだなというところをやっぱり見せると同時に、一刻も早く情報を得ることが必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　情報を得る必要があったのではないかということでございますが、私どもとしても事前に意見書のほうを提出してございます。その内容については、一応県のほうからも確認がございました。その内容で進めるというような話でございましたので、当日は傍聴をしておらないということでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　じゃ、今後このような会議があったときには傍聴に行きますか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　この大多喜城の問題につきましては、今課長もいろいろお答えしておりますけれども、県のほうは、町のそれぞれ設置してある町の意向を無視して進めることはまずないわけでございます。必ず協議をして進めるということでございます。

その中で、私どもも地元の県議、小高県議、または小路県議にも、ちょうど小路県議がその委員会の委員長でございます。そういうことで、十分その辺も、旨もお話をしてございます。そして、大多喜の意向はこうであるよということもお伝えをしておりまして、ですから、当然県のほうは、町とそれから十分な協議の中で、両者の合意のいく上の中で、やっぱりいろいろ決定されてくるものと思っておりますので、まだこれから県の方向としては、一つは千葉の中央博物館のほうに全て一本化するということは、この前の全員協議会でもお話を申し上げましたけれども、全国に博物館はあるんだけれども、県で４つも５つもあるというところは千葉県だけしかないんだと。

ほかはみんな１個であるということでございまして、県の方針はそこにまとめるという方向ではもう決まってきておりまして、それはもう我々が意見を言って変える余地のものではないわけですので、これから今私どもは県と協議することは、町の考え方と県の考え方、それをこれから踏まえながら、先ほどそこにもありましたけれども、まずはそこに耐震化がございません。耐震化がないところでございます。

そして、バリアフリーをどうするか。また、屋根の瓦等も、あれは普通の瓦じゃないんですね。ですから、全体的に５億円以上かかるということでございます。そういった問題もこれから話し合っていかなければならないわけでございますので、いずれそういう話を受ける

にしても、指定管理にするにしても、その辺が完成しない限り、あの建物は耐震化のないものは使うわけにはいきませんので、そういったことをこれから協議の中に入ってくるわけでございますので、その都度また議会とも協議をしながら進めますが、または、町が移譲を受けるということになれば、またその段階でまたそれぞれの団体の皆さんとも協議をしなければならないと思います。

そういうことで、まだ今は県とはこれからそういうまず莫大なお金をかけるところをどうするかというところの話合いからまず入っているところでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今後は県の来るのを待っているのではなくて、積極的に町のほうで、町の意向を早めに伝えて、町の少しでも有利な条件で移譲が受けられるように、町のほうが積極的に動くべきではないかと。向こうである程度形が決まってきちゃうと、なかなか言い返すことは難しいと思うので、早めに町のほうの考え方を示して、早急にやっていただければと思います。

続きまして、城下駐車場有料化については、大多喜城分館では入場者の減少につながるのではないかと大変危惧していました。有料化になってからも大変危惧しているところでございます。

有料化については、理解を得ることができたのか伺いたい。また、議会でもトイレの利用者はどうなんだ、物産店の利用者はどうなんだ、物産店の利用者、お店をやっている人に聞きましたところ、お城に行かないお客でも、そこの物産店に食事に来てくれる方が結構いたそうです。そうすると、城に行かなくても、そこでおそば、仮に500円のものを食べるときに、200円の駐車料金を払って食べてもらうのが非常に心苦しいというような意見も出ています。

その辺も含めて、やっぱり物産店さんとかも含めて、有料化についてはやっぱり十分な説明をして、了解を得るべきだと思います。お城とか、物産店の人たちには理解を得たのでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

有料化について理解を得ることができたのかにつきましては、大多喜城分館とは、昨年の１月までに館長と３回説明をさせていただき、県の本課とは、昨年の２月と３月に説明をさせていただき、理解をいただいたと認識しております。

次に、トイレのみ利用者と物産店を利用する方への説明でありますが、これらの方については、利用者が特定できないため、特に説明をしておりません。また、物産センターに出店している方については、平成30年10月に、それぞれ店舗または自宅に伺い、駐車場の有料化についてご説明をさせていただき、その時点ではご理解をいただいたと認識しております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　理解を得たという、これは役場の多分一方的なあれじゃないですか。我々が言ってもあそこは町がやることですからね。誰も何も言えないわけですよ。借りる人にしても、町がやることについて、そうですかと聞くしかないんですよ。やめてくれと言っても、なかなかそれは自分のものじゃないんだから言えない。お城にしても、町がやることに対して、県が嫌だよということは言えないですよ、表立ってね。聞くでしょうけれども、分かりましたとは言うでしょうけれども、表立っては私、言えない立場だと思います。

それで、何かのときにその条件に同意を得なければ何事もできないというものは、同意を得るために一生懸命やるでしょう。同意を得なくてもできるものもたくさんあると思います。その際は、余計同意を取るよりは、もっと丁寧な説明があって、それで同意を得るようにしてやったほうが、今後、私はお城ができるときから仕事柄携わっていましたけれども、県と町は本当に一体となって、駐車場がなければどうするんだとか、いろんな面で協議しながら進めてきたものだと思います。

県が大多喜町に大多喜城を造ってくれること自体、本当に今で見ると奇跡的なことなんですね。それは、町と県が一緒にタッグを組みながら、お互いの信頼関係をつくりながら一緒にやってきたものだと思っていますので、今後はお城とか、あの出店者の方々とも十分話し合って、駐車場のことを決めることができるのかどうか。それと、物産店の前の駐車場ですね、５件ありますよね。そこは、無償でとめられるような券とか、何か考え方はあるでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　駐車場の運営につきまして、今後何か変えるようなことがありましたら、当然指定管理者のほうと、また、物産店ですとか、お城等と必要な協議はして、今議員さんがおっしゃるとおり、これまで以上に丁寧な説明、また理解を得られるような説明をしていきたいというふうに考えています。

また、その物産店の前に５つとか、そういうものというのは、ちょっと今場所的にはもうそういうスペースがございませんので、新たに設けるというようなことはちょっと難しいか

なと考えています。

物産店だけを利用する方がいらっしゃるということなんですけれども、ちょっと離れていますけれども、公民館の駐車場ですとか、そういうところをちょっと利用していただくような形であれば、ちょっと無料でできるのかなと考えておりますので、その点はちょっとなかなか難しいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　城下の有料化については、様々な意見があることをご存じだと思います。やはり事業をやるからには一人でも理解者を増やして、一人でも多くの方の賛成の下にやっていただければと思います。

続きまして、大多喜城は大多喜町にとってかけがえのないものです。これはもう誰もが町民であれば思っていることだと思います。大多喜城なしでは町の活性化を図ることはできません。来年度は、正式な、この間全員協議会のときに行政側の説明で、今後は観光協会とか、商工会とか、関連する団体と議会も含めて、その対策について協議会とか何かそういったものをつくって対応していくんだよと、様々な人の意見を聞いて、県に対して対応していくんだよという発言があったものと思っています。

もしそれをやるのであれば、来年度はそれなりに協議会とかできれば、当然お金がかかります。ある程度の予算づけが必要ではないかと思います。会合を開いたり、どこかへ行けば旅費もかかる、チラシを作ればチラシ代もかかる。やはりある程度予算づけして、町のやる気を見せて、町は本当に本格的にその対策について取り組むんだという姿勢を見せるべきだと思いますけれども、来年度はどのような予算づけが行われるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　ただいまの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

大多喜城は町のシンボルであり、大多喜城がなくなることは避けたいという思いは、根本議員さんはじめ、皆さん同様であるというふうに考えております。

今後、県の生涯学習審議会で第２次答申が示されることで、県との協議が始まることが想定されますが、12月の全員協議会でも説明をさせていただきましたとおり、町執行部だけでなく、議会、商工会、観光協会など、関係者のご協力をいただき、多方面からの意見を集約して協議に臨んでいきたいと考えております。

これからも存続に向け、議員の皆さんはもとより、関係者や地域住民の方々の思いも合わ

せて、県のほうに届けていければというふうに考えております。

予算につきましては、当初予算には計上しておりませんが、今後、対応策等に対するご意見などを伺う中で、必要に応じて予算措置をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　新年度予算の当初予算には入っていないということですけれども、私は大多喜城は非常に大切なもので、大多喜町の命運がかかっていると言っても過言じゃないと思っています。それを当初予算に計上しない、必要があれば補正予算で計上する。

補正予算とは、急に突発的な事故があったときに、緊急的にお金がないので補正するというのが一般的じゃないでしょうか。当初から予定されているもの、当初からこれは何とか町民挙げて努力してやっていかなくちゃいけない事柄で分かっていることであれば、やっぱりある程度会議費ですからそんなにかからないでしょうけれども、20万か30万か分からないけれども、当初から予算を組んで町が積極的にやるんだという姿勢を見せるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　当初予算で取る必要があるのではないかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、議会の皆さん、商工会、観光協会など関係者の皆さんにご協力をいただくような形の中で、よりよい意見を集約していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　じゃ、当初予算には計上しないけれども、補正予算では見る予定だよということでいいですか。

○議長（野村賢一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君）　先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、皆さんのご意見などを伺う中で、必要に応じて予算措置をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　私は一番ちょっと心配しているのは、大多喜町との協議が調わないうちに、県のほうでどんどん先行されちゃって、大多喜町の意見が通らないということがあると非常に困るかなと。それには町の熱意と情熱をあれして、本当に予算も計上をつけてやっ

ているんだということを、やっぱり内外的にも示すべきだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、若者の定住化を図るために良好な住宅地の確保が必要であるという件について。令和元年の出生数は17人であると思われます。今年も同様の内容だと、大変なことになります。少子高齢化に歯止めがかかりません。若者定住化が喫緊の問題である、その件で伺いたい。

今までほかの議員の一般質問の中でも、定住化は非常に喫緊の課題だという行政の答弁もたくさんありました。それで、１月の広報を見てみると、１月の出生者数ゼロとなっていますよね。本当にそれを見て、ちょっとどうかなという、やっぱり本当に早急に対応しなきゃならない問題だと思っています。

その件で質問します。令和元年の婚姻数は何組か、また、そのうち町内に居住している新婚夫婦は何組あるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　令和元年の婚姻数は何組か、また、そのうち町内に居住している新婚夫婦は何組あるかのご質問について、税務住民課からお答えをさせていただきます。

昨年中の町の婚姻受理件数は17件でございます。また、そのうち町内に居住している新婚夫婦は何組あるかについてのご質問でございますが、受理後の婚姻届については法務局で保管することになっております。町から１か月ごとに法務局に送付してしまうことから、婚姻後の居住については把握はしておりませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　去年17組婚姻したということですけれども、これは例年に比べてどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　例年に比べてというご質問でございますが、現時点で昨年の婚姻数についてはちょっと把握はしておりませんけれども、後ほどお答えということでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　いいです。私は感覚と周りの状況を見ていると、本当に結婚しても大多喜町に住まなくて、茂原とか、市原とか、君津とか、千葉とか、そっちのほうに住んでい

る方が多いような気がしてならないんです。

17組結婚したら周りに１組か２組ぐらい新婚夫婦がいてもいいのかなと思うんだけれども、ちょっと感覚的に半分ぐらいしかいないんじゃないかなということを思っていますので、今後地元に住んでもらうようにするために、いろんな施策を広げたらどうかなという思いで質問しました。

次にいきます。これまでの施策では、若者の定住化は図れないと思われます。人口対策は、私は土地政策、住宅政策であると考えています。若者が住みやすい住宅地の確保が急務であると思います。やっぱり若者定住化は喫緊の課題です。今年度ですか、あの丸スタンドの脇、分譲して４棟、あっという間に売れました。その前、町がやったやつもあっという間に売れました。それで、丸スタンドの脇は４軒のうち３軒が近隣の市町村から移住してきた人たちだということでございます。

やっぱり大多喜町、ほかの地区に比べて、学校は近くにある、高速バスが走っている、ショッピングセンターがある、本当に便利なところだということは聞くんです。しかし、住む住宅地がないんです。若者が住む住宅地がないんです。若者は、古民家とか中古の住宅にはほとんど住みません。特に新婚世帯は、モデルハウスというんですか、ハウスメーカーのモデルハウスを見に行っちゃうと、やはりどうしても新築一戸建てのほうに憧れちゃうんですね。それにはやっぱり土地がないんです。

やはり計画的に土地を造成してやらないと、いろいろ助成金、うち建てたら100万円とか、いろんな助成金もあるんでしょうけれども、それだけではうちに、大多喜に住まないと思うんですよね。一番はやっぱり土地であると。睦沢のほうにも土地が、住宅地が、これは新しくできました。あそこに大多喜の人たちも何件か行っているということも聞いています。

やはり計画的に、住宅地の確保が急務であると思います。今、城見ヶ丘できています。あと、まだ何件か残っているでしょうけれども、今は城見ヶ丘の団地がなかったら、どうなっていたかと思うと、非常に暗い気持ちになっちゃうんですね。

ですから、やっぱり計画的に住宅地の確保が必要だと思います。これについては早急にやるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいまの質問に、企画課からお答えさせていただきたいと思います。

第３次総合計画の前期計画では、基本構想に掲げる本町の将来像、「ひと　まち　みど

り　未来に光り続けるふるさと　大多喜」を実現にするために、基本構想に示された分野ごとに、基本目標の達成に向けて取り組むべき具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための指針としているものでございます。

この前期基本計画では、定住促進プロジェクトとして住宅政策を掲げ、土地の有効利用に向けた取組を進めるとともに、良質な住宅や宅地の供給を促進することとしておるところです。このような政策目標に基づき、町有地を活用した宅地の販売や、企業向け住宅の整備等を実施してきたところでございます。

根本議員も言われるように、住宅地の確保というものは急務であるとの認識は同じでございますので、今後も住宅地の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ぜひやってください。住みやすい住宅地があるだけで、それだけで本当に、よっぽど効果があると思うんですよね。お城が見えて、本当にこんなところはないなという方が多いですから、やっぱり計画的にそれをやっていかないと、ミニ開発がぼんぼん行われちゃうと、余計おかしなものになっちゃうので、やっぱりある程度計画をつくって、それで一度にその計画をやらなくてもいいと思うんですよ。

やっぱりここに幹線道路を造る、ここに道路を造る、ここにどうするという計画をつくって、それで今年はここの区画をやるんだ、次はこの区画、それで、町で全部やる必要もないと思います。民間と提携して、民間の事業者にやってもらう。町は地主とその民間企業の間に入って、いろんなお手伝いする。やっぱりいろんなやり方があると思うんです。町が直接やることもいいでしょう。ただ、町で直接やるとなると、いろんな負担面の大変なこともあるでしょうから、やっぱり民間企業と提携してやるなど、いろんな方法があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、いきます。大多喜町の土砂災害警戒区域の指定及び急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策工事について。県では、令和２年５月末に指定率50パーセント、令和３年５月には土砂警戒区域の指定を100パーセント完了させるということが新聞記事、県議会でもそのような答弁が行われています。

大多喜町においても今後、土砂警戒区域の指定が大変多くなると思います。県が土砂警戒区域の指定完了時期を示したことについては、どのように思いますか。また、その対策は進んでいますか。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　ただいまのご質問に、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

現在指定されております土砂災害警戒区域に加えて、新たに土砂災害警戒区域が指定されることによりまして、ハザードマップなどによる住民への周知、また、災害の発生するおそれが生じた際、その区域住民への周知及びまた避難について対応していくことが必要であると考えております。町といたしましては、危険箇所が明確になることにより、住民の安全を確保する上で大変有効であるというふうに考えております。

追加指定されることへの対策でございますが、今までの指定区域と同様の対応に加えて、指定箇所の増加に伴い、災害の危険が切迫した場合における居住者等への安全な避難先を確保するために、指定緊急避難場所の見直しと、住民への周知について、共に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　よろしくお願いします。

続きまして、②、③はちょっと一緒の内容なので、一緒にやっちゃいます。

今後は、今はソフト面のことは説明がありました。やはり今後はハード面の対策、この辺についてどうするのかということが急務であると思います。それで私、議会などで何回も言っています。急傾斜地崩壊対策工事を実施するための進捗状況、ハード面は、やっぱりこの急傾斜地崩壊対策工事を行うのが一番ベストではないかと思っています。この進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　根本議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

本町の土砂災害警戒区域の指定箇所は、令和２年２月20日現在22か所で、今後指定されると思われる基礎調査完了箇所は194か所であります。この全てをハード対策で実施することは、膨大な時間と費用がかかることから難しいと考えております。

議員もご存じのとおり、土砂災害警戒区域等における災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法では、このような全ての危険箇所を対策工事、いわゆるハード対策により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となることから、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整理等のソフト対策により推進していくものと考えております。

また、急傾斜地崩壊対策工事の実施のための進捗状況ですけれども、現在は想定される全体事業費を捉え、それに係る町の負担額、地域住民受益者の負担額と歳出など、関係課を交えて協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　前回の議会でも、関係課と協議しているという答弁だったと思います。いつ分担金条例ができて、分担金条例ができた後はどのような流れに沿って、少しでも早く急傾斜地の崩壊対策工事ができるのか教えてください。

○議長（野村賢一君）　建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　いつまでにその分担金徴収条例の改正をするのかということですけれども、現在、負担割合や負担方法等について検討しておりますので、できるだけ早期に決定できるように協議をしております。

また、分担金徴収条例制定後の流れというようなことでよろしいですかね。急傾斜地崩壊対策事業の実施までの流れということですけれども、県の土木事務所のほうにお聞きしましたところ、急傾斜地崩壊対策事業実施に係る区域指定がされると思われる所有者等から、区域指定がされることに対します同意書、また、要望書を町に提出され、町はこの要望書を受け、町から県に対し、事業実施に係る要望書を県に提出することとなります。

その後、県により現地調査や危険性の判定、事業決定前の測量が行われ、指定区域の決定となるという流れになろうかと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　やはり少しでも早く、大雨のときは逃げられるけれども、地震があったときにはもう逃げられませんので、早急な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、いきます。品川行き高速バスを運行するに当たり、町民に十分な説明を行う必要性について。品川行きの高速バスの運行が大変厳しい状況になっています。今後、５年、10年と安定的に運行するには、抜本的な改善が必要であると考えます。その件で伺いたい。

公共交通、一番重要なことは安定的に継続して、５年、10年、20年走らせるということです。今回、京急さんが撤退してしまって、当初はそんなこと考えていなかったでしょう。だけれども、撤退して、便数も半分になりました。やはり、これについては今までのことを反省して、いいところはもっと伸ばす。工夫しなくちゃいけないところは工夫して、５年後、

10年後、20年後も安定的に走らせるような体制をつくらないと、事業者にとっても、大多喜町にとっても非常に不安な面が出てくるんじゃなかろうかと思っていまして、その件について質問します。

まず、１番と２番はちょっとこれは同じようなことなので、一緒にやります。当初の運行目的はどのような内容でしたか。また、それは達成されたと思いますか。当初５年以内で黒字にすると計画を立案したが、黒字にするには程遠い状況です。その原因はどこにあるんでしょうか。

当初、議会のほうに説明があった当初計画の中には、ゴルフ場のお客が何人、観光客何人、それで５年で黒字にするよという、こういった計画があります。その計画どおりにいかなかったから、京急さんも撤退してしまったのではないかということも、ちょっと危惧しています。目的とその内容は達成されたのか。それで、黒字にできなかった理由は何でしょうか。教えてください。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　それでは、根本議員の質問に、企画課からお答えさせていただきます。

品川線高速バスは、通学者、通勤者、地域住民、観光客等の利便性の向上及び交流人口の増加を図ることにより、地域振興及び定住化の促進を目的に運行しておりますが、その達成につきましては、まだまだ道半ばであるというふうに考えております。

また、これまでの実績といたしましては、平成27年12月の運行開始以来、本年１月までに６万8,137人、昨年２月からの直近１年間では年間２万4,217人の方に品川線高速バスをご利用いただいております。年間２万人強の方が品川線高速バスにより、大多喜町と都心等を行き来していただいているということは、運行目的である利用者の方々への利便性の向上や、地域振興に大いに寄与しているものであると考えております。

また、当初計画との差の原因ということですが、当初計画では計画最終年の今年度の乗車人員は５万6,761人、１日当たり155.1人、１便当たり12.9人、運行収支では170万2,000円の黒字というような計画でございました。しかしながら、現状では補助年度ベースで今年度の乗車人員は２万3,233人、１日当たり63.6人、１便当たり5.3人、運行収支は5,123万6,000円の赤字となっている状況です。

この原因につきましては、まず乗車人員が見込みどおりに増加しなかったことが一番に挙げられるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　この件については、また後で触れたいと思います。

続きまして、運行以来の赤字補塡額の総計は幾らになるのか。この間、表が来ましたけれども、また改めて。また、運行するに当たり、様々な経費が発生していると思います。定期券の補助金、広告宣伝費、道路、駐車場の整備等、その合計金額は幾らになりますか。教えてください。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　品川線高速バスの運行維持に関する補助金は、運行後に確定した赤字に対して、補助金で補塡をしているところでございますが、補助年度でいいますと、前年の下半期と今年の上半期の運行に対して、補助金を交付しているという状況でございます。

補助金額が確定している運行開始の平成27年12月から令和元年９月までの運行に関わる補助金の合計では、２億1,328万1,000円です。また、品川線高速バス運行に関わる補助金以外の事業費、これは定期券とか回数券の費用の部分でありますが、これが1,381万円となり、事業費全体では２億2,709万1,000円というふうな額となります。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　公共交通ですから、全て黒字になるというわけにはいかないでしょう。しかし、これから大多喜町の財政状況は非常に厳しい状況に来ます。町長も盛んに財政基盤の安定と強化ということもうたっています。やはり乗客を増やす努力、経費の節減、これについてはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。乗客数は公表されていますが、その内訳はどのようになっていますか。今後、乗客を増やすには、観光客が何人とか、ゴルフ場が何人とか、通学客は何人、そういったのがないと今後対策が立てられないと思っています。私が平成28年、今だと５年前ですか、１週間かけてやったデータはありますけれども、その後そういった内訳等は調査とかして把握しているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　そういった個々の乗車人員の調査というものは行っておりません。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　先ほど言いました、これから経費節減と、あと乗客数をいかに伸ばすかということですね。大勢乗っている人たちは余計乗ってもらわなくちゃいけない、当初予定した人数より少ないところは今後乗ってもらうように努力しなくちゃいけない。やはりそ

れには、実態が分からないと対策は練られないんじゃないですか。

やはりそういったことを、実態を把握して、今後とも安定的に走らせていくとか、そういうためにいろいろ考えていかないといけないので、実態はすぐにでも調査すべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　まず、現在の乗客数が公表されていれば、その内訳はというようなことだと思いますけれども、まず、乗車人員については先ほどお話ししたとおりでございますが、その内訳については先ほども言いましたけれども、期間を設けて調査を行って把握をしているというようなことはしておりません。

補助金として助成をしている内容からの推計となりますが、そういった利用者数について報告させていただきますと、通学登録者数が令和２年２月末現在で109人おります。直近１年間の回数券等を定期券購入者から推計しますと、回数券利用者が1,740人、定期券利用者が1,440人で、合計3,180人というような数字になります。全体の13.1パーセントとなることになります。

あと、ゴルフ場利用客につきましては、ゴルフ場のほうから申請等は上がってきますので、その人数について把握ができておりますので、平成30年度で414人となりまして、全体の1.9パーセントの利用というような状況となっております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ぜひ実態調査をして、交通量調査とか、道路なんかもよくやるんですけれども、大体平日１日、土日１日やると、統計的には大体つかめるということになっていますので、２日間やれば大体の目安がつくと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、ちょっと時間の都合で、幾つかすみません、飛ばさせていただきます。５番のほうは、ちょっとすみません、飛ばさせていただきます。

７番、減便することにより利用者の利便性はどうなるのか。昨日ですかね、ホームページに時間表がやっと出てきました、３便の。それで、これだけでは利便性は全然計れないと思うんですね。朝６時に学生が行っても帰る時間が品川行きはありません。利便性は当然下がると思います。その辺はどのように考えて、利便性を上げるつもりですか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　ただいま議員がおっしゃられましたように、１日６往復12便から京浜急行が運行していた３往復６便の減便により半減となるわけですが、減便となる時間帯

の品川線の高速バス利用者にとっての利便性というのは低下するものというふうに思われますが、なお、通学利用者につきましては、品川線の高速バスに合わせて、東京線の高速バスについても同様な補助を実施することによって、利用者への利便性の低下というものを可能な限りで防いでいきたいというふうな考えをしております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません、私の時間の配分の悪さでちょっと押し迫っちゃってきて、最後に、私12番、一番言いたかったことをやります。

今後も路線を変更して運行するとのことですが、５年後、絶対に今回のようなことがあってはなりません。絶対になりません。そうすると、もし５年後、万が一今回のように３便がまたもっと減便になる、最悪なくなっちゃうということがあることはいけないので、それには十分に精査された実施計画が必要です。

住民に説明できる、５年間このくらいの赤字が出るよ、乗客数はこうなるよ、走らせることによってこれだけ町が活性化するよ、それと周辺の整備、駐車場の増設とか整備、裏山が崖地の問題が問題になっていますよね。あと、東京行きの停留所の一本化、あと、２次交通網も非常に大切だと思っています。

そういったことを踏まえて、しっかりとした実施計画、９月以降、品川駅にはもう入れないということです。それをどうするんだと。今の段階だと、何もほとんど決まっていないような気がしてなりません。

もう３月です。利用者にとっては、もう４月から新しい人は４月から、これで行こうかどうか非常に迷っていますよ。早くそういった計画も発表して、十分に精査された実施計画を立てて、５年後、10年後、安定的に走らせていくためにつくるべきだと思います。ぜひつくってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　今年度をもちちまして、京浜急行バスが高速バス品川線から撤退するということは、社会構造の変化等による会社側の経営判断というようなことでございました。

また、運行バス会社との協定期間が満了後ではありますが、町としても非常に残念でありますし、また、利用者の方に対しましても、大変ご迷惑をおかけし、申し訳なく思っているところでございます。

それから、10月以降の高速バスの運行につきましては、現在バス会社等といろいろと協議

をしているところでございますけれども、利用者の方の利便性を最優先に考えまして、路線や運行の方法等を決定してまいりたいというふうに考えておりますので、運行計画につきましても過去５年間の品川線高速バスや、東京線高速バスの運行実績を基に、それらを十分考慮し、策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今、計画をつくるということでしたけれども、それはいつ頃つくるんですか。もう早急につくってもらわないと困ると思いますけれども、いつ頃つくって発表するんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　今、協議中ということをお話をさせていただきましたので、それら協議のある程度方向性が出た段階で、そういったことも考えていきたいと思いますが、今現在いつだという答弁は現段階ではちょっとできません。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　議員としても、町民に説明しなければなりません。高速バスの件、今度また運行、賛成する、反対するにしても、町民に説明しないといけないんです。説明する材料が今何もありませんので、ぜひ精査された実施計画書をつくって、町民に説明できるようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

明日４日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後　４時２１分）

第１回大多喜町議会定例会３月会議

（ 第 ２ 号 ）

令和２年第１回大多喜町議会定例会３月会議会議録

令和２年３月４日（水）

午前１０時００分　開議

出席議員（１１名）

２番	志　関　武良夫　君	３番	渡　辺　善　男　君
４番	根　本　年　生　君	５番	吉　野　僖　一　君
６番	麻　生　　剛　君	７番	渡　邉　泰　宣　君
８番	麻　生　　勇　君	９番	吉　野　一　男　君
１０番	末　吉　昭　男　君	１１番	山　田　久　子　君
１２番	野　村　賢　一　君		

欠席議員（１名）

１番	野　中　眞　弓　君

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町　　長	飯　島　勝　美　君	副　町　長	西　郡　栄　一　君
教　育　長	宇　野　輝　夫　君	総　務　課　長	古　茶　義　明　君
企　画　課　長	米　本　和　弘　君	財　政　課　長	君　塚　恭　夫　君
税務住民課長	多　賀　由紀夫　君	健康福祉課長	長　野　国　裕　君
建　設　課　長	吉　野　正　展　君	産業振興課長	西　川　栄　一　君
環境水道課長	和　泉　陽　一　君	特別養護老人ホーム所長	秋　山　賢　次　君
会　計　室　長	吉　野　敏　洋　君	教　育　課　長	小　高　一　哉　君
生涯学習課長	宮　原　幸　男　君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	麻　生　克　美	書　　記	山　川　貴　子
書　　記	市　原　和　男		

議事日程（第２号）

日程第　１　議案第　９号　指定管理者の指定について

日程第　２　議案第１０号　指定管理者の指定について

日程第　３　議案第１１号　大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　４　議案第１２号　大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　５　議案第１３号　大多喜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　６　議案第１４号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第　７　議案第１５号　大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　８　議案第１６号　大多喜町障害者計画等策定委員会条例の制定について

日程第　９　議案第１７号　大多喜町健康づくり推進協議会条例の制定について

日程第１０　議案第１８号　大多喜町斎場運営委員会条例の制定について

日程第１１　議案第１９号　大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会条例の制定について

日程第１２　議案第２０号　大多喜町水道事業運営委員会条例の制定について

日程第１３　議案第２１号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第１４　議案第２２号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第１５号）

日程第１５　議案第２３号　令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１６　議案第２４号　令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１７　議案第２５号　令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１８　議案第２６号　令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第１９　議案第２７号　令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君）　皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き大変ご苦労さまでございます。

本日、１番野中眞弓議員から体調不良のため欠席する旨の通告がございましたので報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君）　本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第２号）により進めてまいります。よろしくお願いします。

また、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまでも議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　これから日程に入ります。

日程第１、議案第９号　指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　議案第９号　指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案づつり７ページをお開きください。

本文の説明の前に提案理由の説明をさせていただきます。

もみの郷会所交流体験施設につきましては平成13年３月に50年余り続きました分校が閉校となり、この分校を活用して活力ある地域づくりを支援するための施設として平成16年度に整備したものでございます。その後、平成17年10月以降、会所区を指定管理者としまして今日に至っております。恵まれた自然環境の中、そば打ち体験教室、もみの木庵の運営をはじめ、会所高原もみじ祭りの開催など、施設や自然を有効に活用した事業展開が図られている

ところでございます。町としましても区民の皆さんが主体的に管理運営に関わり、積極的に事業に取り組んでいること、安定した利用人員、収入が見込まれ、施設管理が適正に効率的に運用されていることなどから、今後も引き続き会所区を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１、管理を行わせる施設。名称、大多喜町もみの郷会所交流体験施設。位置、大多喜町会所154番地。

２、指定管理者。名称、会所区。代表者、会所区長鈴木正隆。

３、指定期間、令和２年４月１日から令和７年３月31日まで。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第２、議案第10号　指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　議案第10号　指定管理者の指定について。

議案つづり９ページをお開きください。

初めに、提案理由及び指定管理者の候補者について説明をさせていただきます。

大多喜町商い資料館につきましては、民間の管理運営ノウハウの導入により利用者に対するサービスの向上や経費の削減等が期待できる指定管理者による管理ができるよう、議会１月会議で大多喜町商い資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただいたところでございますが、その後指定管理者の公募を行い、指定管理者選定審議会の審査を経て、一般社団法人大多喜町観光協会が指定管理者の候補者として決定したことから、一般社団法人大多喜町観光協会を大多喜町商い資料館の指定管理者として指定したく、今回の議案を提案したものでございます。なお、指定管理者の候補者であります一般社団法人大多喜町観光協会の概要は、設立が平成25年10月25日、役員23人、会員151人、従業員17人となっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１、管理を行わせる施設、大多喜町商い資料館。

２、指定管理者、夷隅郡大多喜町大多喜270番地１、一般社団法人大多喜町観光協会、代表理事富澤清行。

３、指定の期間、令和２年４月１日から令和５年３月31日まで。

以上で指定管理者を指定することについての提案説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。この件につきまして、１点お尋ねしたいと思います。まず、公募という手続きをお取りになったということなんですけれども、どの程度の参加者

があり、その内容について教えていただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　公募の件数でございますけれども、今回、議案に出しました一般社団法人大多喜町観光協会の１者でございました。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　再び入らせていただきます。

以前、あちらのほうは開いているときに大多喜町の方を、シルバー人材だと思いますけれども、雇用しておりました。その後いろんなことがあってなかなか、閉店とか閉鎖とか、いろんな状況があったでしょう。今後、その点、１つお尋ねしたいんですけれども、雇用が喪失するということは経済が活性化しません。当然、所得も伸びなくなります。そういう面で、雇用の面では今までやってきてくださった方々への配慮、あるいは今後はどうなのか、その辺の方向性についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　今までシルバー人材の方がやっていたということで、その方たちへの配慮ということでございますけれども、一応、今やっていただいている方たちにつきましては３月末で町の管理は終わり、４月１日以降指定管理になりますということでお話のほう、させていただいてあります。その後のことについては、指定管理者の公募の中で、できるだけ地元雇用に努めることというような条件を定めさせてもらってございますので、今後運営する中で地元雇用をできるだけ推進してもらえるような協力はお願いしたいと思っております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　度々この件について私、苦慮していることあるんですけれども、今、課長のほうの答弁、口頭において地元雇用、地元の方々を働かせていただけるようにお伝えしたということです。そこで、この件に関してただ口頭だけなのか、あるいはそれをきちっとした申合せ事項として文書で残してあるのか、その辺が最も大切だと思います。今、働き方改革とは申しているけれども、最も大切なのはシルバーの方々、高年齢の方々にとって働く場所というのは非常にまだまだ狭まっています。その中で、今まで働いて、その中から幾

らかでも生活の糧になっていたという方々の生活圏を奪うことになってしまっては町の本来の姿とは違うと思います。課長に申したいのは、口頭で申したということは分かりました。これを文書として相手方に申合せ事項として記載されているのか、その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　議員の皆様に申し上げます。

質疑に当たりましては簡明にお願いしたいと思います。また、会議規則により質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとされています。意見を述べる際は、この後の討論において発言されるようお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

（「今の答え」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ということで、討論でやってくれればありがたいと思いますけれども。

今、指定管理者、議題については指定管理者の指定について今やっています。雇用とかそういう離れた意見になると、もう観光協会のことを話ししていただければいいと思いますけれども、どうでしょうか。今、課長もそのように答弁したと思います。

（「課長は申合せの中で、私はそれを文書として残したかという質問をしたんです。ですから、文書としては残していないなら、ないと答えてください」の声あり）

○議長（野村賢一君）　そこで観光協会との関係が、もう指定管理者はこれからの。

（「まだ、なってないですよ。今、議会で承認したらなるんで、まだなってないのに」の声あり）

○議長（野村賢一君）　だから、なってないとか、そういう問題じゃないですよ、私が言ってるのは。

（「議長の意見を求めているんじゃないです。私は執行部側でどういう経緯があって行ったので、そのときは文書で残したのかどうかということを聞いているんです。それに対してイエスかノーか答えればいいじゃないですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　今は経緯なんて一言も、あんた言ってないよ。この経緯は一言も言ってないよ、質問は。質問に経緯なんて言ってないよ。言った。

（「要するに、答えていただきたい。それだけですよ」の声あり）

○議長（野村賢一君）　じゃ、はい。

○産業振興課長（西川栄一君）　シルバーのほうの雇用を進めるようにということで文書で残したかということなんですけれども、文書で残したというよりも、指定管理者の公募をした際の仕様の中に地元地域住民の雇用に努めることということで記載させていただいてありますので、文書で残したというよりも仕様の中で示させてもらってあるというようなことでございます。

（「ありがとうございました。以上です」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかに。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私は指定の期間についてお伺いをしたいと思います。この議案第10号の前の議案第９号の大多喜町もみの郷会所交流体験施設では指定期間が５年間になっております。今回、この商い資料館においては指定期間が３年間ということになっているんですけれども、この年数の違いの考え方というのはどういうことからきているのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　指定管理の期間を３年とした理由ということでございますけれども、今回、大多喜町商い資料館の指定につきましては初めて指定管理でやるということで、施設自体を指定管理でやることが本当にいいのかどうかというのを見直すことも必要であるということで、５年だとちょっと長いのかなと。通常ですとこのような施設であれば５年程度がほとんど多いんですけれども、今回初めてということで、適正かどうかというのを見る上でも３年とさせていただいて、また、それより短いと今度は指定管理者が応募するに当たって中期的な計画なんかを立てる上で１年、２年だとあまりにも短過ぎるということで３年ということで今回させていただきました。次回以降は、指定管理がいいだろうということで判断できれば５年とかということも考えられるかと考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにありませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　先ほど商い資料館のことで口頭というか、契約となると、やはり文書で、書類で残さなくちゃいけないと思うんで、その辺は配慮願いたいと思います。いかがですか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　書類で残したらどうかということなんですが。

（「契約でしょう」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君）　契約じゃなくて、あくまで指定管理者を公募する際の仕様というものをつくりまして、その中に地域住民の雇用に努めることということで記載させていただいてありますので、指定管理者がその仕様に沿ってできるだけやってもらいたいというような町の考え方をそこで示しております。だから、それが必ずしも指定管理者が絶対、地域シルバー人材の方を雇用しなきゃいけないというようなものを縛るものじゃございませんので、できるだけ町の意向を酌んだ指定管理の運営をしてもらいたいというようなことで仕様書を作っております。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今までずっと長く閉まっていたところがきれいになって何らかの形で使えることは、うれしいことだと思います。そこで、ちょっと幾つか質問させていただきます。まず、公募の期間が１月30日から２月12日という大変短い公募の期間です。それで、建物をまだ工事中の状況の中で、応募する業者にとっては大変厳しい状況での公募ではなかったかと思っております。その辺はどのように、やっぱり応募していた方には観光協会さん、今度応募してくださったということで、うれしいんですけれども、かなりの負担をかけた部分があるんじゃなかろうかと思いますけれども、この公募の短い期間。

それと、あと人件費その他の指定管理料が893万円、２か所の指定管理、建物をするのを果たしてこれで十分なのか、あそこでは、利益を上げるような施設じゃございませんので、それで指定管理を受ける中、良好な運営ができるのか、その辺はどのようにお考えかということですね。あと、自主事業を当然、何らかの形でやっていかないといけないと思うんですけれども、どのようなことを考えているのか、中に多種多様なお店も周辺地区にあります。当然民営の圧迫になってはいけないと思いますので、この自主事業というのはどのようなことを考えているのか。

あともう１点、すみません。仕様書の中に地域住民及び地域に関係する団体と良好な関係を維持することとあります。当然、周辺地域の方とうまく調和を保って仲よくやって、共に町の活性化に努めてもらわなければいけないと思っています。地域住民と地域に関する団体と良好な関係を維持するということは具体的にはどのようなことを考えているのか、教えて

ください。

○議長（野村賢一君）　根本さん、もう少し少なめに質問してください。

○４番（根本年生君）　はい、すみません。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　初めに、公募の期間が短いのではないかということでございますが、確かに今回、公募の期間が約２週間ということで短いようなことになってしまいましたが、条例の整備等が実際に遅くなってしまった関係で期間のほうもちょっと短くなってしまったというようなことがございます。

その点で公募される方については短期間での書類の作成とかということでちょっと大変だったのではないかなというふうなことは考えております。

それから、人件費のほうがこれで十分かというようなことでございますが、人件費の算出に当たりましては、あの施設のほうが商い資料館と釜屋の２つございます。通常そこの施設を管理するにはそれぞれ１人ずつ人が張りついて最低でも運営しなきゃいけなくなりますけれども、どうしても週５日勤務ですと残り２日は勤務できない日がありますので、両方の施設を合わせると４日間勤務できない日が出てきますので、そうするとどうしても３人、人が必要になってまいります。そういうようなことから、実際運営する中で人は最低でも３人必要になってくるだろうということで、人件費については町のほうの会計年度任用職員のフルタイムの方の人件費を２人分、それから会計年度任用職員のパートタイムで１人分ということで町のほうでは算出した中で、指定管理料のほうの設定をしてあります。その他には需用費ですとか委託料、そういうのが含まれておりますが、全体で893万3,000円ということで指定管理料のほうは設定してございます。ということで、一応人件費的には大丈夫じゃないかなというふうには考えております。

それから、自主事業のほうですけれども、指定管理者の公募の中の書類に自主事業の計画書というものをつけるようにしてありまして、その内容を見ますと、釜屋のほうでは二十八市との連携、手作り甲冑の展示、五月人形の展示、それから土産の販売、商い資料館ではお茶席をやったり、琴の演奏、自動販売機を設置したりというような自主事業を考えているというような提案がございました。地域との良好な関係、地域住民との良好な関係というような部分では、このような事業の中で、例えば二十八市をやる際には葵の会と連携して事業をやりたいということで考えているということでございまして、今まで商い資料館、釜屋さんのほうは葵の会の方が二十八市のときにあそこの施設を使ってやったりなんかしていたとい

うこともあってのことだと思うんですけれども、二十八市の際は葵の会と連携して事業をやりたいというようなことでございます。

また、五月人形の展示ということでございますが、これについては地域の方も含めて町民の協力を得て五月人形等を集めて、そういう展示もやりたいなというような考えでいるというようなことでございます。土産物の販売については、これはなるべくというか、地域の方との競合がないようなものを独自の、釜屋ですとか商い資料館に合った商品を開発して販売したいというような考えがあるというようなことをおっしゃっておりました。あと、お茶席とか琴の関係ですと、これはお茶をやっている会ですとか大正琴の会と連携して事業をやっていきたいというようなことで考えているということでございました。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ありがとうございした、ご丁寧な説明。

それと、あと、まだ工事中の段階です。指定の期間がもう４月１日からになっています。間に合うのかなと。やっぱりもう僅か、今日ここで議会で議決、仮にされたとすれば、それから具体的な準備に入るようなことも多数あると思うんですけれども、果たして今の状況で４月１日から良好な指定管理ができるのか、非常に心配しております。その辺は、ある程度融通、取りあえず開けて、本格的にやるのはちょっと後になるようなということも考えられるんでしょうか、それとも４月１日から本格的にやるということでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問ですけれども、商い資料館については工事をやっておりませんので４月１日から普通にオープンはできるかと思います。ただ、釜屋さんのほうは工事のほうが３月末までに終わる予定になっておりますので指定管理が、指定管理自体は一応４月１日からということでは考えておりますが、この後、議会のほうで可決していただければ指定管理者と協定を結ぶ手続きに入りまして、その中でいろいろ協議しながら協定を結ぶんですけれども、釜屋のオープンについては指定管理自体は４月１日からお願いしたいんだけれども、オープンについては準備の状況というんですか、指定管理者のほうの準備の状況等を勘案しながら、その辺はオープンがいつになるかというのは、ちょっと柔軟に対応できればというふうに考えております。ただ、指定管理自体は１日からということで考えております。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第３、議案第11号　大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　それでは、11ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号　大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき交付の対象額及び交付の方法並びに経費の範囲について町条例で定めております。この政務活動費は町政の課題と町民の意思を把握し町政に反映させるために必要な経費であり、今まで以上に議会からの情報発信、また、町民からの声を聞くなどの情報収集を行い、議会を活性化するための環境整備の一環として政務活動費の金額を令和２年４月１日から改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条及び第５号中「月額3,500円」を「月額7,000円」に改める。

附則。この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第４、議案第12号　大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　議案つづり13ページをお願いいたします。

議案第12号　大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い印鑑登録証明事務要領の一部が改正され施行されました。この改正を受け、大多喜町印鑑条例における登録資格について成年被後見人は登録をすることができないと規定しておりますので、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するため、本条例について改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例。

大多喜町印鑑条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第12号　大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第５、議案第13号　大多喜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　それでは、議案つづり15ページをお開きください。

議案第13号　大多喜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文説明の前に提案理由のほうを説明させていただきます。

本条例は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年５月17日に公布され、令和２年４月１日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い会計年度任用職員が地方公務員法第31条の規定が適用されることとなったため、本条例の一部を改正し、会計年度任用職員の服務の宣誓についてを定めようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

第２項、地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則。この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第６、議案第14号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　それでは、議案つづり17ページをお開きください。

議案第14号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年５月31日に公布され、令和元年12月16日施行される分の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、大多喜町手数料条例及び大多喜町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する必要があるため、一括して改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第１条、大多喜町手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の項中「住民票」の次に「又は除票」を、「戸籍の附票」の次に、「又は戸籍の附票の除票」を加える。

この一部改正は住民基本台帳法の一部改正により、今まで同法により定めのなかった住民票の除票及び戸籍の附票の除票の運用について明確に定められたことに伴い改正するものでございます。

本文に戻ります。

第２条、大多喜町行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表写しの交付を受ける場合の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第４条第１項」を「第７条第１項」に、「同項」を「同法第６条第１項」に改める。

この一部改正は大多喜町行政不服審査関係手数料条例で引用している法律の題名の改正及び条項等の改正に伴い本条例を改正しようとするものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第７、議案第15号　大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　それでは、議案つづり19ページをお開きください。

議案第15号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、昨年の10月１日に施行されました幼児教育・保育の無償化の実施等のため国の関係法令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されることに伴い所要の改正を行うものです。

主な改正点は２つございます。

１つ目としては、幼児教育・保育の無償化の対象者について今回の無償化で対象とならない保育所の副食費、これはおかず代です。こちらについてこれまで保育料に含まれていたものを別途副食費として保護者から徴収できるよう規定を整備するとともに、新たに副食費の免除規定を設け、年収360万円未満相当世帯や第３子以降の子供等、免除の範囲を定めるものです。

２つ目としまして、先ほどの国の関係法令の改正に伴いまして用語の変更や条項ずれを整理するものです。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を省略しまして改正の概要について説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条の改正は用語の変更及び新しい用語の定義を定めるものです。

次のページをお開きください。

第３条の改正は、子ども・子育て支援法の基本理念の改正に合わせて改正するものです。

次に、第５条から第11条までの改正は用語の変更及び条項ずれの整理を行うものです。

次に、第13条の改正は用語の変更及び食事の提供に要する費用の取扱いの変更を定めるものです。

議案22ページをお開きください。

第14条、第16条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条、第32条及び第34条の改正は用語の変更及び条項ずれの整理を行うものです。

次に、第35条。次のページをお開きください。第35条及び第36条の改正は用語の変更及び用語の規定を定めるものとなっております。

次に、第37条及び第38条の改正は用語の変更を行うものです。

次に、第39条から第42条までの改正は第２条により追加された定義への変更を含め用語の変更を行うものです。

次に、第43条の改正は利用者負担額に関する部分を規定から削除するものです。

続きまして第46条、次のページをお開きください。第46条及び第47条及び第49条の改正につきましては用語の変更を行うものです。

第50条の改正は読替規定を定めるものです。

次に、第51条及び第52条の改正は用語及び読替規定を定めるものです。

議案28ページをお開きください。

附則第２条の改正は、用語の変更を行うものです。

附則第３条の改正は、無償化に伴い本経過措置の必要性がなくなったため削除するものです。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ご丁寧な説明ありがとうございました。

すみません、ちょっと勉強不足で文字数が多くてなかなか把握できないところが多くて質問させていただきますが、この改正によって父兄の負担増というんですか、そういったのは増えるのか増えないのか、ちょっと勉強不足で分かりませんけれども、父兄の負担を減らすためにこういった改正が行われるものなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　今回、この改正につきましては昨年の10月１日から保育料の無償化ということがあります。３歳から５歳までの保育園児の無償化ということなんですけれども、これに伴いまして、この改正につきましてはそこで副食費というのが今度は別に実費分ということで4,500円、現在徴収しているんですけれども、そちらの部分、３歳から５歳の保育料が無償化になりまして、別個に副食費を今回こちらのほうで改正するものとなります。ですから、その分費用のほうの負担は減っているということになります。

○議長（野村賢一君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第８、議案第16号　大多喜町障害者計画等策定委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議案つづり31ページをお開きください。

議案第16号　大多喜町障害者計画等策定委員会条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会は本町の障害福祉施策の方針及び障害福祉サービスの提供体制の確保に関し総合的に検討するため、大多喜町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱により設置しています。また、地方自治法第138条の４第３項の規定により、地方公共団体は条例の定めるところにより附属機関を置くことができるとなっております。さらに、障害福祉計画策定時に障害児福祉計画についても同時策定することとなりますので、名称を大多喜町障害者計画等策定委員会として本町の附属機関に位置づけるため本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の朗読を省略し、条文の概要を説明させていただきます。

大多喜町障害者計画等策定委員会条例を次のように制定する。

まず、第１条では大多喜町障害者計画等策定委員会の設置について規定されております。

第２条では所掌事務について定めるものです。

第３条では本委員会の組織について定めるものでございます。

第４条は、委員の任期について定めるものであります。

第５条は、委員長及び副委員長の選定方法及び職務について定めるものです。

次の第６条は、会議の招集、開催するための出席委員の人数、議事の決定方法等を定めるものです。

第７条は、庶務について定めたものです。

第８条は、委任規定について定めたものでございます。

次に附則でございます。

本条例の施行期日は令和２年４月１日となります。

また、本条例の制定に合わせて、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の「障害者計画及び障害福祉計画策定委員」を「障害者計画等策定委員会委員」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　質問させていただきます。

福祉関係の計画書というのは、そのほかにも多種あると思います。福祉計画とか何かほかにも計画あると思います。今この関係と関連するような計画はどのようなものがあって、それとの整合性はどのように図っていくつもりなのか教えてください。

○議長（野村賢一君）　根本議員に申し上げます。

ただいまの質問については本条例の一部改正に係る議題外と判断しますけれども、いかがでしょうか。

○４番（根本年生君）　福祉計画、障害者の福祉計画だけを取り上げてもどうなのかなという思いがあります。やっぱり全体的な中でこの障害者の福祉も関連づけていくべきではないかと思っていますので、ほかに関連する福祉計画ありましたら、それも教えていただいて、それとの整合性を図っていくのかどうかということを質問したいと思っています。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　まず、町のほうの計画については障害者基本計画、あと、第５期の障害福祉計画、ごめんなさい、失礼しました。先ほどの、もう一度、第４次と言ったところ、第３次障害者基本計画、あと第５期の障害福祉計画、あと第１期の障害児計画がございます。もちろん、こちらの計画は全て国のほうの障害者基本計画、現在、第４次の計画になっておりますけれども、それにのっとった計画になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第９、議案第17号　大多喜町健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議案つづり35ページをお開きください。

議案第17号　大多喜町健康づくり推進協議会条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町健康づくり推進協議会は町民の総合的な健康づくり対策を推進するため町長の諮問に応じ、健康づくり事業について審議する組織で、大多喜町健康づくり推進協議会設置要綱により設置しています。また、地方自治法第138条の４第３項の規定により、地方公共団体は条例の定めるところにより附属機関を置くことができるとなっております。

つきましては、大多喜町健康づくり推進協議会を本町の附属機関に位置づけるため本条例を制定しようとするものであります。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の朗読を省略し条文の概要を説明させていただきます。

大多喜町健康づくり推進協議会条例を次のように制定する。

まず、第１条では大多喜町健康づくり推進協議会の設置について規定されております。

第２条では所掌事務について定めるものです。

第３条では本協議会の組織について定めるものでございます。

次、第４条は、委員の任期について定めるものであります。

第５条は、会長及び副会長の選定方法及び職務について定めるものでございます。

第６条は、会議の招集、開催するための出席委員の人数、議事の決定方法等を定めるものでございます。

第７条は、庶務について定めたものです。

第８条は、委任規定について定めたものです。

次に附則でございます。

本条例の施行期日は令和２年４月１日となります。

また、経過措置として大多喜町健康づくり推進協議会設置要綱の規定により委嘱され、任命されている現委員を本条例において委嘱任命されたものとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。

35ページの第３条、協議会は委員10人以内をもって組織する。このことにつきましてボランティアの代表という形で載っております。

このボランティアの代表という中でどのようなものを意味しているのか、あるいは内容的にどの程度まで解釈していいのか、その辺、もし所感が伺えたらお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　今現在、町内にはいろいろ健康づくりについていろいろ活動いただいているボランティアさん、あるいは食育等を進めていただいている食会さんとか幾つもございますので、その中から、あるいは身体障害者ですとか、そちらのほうのボランティアをしていただいている多数ボランティアございますので、その中から選出というか、させていただくことになるかと思います。

以上です。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。会議は11時10分から再開します。

（午前１１時００分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前１１時１０分）

○議長（野村賢一君）　大変恐縮ですけれども、昨日の一般質問で根本議員の質問に対して、税務住民課長から答弁がございますので、よろしくお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　昨日の根本議員からの一般質問につきまして、税務住民課からお答えをさせていただきます。

前年の婚姻の受理件数は何件ですかということでございますが、平成30年中の婚姻の受理件数は16件でございます。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第10、議案第18号　大多喜町斎場運営委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　議案第18号　大多喜町斎場運営委員会条例の制定につきまして、ご説明いたします。

議案つづり39ページをお開きください。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、斎場運営委員会は本町の斎場運営に関し、町長の諮問に応じ運営等について審議する組織で、現在、規程に基づき設置しています。

また、地方自治法138条の４第３項の規定により、条例の定めるところにより附属機関を置くことができるとされていることから、附属機関としての位置づけを明確にするため、今回条例を制定するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文については、朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町斎場運営委員会条例を次のように制定する。

大多喜町斎場運営委員会条例。

１条は、運営委員会の設置について規定するものです。

２条は、所掌事務について定めるものです。

３条につきましては、本委員会の組織について定めるものです。

４条については、委員の任期について定めるものでございます。

５条につきましては、委員長及び副委員長の選任方法及び職務を定めるものです。

次のページをお開きください。

第６条は、会議の招集、開催するための出席委員の人数、議事の決定方法などを定めるものです。

７条につきましては、庶務について、斎場の管理運営を担当する課において処理することを定めたものです。

８条につきましては、委任規定になります。

附則第１項につきましては、本条例の施行期日を令和２年４月１日と定めたものです。

附則第２項については、経過措置を定め、現在委嘱されている委員は、本条例第３条の規定により委嘱されたものとみなし、任期については旧委員としての残任期間と同一の期間とするものです。

以上で、議案第18号　大多喜町斎場運営委員会条例の制定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　斎場運営委員会、今までも委員会はあったと思います。今回、これを含めかなり委員会の条例の制定が行われるようです。何かこの運営委員会の条例に格上げする事由というんですか、先ほど附属の機関として置くことができるということで、その規定は多分前からあったんじゃないかどうかと思います。何で今回この運営委員会、斎場の運営委員会も含めて条例の制定が多数上がっているのか、それを教えてください。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　今回、条例の制定が何本かございますが、これについては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日から施行されることに伴いまして、特別職非常勤職員の整備と分類、また振り分けについて明確化されたことにより、本町の特別職の非常勤について見直しを行い、制度的にも附属機関としての位置づけを明確にするために条例化しているものでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　そうしますと、今までの委員会で活動している内容と、条例に格上げされても内容的には同じということで考えていいですか。

○議長（野村賢一君）　環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　そのとおりでございます。内容については、同じでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　今、名簿がここにあるんですが、任期は来年の３月31日ということなんですが、４名ありまして、議会代表でこれは大多喜町じゃなくて、これはいすみ市ですか。１人の方は黒須さんというのかな。４名全部大多喜町の人が委員になっていますか。

○議長（野村賢一君）　環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　吉野議員ご指摘のとおり、現在、斎場は旧夷隅町と、あと大多喜町でやっておりますので、この４名のうち２名は、いすみ市のほうの方から出ていただいております。

以上です。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第11、議案第19号　大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議案つづり41ページをお開きください。

議案第19号　大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会は、公的介護施設等を整備する事業者を適正に選定するため、大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会設置要綱により設置しています。

また、地方自治法第138条の４第３項の規定により、地方公共団体は条例の定めるところにより附属機関を置くことができますとなっています。

つきましては、大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会を、町の附属機関として位置づけるため本条例を制定しようとするものであります。

それでは、本文の説明をいたしますが、条文の朗読を省略し、条文の概要を説明させていただきます。

大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会条例を次のように制定する。

まず、第１条では、大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会の設置について規定されております。

第２条では、所掌事務について定めるものです。

第３条では、本委員会の組織等について定めるものでございます。

42ページをお開きください。

第４条は、委員の任期について定めるものであります。

第５条は、委員長及び副委員長の選定方法及び職務について定めるものです。

第６条は、会議の招集、開催するための出席委員の人数、議事の決定方法等を定めるものです。

第７条は、庶務について定めたものです。

次の第８条は、委任規定について定めたものでございます。

次に附則でございます。

本条例の施行期日は令和２年４月１日となります。

また、経過措置として、大多喜町公的介護施設等整備事業者選定委員会設置要綱の規定により委嘱され任命されている現委員を、本条例において委嘱任命されたものとみなすものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第12、議案第20号　大多喜町水道事業運営委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　それでは、議案第20号　大多喜町水道事業運営委員会条例の制定につきましてご説明いたします。

議案つづり45ページをお開きください。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

この条例につきましては、水道事業運営員会は水道事業に関し、町長の諮問に応じ運営等について審議する組織で、現在、規程に基づき設置しています。

また、地方自治法138条の４第３項の規程により、条例の定めるところにより附属機関を置くことができるとされていることから、附属機関としての位置づけを明確にするため今回、

条例を制定するものです。内容については、現在の規程と同じ内容になっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文につきましては、朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町水道事業運営委員会条例を次のように制定する。

大多喜町水道事業運営委員会条例。

第１条は、運営委員会の設置について規定するものです。

第２条は、所掌事務について定めるものです。

第３条につきましては、本委員会の組織について定めるものでございます。

４条につきましては、委員の任期について定めるものでございます。

５条につきましては、次のページをお開きください。委員長及び副委員長の選任方法、職務を定めるものです。

６条は、会議の招集、開催するための出席委員の人数、議事の決定方法などを定めるものです。

７条については、庶務について、水道事業を担当する課において処理することについて定めたものです。

第８条については、委任規定になります。

附則第１項につきましては、本条例の施行期日を令和２年４月１日と定めたものです。

附則第２項につきましては、経過措置を定め、現在委嘱されている委員は本条例第３条の規定により委嘱されたものとみなし、任期については旧委員としての残任期間と同一の期間とするものです。

以上で、議案第20号　大多喜町水道事業運営委員会条例の制定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第13、議案第21号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　それでは、議案つづり47ページをお開きください。

議案第21号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本条例案は地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年６月９日に公布され、令和２年４月１日から施行されることにより、その一部を引用している条項が繰下げになることに伴い関係する条例を一括して改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第１条、大多喜町水道事業設置条例（昭和43年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第243条の２第８項」を「第243条の２の２第８項」に改める。

第２条、大多喜町監査委員条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第243条の２第３項」を「第243条の２の２第３項」に改める。

第３条、大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例（平成22年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第243条の２第８項」を「第243条の２の２第８項」に改める。

附則、この条例は令和２年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第14、議案第22号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　議案第22号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第15号）の説明をさせていただきます。

49ページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億8,116万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,314万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

それでは、第２表、繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、53ページをお開きください。

第２表、繰越明許費、追加は表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款５農林水産業費、項１農業費、事業名農業振興事業2,075万円は、昨年の台風15号により被災した農業用施設などの復旧について国・県の補助を受け、被災者の復旧費用に対する補助金でございます。農業施設等の被害が甚大であったために、被災状況の確認や対応する業者の確保などに時間を要し、年度内完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

同じく、款５農林水産業費、項１農業費、事業名土地改良関係団体事業811万8,000円は、昨年９月に補正予算で措置させていただいたもので、馬場内地先の農業用排水路の改修工事、昨年の台風15号、19号及び21号に伴う10月25日の大雨により、地元調整などに不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったために翌年度に繰り越すものでございます。

款７土木費、項１土木管理費、事業名国土調査事業7,931万円は、同様に昨年の台風や大雨により、調査区域内でも土砂崩れなどが発生したために、土地の境界の確認などに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため翌年度に繰り越すものでございます。

款７土木費、項４住宅費、事業名被災住宅修繕支援事業255万円は、昨年の台風15号により一部損壊した住宅の修繕などに係る費用で、住宅被害が多く広範囲にわたるなど、業者の確保及び修繕などが年度内の完了困難となったために翌年度に繰り越すものでございます。

款９教育費、項２小学校費、事業名小学校情報化整備事業2,803万1,000円と、次の項３中学校費、事業名中学校情報化整備事業1,556万4,000円は、学校教育の情報化の推進に関する法律の中のＧＩＧＡスクール構想の実現に向け、校内通信ネットワークを整備するものでご

ざいます。この事業は財源を今年度の国の補正予算により、事業費の２分の１が国の補助金、補助残につきましては補正予算債により実施するもので、この３月補正で予算を計上し、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

款10災害復旧費、項１公共土木施設災害復旧費、事業名道路橋梁災害復旧事業329万7,000円は、昨年10月25日の大雨及び本年１月29日の豪雨により被災した板谷地先の町道の水路と、下大多喜の田代地先の沢田橋の護岸の復旧工事に係るもので、年度内の完了が困難なために翌年度に繰り越すものでございます。

合計２億7,990万2,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた１億2,228万2,000円に、今回の追加額１億5,762万円を加算した額でございます。

次に、その下、第３表、地方債補正。

１、追加。起債の目的、義務教育施設整備事業債、限度額2,170万円は、繰越明許費で説明させていただいた町の小学校と中学校の情報化整備事業に充当するもので、国の補正予算債でございます。今年度普通交付税で元利償還金の60パーセントが措置されるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございます。

２、変更。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額4,570万円を20万円増額し、4,590万円に補正するもので、過疎対策事業のソフト分として充当する事業の実績の見込みなどにより増額するものでございます。

次の観光施設整備事業債は限度額5,400万円を3,670万円減額し、1,730万円に補正するもので、施設整備事業の実績による減額でございます。

次の道路整備事業債は限度額8,480万円を1,340万円減額し、7,140万円に補正するもので、道路改良事業の実績による減額でございます。

次の消防施設整備事業債は限度額950万円を100万円減額し、850万円に補正するもので、事業の実績により減額するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額１億5,000万円を2,430万円減額し、１億2,570万円に変更するもので、こちらは普通交付税の算定結果によるものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債は、限度額2,800万円を1,930万円増額し、4,730万円に補正するもので、昨年の台風などにより被災した町道の復旧事業に充当するもので事業の実績等により増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同様でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出予算の説明をさせていただきますので、56、57ページ

をお開きください。

○議長（野村賢一君）　財政課長、座ってやってください。

○財政課長（君塚恭夫君）　すみません、座って説明のほうを続けさせていただきます。

２、歳入。

款１町税、項２固定資産税、目１固定資産税1,135万円の増額補正は、償却資産に係る固定資産税の実績見込みによる増でございます。

款２地方譲与税、項２自動車重量譲与税、目１自動車重量譲与税300万円の増額補正は、実績見込みによるものでございます。

款８自動車取得税交付金、項１自動車取得税交付金、目１自動車取得税交付金260万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

款12分担金及び負担金、項１負担金、目２衛生費負担金108万円の減額補正は、いすみ市からの斎場無相苑運営費負担金の実績見込みによる減でございます。

款13使用料及び手数料、項１使用料、目５土木使用料100万4,000円の減額補正は、節及び説明欄の各施設の使用料の実績見込みによるものでございます。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金31万3,000円の増額補正は、実績見込みなどによる障害者自立支援給付費等負担金の増と、国民健康保険基盤安定負担金の減でございます。

目４公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,784万3,000円の減額補正は、昨年の台風被害などの災害復旧に係る国の補助で、国の災害の査定及び事業の実績などによる減額でございます。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金4,466万2,000円の減額補正は、観光まちづくり推進事業の実績などによる地方創生推進交付金の減と、個人番号カード交付事業の実績による国庫補助金の増でございます。

目２民生費国庫補助金125万2,000円の増額補正は、事業実績見込みによるものでございます。

目３衛生費国庫補助金49万2,000円の増額補正は、実績による合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の減と、昨年の台風被害により発生した災害ごみの処分費に対する補助金の増でございます。

目４土木費国庫補助金605万9,000円の増額補正は、事業の実績見込みによる社会資本整備総合交付金の増減と、次のページをお願いします。昨年の台風などで被災した公共土木施設

で、国の補助事業として災害復旧工事を実施するための設計などに係る補助金の増でございます。

目５教育費国庫補助金2,179万6,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただきました小中学校の通信ネットワーク設備整備に係る補助金でございます。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金719万2,000円の減額補正は、事業の実績見込みによるものでございます。

節６災害救助費負担金は昨年の台風15号、19号及び21号に伴う10月25日の大雨時の災害対応に要した経費に対する負担金でございます。

目４土木費県負担金2,799万8,000円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定よるものでございます。

項２県補助金、目２民生費県補助金60万4,000円の増額補正、次の目３衛生費県補助金254万9,000円の減額補正は、それぞれ事業の実績等によるものでございます。

目４農林水産業費県補助金1,396万2,000円の減額補正は、それぞれの事業の実績などによるものと、節19被災農業者支援事業補助金は、繰越明許費で説明させていただいた台風15号により被災した農業施設などの復旧に係る支援に対する補助金の増でございます。

目６土木費県補助金169万8,000円の増額補正も、繰越明許費で説明させていただいた台風15号により被災した住宅の修繕の支援に係る補助金の増でございます。

款16財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金5,000円の増額補正は、基金利子でございます。

次のページをお願いします。

款17寄附金、項１寄附金、目２一般寄附金25万円の増額補正は、一般寄附の実績によるものでございます。

款18繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金8,000万円の減額補正は、昨年の台風被害の復旧に係る事業の財源として充当した繰入金の減額で、その後の事業費の減や国の補助金などにより財源の充当ができましたので減額するものでございます。

次の目３公共施設整備基金繰入金852万8,000円の減額補正、目６ふるさと創生基金繰入金179万7,000円の減額補正、目８福祉基金繰入金772万円の増額補正、目11道路整備推進基金繰入金2,000万円の減額補正は、充当事業の実績によるものでございます。

款19繰越金、項１繰越金、目１繰越金2,543万6,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項４受託事業収入、目１後期高齢者医療広域連合受託事業収入61万円の増額補正は、後期高齢者健康診査に係るシステム改修費用に対するものでございます。

項５雑入、目２雑入1,166万1,000円の増額補正は説明欄記載のとおり、それぞれの実績及び実績見込みに伴う増減でございます。

款21町債、項１町債、次のページにかけてですが、合計3,420万円の減額補正は、第３表の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、64、65ページをお開きください。

歳出予算につきましては、各事業の実績見込みによる補正など一部割愛して説明をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

３、歳出。

款１議会費、項１議会費70万1,000円の増額補正は、議会車のタイヤと議会会議録作成用の録音機器コントロールユニットの購入でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費72万1,000円の減額補正は、災害により中止となった行政連絡員研修に係る補助金の減でございます。

目２文書広報費４万1,000万円の増額補正は、会計年度任用職員制度の施行や、マイナンバー制度等法改正の増による法規集の追録に係る増でございます。

目５財産管理費3,614万3,000円の増額補正は、公共施設整備基金、庁舎管理基金への積立てでございます。

目６企画費938万7,000円の減額補正は、各事業の実績見込みによる減額でございます。

目８諸費491万円の減額補正は、外国人技能実習生の受入れ実績による繰出金の減と、前年度実績の精算による国・県支出金の返還金でございます。

次のページをお開きください。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費49万5,000円の減額補正は、実績見込みによる臨時職員賃金の減と、個人番号カードと関連事務費の増減でございます。

項４選挙費、目３参議院議員選挙費27万3,000円の減額補正は、実績による減額でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費123万7,000円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績見込みによる増減でございます。

目３老人福祉費39万6,000円の増額補正は、実績見込みによる外出支援サービス委託料の増額と、実績による敬老祝事業の減額でございます。

目５介護保険事業費317万5,000円の減額補正は、実績見込みによる介護給付費繰出金の減額でございます。

目６後期高齢者医療費781万5,000円の減額補正は、後期高齢者医療特別会計への基盤安定繰出金の決定による減額でございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目２児童手当費630万円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目４児童福祉施設費657万8,000円の減額補正は、次のページをお願いします。実績見込みによる保育園、児童クラブ、地域子育て支援センターの臨時職員の賃金の減でございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、国・県補助金の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目２予防費196万8,000円の減額補正は、実績見込みによる予防接種委託料の減額と、新年度から変更となる後期高齢者健康診査の質問票の変更に対応するためのシステム改修経費の増額でございます。

目３環境衛生費748万7,000円の減額補正は、各種補助金の実績見込みによるものでございます。

目４母子保健事業費84万1,000円の減額補正は、実績見込みによる健康診査委託料の減と、健康診査結果などの情報連携のためのシステムの改修経費の増額でございます。

目５火葬場費267万円の減額補正は、実績による減額でございます。

項２清掃費、目２塵芥処理費1,030万2,000円の増額補正は、環境センターの備品の修繕と、実績見込みによる各ごみ処理委託料及びいすみクリーンセンターのごみ処理負担金の増額などでございます。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費119万円の減額補正は、実績見込みによる農業委員報酬の減額でございます。

次のページをお開きください。

目３農業振興費117万3,000円の増額補正、目５農地費155万1,000円の減額補正、目６農業施設費42万円の増額補正は、事業の実績及び実績見込みによる増減でございます。

項２林業費、目１林業総務費1,412万4,000円の減額補正は、有害鳥獣駆除対策の実績見込みによるものでございます。

款６商工費、項１商工費、目３観光費8,947万6,000円の減額補正は、養老渓谷観光協会が行う環境整備に係る補助金の増と、大多喜駅前の天然ガス記念館のカーテン設置工事の増と

実績などによる観光まちづくり推進事業の減でございます。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費141万円の減額補正は、実績による賃金、委託料の減と、次のページをお開きください。

道路整備基金への利子分の積立てでございます。

目２登記費21万5,000円の減額補正、目３国土調査費3,481万円の減額補正は、それぞれの事業の実績見込みによるものでございます。

項２道路橋梁費、目１道路維持費270万9,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目２道路新設改良費3,010万5,000円の減額補正は、実績見込みによる減額で、道路改良工事は町道大中西線、新坂泉水線、弓木西下線などでございます。

目４橋梁維持費145万6,000円の減額補正は、橋梁補修工事の実績による減でございます。

項４住宅費、目１住宅管理費313万2,000円の増額補正は、実績見込みによる委託料の減と、繰越明許費で説明させていただいた台風被害による被災住宅の修繕の補助金で、申請の実績や申請前の相談等により不足見込額を増額するものでございます。

款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費30万5,000円の減額補正は、実績によるものでございます。

目３消防施設費120万6,000円の減額補正は、次のページをお開きください。実績によるそれぞれの事業の減額でございます。

目４災害対策費101万7,000円の減額補正は、実績による自主防災組織に対する備品の購入費及び災害用の発電機などの減額でございます。

款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費2,843万5,000円の増額補正は、小学校の消防設備の修繕と、繰越明許費で説明させていただいた国の補助金と、今年度の補正予算債を活用して実施する学校教育の情報化を推進するための校内ネットワーク設備工事でございます。

項３中学校費、目１学校管理費1,556万4,000円の増額補正は、小学校費に同じく校内ネットワーク設備工事でございます。

項４社会教育費、目２公民館費、目３図書館費、目４文化財保護費、計897万6,000円の減額補正は、各事業の実績及び実績見込みによる減額でございます。

項５保健体育費、目２体育施設費23万4,000円の増額補正は、海洋センター野球場駐車場の照明灯の修繕でございます。

目３学校給食費51万円の増額補正は、調理用のミキサー及び野菜等の洗浄用の移動式シン

クの購入でございます。

次のページをお開きください。

款10災害復旧費、項１公共土木施設災害復旧費、目１道路橋梁災害復旧費3,380万5,000円の減額補正は、事業実績見込みによる委託料工事費の減と、復旧工事に必要な機械の借上料の増でございます。

目２河川災害復旧費82万8,000円の減額補正は、実績による委託料の減額でございます。

項２農林水産施設災害復旧費、目１農地災害復旧費、目２農業施設災害復旧費、計118万円の減額補正は、実績による委託料工事費の減額でございます。

次のページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第22号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第15号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

ここで、しばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は１時から会議を再開します。

よろしくお願いします。

（午前１１時５５分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後　１時００分）

○議長（野村賢一君）　議案第22号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

執行部の財政課長からの説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、１回１問でやっていただければありがたいと思います。１回に２問、３問だとなかなか答弁がうまくいかないといけませんので、質疑については１回の質疑で複数に及ばないように、次項の質問がないように、１つ簡明にされるようお願い申し上げます。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本君。

なお、ページ数を明らかにしてやってください。お願いします。

○４番（根本年生君）　特に気になったところが、50ページの国庫支出金とか県支出金、繰入金、基金からの繰入金がマイナスになっています。それで、この補正予算を全体的に見て、義務的経費とか災害は致し方ないかなと思いますけれども、政策的経費がほとんどマイナスになっています。単費ではなかなか政策的経費は事業ができないでしょうから、必ず国庫支出金とか県支出金、それと基金からの繰入金というのも単年度では予算が取れないので、何かのときに毎年毎年基金に積んでおいて、何かやりたい事業があったときに、基金から繰り入れてやるものだと思っています。しかし、見てみると、かなりの県支出金、国庫支出金、繰入金、減少になっています。私も議員７年目ですけれども、必ず年度末にこういった補正予算をやられていると思います。こんなに三角がついている補正予算を見たことがありません。やはりこれは、なぜこのようになってしまったのか、その辺の理由を説明してください。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　ただいまの今回の３月補正がマイナスが多いということについて、財政課のほうから大きなところで、ざっと説明させていただきます。

まず、歳入の面で、国庫支出金、県支出金、特に、あと基金の繰入金が大きくマイナスになっているのが、50ページでお分かりになるかと思います。

国庫支出金の国庫負担金、50ページで見ますと2,753万円となっておりますが、こちらは災害復旧に係る国の負担金が主なものとなります。こちらは、昨年の度重なる災害の対応ということで、災害復旧後の予算を計上するに当たりまして、その予算措置について事業費の詳細な積算というのを待つことができず、早急に対応することが必要だったために計上した、それに伴う国庫負担金というようなところでの減額が実績見込みにおいて大きくなったものと思われます。

次の県の負担金のところになりますが、こちらについては、昨日、一般質問でもあったように、国土調査に関係するものが大きなところとなっております。当初予算で、国土調査、地籍調査を予定していた中で、県の実施の内示を受けたところでのその差額、そこに対するものがおよそ2,800万ほどあるので、それが大きなものになっているかと思います。

繰入金につきましては、先ほどの説明の中でもちょっと触れさせていただきましたが、災害復旧の復旧事業費を上げるに当たりまして、財政調整基金のほうでも、その予算として8,000万追加しておりました。それにつきましては、その後の事業費の減少や、国の補助金、

もしくは災害復旧事業債の活用というところで充当ができるようになったので、その減額が約8,000万円ありますので、それが大きなものとなっております。

同様に、歳出につきましても、災害の関係であったり、国土調査事業の内示による事業費の減であったりというようなところで、今回の３月補正は全体的にマイナスが大きくなっているというところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今のご説明だと、やりたいことはできていると、仕方ないんだと、災害とか国土調査とか。特にマイナスで気になるのが、有害獣の駆除対策事業が1,400万。観光まちづくり事業、ページは71ページですけれども、8,900万。あと、多面的機能もマイナスになっています。これは一例です。ですが、今の答弁だと、やりたいことはできているんだというような答弁のように聞き取れました。じゃ、なぜ政策的経費がマイナスになった、やりたいことはやっていると。そうすると、当初この減額になるのは、やりたいことはできたんだけれども、経費の削減に努めたので減額になったというような解釈でよろしいですか。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　やりたいことができたということではなくて、実績の見込みによるものというところでの減額ということでございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　これで最後にしますけれども、最初言ったように、町の単費では今、町の事業はやりたいことを何もできないと思うんです。それで、県とか国の支出金をできるだけ有効的に使って、何か事業をやらないといけないと思っています。その点で、何か事業をやろうと思ったけれども、できなかったのでこういったマイナスになっているということだと、どうなんでしょうかと。一般的に補正予算って、私の一般的な考え方だと、事業をやったんだけれども、お金がないから急に補正で見てくださいというのが私は一般的ではないかと思っているんです。こんなに三角が多いことはどうなんだろうかという単純な疑問で言っています。それが問題ないということであれば、それでいいんですけれども、もう一度、この三角が多いということについては問題ないんだということでよろしいですか。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　政策的なもので、単費でやらなければいけないことをやらなくて、

経費の削減によるものでマイナスが多いんだ、これについては必要なことは全てやったんだから問題ないのかと言われますと、そういうふうな予算の減額ではないところも多いので、確かにおっしゃられるように、政策的なもので事業の見直しによってマイナスになるところもあります。ですが、そのうち要は半分以上というか、多くについては、事業の実績によって、もしくは昨年の災害関連の災害があったことなどによる状況によって減額したものもあるということで、ご理解いただければと思います。

（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私は75ページ、小中学校の情報化整備事業についてお伺いをしたいと思います。

校内のネットワーク設備工事ということで、小学校と中学校のほうで予定はされているようですが、これは学校のどの範囲にこのネットワークを張る予定でいるのか、もし差し支えがなければ、簡単にＧＩＧＡ構想についても説明していただけるとありがたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　それでは、今の山田議員のご質問に対して、教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、ＧＩＧＡ構想というのを若干説明をさせていただきたいと思います。このＧＩＧＡスクール構想は、昨年の12月に閣議決定されたものなんですけれども、こちらのほうは、主は学習用パソコンを生徒１人１台に整備するということが目標ですけれども、そもそも今後ＩＣＴといいますか、情報化時代の中を生きる中で、子供たちに今後パソコン、そういう情報化のものが必要だということでＩＣＴの整備ということでなったんですけれども、この２つありまして、先ほど言った生徒１人に１台が１つの事業でありまして、もう一つのほうは、その生徒１人１台を配布する上で、それを十分使えるようなネットワークの構築をしなさいという２つの事業があります。

今回はどのようなネットワークを整備するかということなんですけれども、今現在、学校のほうに整備されているネットワークというのが、この示された１ギガ構想というものがあるんですけれども、それをクリアできる今のネットワークの構造ではありません。どのようなふうにするかといいますと、将来的に生徒１人１台が全部インターネットにつないだ場合、

これが固まることなく、全てがスムーズに画像とか動画をパソコンのほうに全部映るような仕組みということで、それを整備しなさいと、そこから生徒１人１台ずつ整備していきなさいよということです。

ですから、今回、先ほど言ったように、今の小学校と中学校のほうについては、その整備はしてあるんですけれども、その対応にはなっておりません。ですから、そちらを今回、予算を取りまして、全部、今回のＧＩＧＡスクール構想に合ったネットワーク構造に変えるという事業を行うということになります。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

それで、ちょっと私、分からなくて申し訳ないんですが、それは、例えば学校の中、教室とか特別教室とか体育館とかあると思うんですけれども、それはどこで使っても接続ができるような形のスタイルにもなるということなんでしょうか。今回のこのネットワーク設備をしていただいた場合、設備を工事をやっていただいた場合ということで伺いたいんですが。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　今回こちらのネットワークの整備につきましては、校舎内ですから、体育館はちょっと要綱のほうで除かれてしまいます。先ほど言った普通教室、特別教室、校舎の中、そちらのほうで使えるようなシステムのネットワークの構築となります。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　今、体育館が除かれてしまうというのは、このＧＩＧＡスクール構想の対象としては体育館が除かれるということになるんでしょうか、それとも体育館も含めようと思えば含めることができるのかというところで、再度お伺いしたいんですけれども、なぜ体育館をお話しさせていただいているかというと、やはり今回の災害のときの避難所とかにも、これから体育館とかが使われるような形になります。そうしますと、皆さんスマホで、いろいろ検索とかをしたりするので、もしできるんであれば一緒に、このＷｉ－Ｆｉの設備というか、そういうものも整備したらどうなのかなと、ちょっとそういう思いがありまして伺うんですけれども、体育館はこの条件の中には入らないという形になるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　国からの要綱によりますと、体育館のほうには、俗に言うＷｉ－Ｆｉというものなんですけれども、そちらのほうの設備のほうはつけられませんが、校舎のある程度近くであれば、体育館のほうは使えます。実際、受信はできると思われます。先ほ

ど山田議員がおっしゃっていたように、災害のときのスマホとか、そういうのは、今回は学習用のパソコンというふうに限っておりますので、そちらのほうの、申し訳ありません、通信のほうについては、これはできないようなことになっておりますので、ご理解ください。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　今の説明で、コロナウイルスで昨日あたりから休校になっていて、ニュースで、先生が子供とネットでやっているというか、そういう家庭と学校との、そういうあれはどうなんですか。それは対応できるんですか。学校内だけですか。今、昨日のニュースあたりを見ていると、各家庭と学校の先生と一人一人でネットでやっているニュースが出たんですけれども、それは対応できるんですか、大多喜の場合は。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　先ほど私のほうがご説明したとおり、学習用パソコンのネットワークということですので、そちらのほうには対応しておりません。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。

それでは、ページ数は71、観光まちづくり推進事業、このことです。何事も原因があり、結果があります。因果律です。観光立町を掲げている、その中で、こういう形になった原因、結果、これを詳細に教えてください。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　今回このような結果になった原因ということでございますけれども、原因のほうは、昨年、全員協議会等でご説明しましたとおり、事業の見直しを行いました。それの一端としては、出資会社のほうの理事者のほうが減額とかいうような、減資というような処理がありましたので、そういうのも含めた中で、事業全体を見直して、今回補正を、本年度見送る分と来年度に送る分という形で事業を見直して、今年度できなかった分については減額という形でさせていただいております。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　課長のご説明、全員協議会の件もあったということで、要するにこういうことだと思うんです。１大手企業が手を引いたことによって、崩壊してしまったと。それに至ることを、きちっと町民に提示しなくてはいけない。今の話を聞いていると、何か蚊

に刺されたような感覚を受けてしまいます。これだけ9,000万近いものができなかったというのは、１つは失政であります。その件に関して、もう一度言います。どうして歯止めをかけられなかったのか、これはどうでしょうか。町長からひとつお願いできたらと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　この減額につきましては、要は当初の計画の中で、今のは、今日は予算のほうをお話ししてありますけれども、いわゆる商い資料館あるいは今の釜屋さんですか、あれを宿泊施設という考え方の中で予算を組んでおりました。しかし、この宿泊施設につきましては、仮に今のように１企業がやって多分採算を取ることは難しいだろうということの中で、１つありました。

それと、もう一つは、釜屋というのは本当に昔の建物で、宿泊施設にするのに穴を空けたりなんかすると、まず耐震強度がほとんど難しいと。そういうものの中で、そういう改造は難しいということで、今回もいわゆるその指定管理の話もさせていただきましたけれども、要は現実的にあの建物が使えるように、また、一般的にあそこで販売とか、そういうもののほうが現実的であろうということで、あそこ２つを宿泊の施設にしても、１日１組限定でという中で、これはなかなか、やはり将来採算が取れないときに、その後どうするんだといったときに、これは今度は町にとっても非常に大きな負担になりますので、そういうことではなくて、やっぱり考え方を変えてもらったと、そういうことでございます。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　町長、そして産業振興課長も、恐らく企業のことに振り回されてしまったという本音を言えなかったんだと思います。私は、町長も産業振興課長もだまされた、それに関しては本当に同情いたします。しかし、町民から見れば、そういうような、やはり企業を設定した、それでは納得がいかないのが事実であります。今後のことに関して言えば、産学官民というものは私は正しいと思います。しかし、もう一度申します。産学官民をやる前に、民の立場、草の根の一般の方々にお声をかける、そういう姿勢が必要だと思います。その件に関して、再度、飯島町長よりご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今回の、いわゆるわくわくカンパニーにつきましては、これは国の、先ほどかなり減額が多いという話もありましたけれども、要は国の補助金を、本当に１か月の中で申請をして、それで書類を作るという大変厳しい中で、それはいろいろ皆さんにお話を聞くことはいいんですが、それではもうその申請は間に合わないということで、やはり国

の地方創生交付金というのは、いわゆる国のほうで決めると１か月以内ぐらいに出さなければ、それは採択されないという事情がありまして、企画のほうも相当踏ん張って、ほとんど休みも取らずにその書類を上げて、国のほうに申請しているという状況です。ですから、皆さんと話をしていれば、その話はもうないということになりますので、それはご理解をいただきたいと思います。

そういう中で、ご提案をされて、いただいた内容につきまして、いわゆる我々も検討していきますと、やはりあれを宿泊施設で採算が取れるかと。１日１組限定で、人件費で食われてしまうと。ということになって、最後に撤退されたときに、今度は町がそれをどうするかという話になりますので、そういうことのいろいろな判断の中で、それはやはりこのほうが撤退したほうがいいだろうと。ただ、全部撤退するんじゃなくて、そのお金の全額を返すんじゃなくて、それを今、用途を変えて、今回、今改修もやったりなんかしているわけですね。ですから、全部返しているわけじゃありませんけれども、そのついた補助金は、今の改修工事等に充てているわけでございます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにありませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　69ページ、予防接種事業委託料ということですが、これが減額になっている理由をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

やはり子供さん等の減少によって、接種する人数が大幅に減ったことに伴う減額で、実績の減に伴う減額でございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　そうしますと、はしかで対象者の方が受けていないとか、そういうことではなくて、あくまでも子供さんが減ったための理由ということでいいんでしょうか。何が聞きたいかというと、本来、予防接種を受けなければいけない対象者の方が、受けないことによって減額になっているということであれば、これはやっぱり何か対応策を、今回のコロナじゃないですけれども、必要なのじゃないかなと思いましたもので、ちょっと伺っているところです。子供が減ったということであれば、それで結構です。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　そのとおりでございます。受けなければいけない子供さんが、特に多く受けなかったとかということではございません。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　67ページの少子化対策事業、これは子供さんが生まれたときに払う報償金だと思います。170万減になっています。これは、当初予算は何人で幾らだったんでしょうか。それで、結果として何人で幾らになって170万の減額になったんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康福祉課からお答えさせていただきます。

当初予算は40名の出生、そして金額が560万円、それがまだ現時点での予定という、今年度の予定ということになりますけれども、16名ということになります。390万を見込んでおります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　先ほど午前中の会議の中で、税務住民課長のほうから、前年度が結婚17人ですか、その前は16組ということで、ほとんど結婚している人の数は変わらないわけです。それで、子供の数が当初40人予定していたのが16人に、もう半分以下になっちゃうと。やはりこれは予算の減額、単純な、前にも私は言いましたけれども、結果としてこうなっちゃったということじゃなくて、どこに原因があるのかというのを、金額だけじゃなくて、なぜこうなったかということも精査して、補正予算を上げてくるべきじゃないかと思っているんですよ。結果としてですね。ただ、単純な金の積み重ねだけじゃなくて。それで、少子化対策は、非常に大事なことです。喫緊の課題、最重要課題と言っても過言じゃありません。ですから、私が個人意見を言うのはおかしいと言うか分かりませんけれども、だから町内に住む方が、結婚しても少ないんじゃないかということで、結婚している人は考えるんだけれども、そうかどうかは分かりませんよ。ですから、単純な減額、お金の積み重ねじゃなくて、どうしてこうなったかという結果も踏まえて精査して、補正予算を上げるべきではないかと思います。この件についてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　難解な答弁になります。お願いします。

副町長。

○副町長（西郡栄一君）　確かに議員さんのおっしゃるとおり、少子化対策というのは町の喫

緊の課題だということで認識はしております。ただ、その少子化に対する、逆にこの少子化のほうからの補助金の減額に合わせて何かをやれというときに、やはり１つの予算というものをしっかりと込まなくちゃいけないということで、人口増対策というのは、決してこれだけで人が増えているわけではないというので、町も推進しております。ですから、今やっている中で、それぞれの各課で、いろいろなところで、いろいろな政策をやっておりますので、そういったものを充実させていきながら、なおかつまた新しいものを今、庁内でも十分議論しているところでございます。全く何もしていないわけではないということでですね。ただ、この３月の議会で、ここで、この減額した分をどこかですぐ効果を出せというのは非常に難しい話でありますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ですから、少子化対策、喫緊の課題で、じゃ、どこに数字が出てくるのか、何人子供が生まれたかということですよね。そうすると、ここに、この数字がプラス、お金が足らないから、200万、300万増えたらうれしいことですよね。大変うれしいことですよ。ただ、結果として、ここに数字として出てくるのは、これが一番明確じゃないかと思って言いました。先ほど言いましたように、３月まだ半ばですから、今後検討するということでしょうけれども、補正予算に当たっては、前に言いましたように、金額だけの積み重ねじゃなくて、どうしてそうなったのかという精査をして補正予算を上げてもいいんじゃなかろうかと。それはなかなか時間的に難しいかも分かりませんけれども、やはりその辺もお金の積み重ねだけじゃなくて、内容についても少しあれしてもらえればうれしいかなと思っています。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　61ページ、雑入の上から２番目、公有建物災害共済金。これは多分、昨年の秋の関係で、公有の建物に被害があって、それが保険金で下りきたのかなというふうに、私、個人的に解釈したんですが、それでいいのかどうか。その場合、これはどこの何に対して下りたものなのか教えていただければと思います。解釈が違っていましたら、違いますということで教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君）　款20諸収入、項５雑入のところですか。

○１１番（山田久子君）　61ページです。はい、雑入のところの。

○議長（野村賢一君）　61ページの、今言った款20諸収入、項５雑入の説明欄のところですね。

○１１番（山田久子君）　はい。

○議長（野村賢一君）　誰かな。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　今の山田議員の質問に、財政課のほうから答えさせていただきます。

今おっしゃられたように、この雑入のところにつきましては、公有建物の災害共済金として、昨年の度重なる台風などによって被害を受けた公有建物などの共済金でございます。一番大きなところでは、大多喜小学校の屋内運動場の脇のところの欠損であったり、あと破風板であったり、大多喜中学校の柔道場の屋根、それと、あと町で整備してある光ファイバーケーブルが町内で被害を受けた、それに対する共済金が大きなところでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　ありがとうございます。

それで、この保険というのは、各地域にある消防機庫というのがあると思うんですけれども、その機庫に、災害等で被災した場合、対象はならないんでしょうか。うまく聞けていない。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　これは、あくまで公有建物という、役場で所有のある建物でございます。最近、町で整備した消防の機庫、船子であったり、そういうものは町で保険を掛けてありますので、それは対象になります。地元で管理しているものについては、地元の消防団、区とかで要は保険を掛けてあるところと、あと掛けていないところがあるようでございます。

以上です。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　60ページの17で、寄附金とあります。これは個人ですか、団体ですか、一般寄附金というのは。

○議長（野村賢一君）　財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　こちらの寄附金25万円の増額補正は、２団体からの寄附になります。

（「２団体の」の声あり）

○財政課長（君塚恭夫君）　はい。

○議長（野村賢一君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第15、議案第23号　令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　議案つづり89ページをお願いいたします。

議案第23号　令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算の主な内容でございますが、歳入では国民健康保険税の税率の引下げ及び被保険者数の減による減額、療養給付費等普通交付金の変更決定による減額、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴う減額のほか、前年度繰越金等の確定による増額でございます。

また、歳出では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費の増額、国民健康保険事業費納付金の確定による減額、平成30年度の特定健康診査等負担金の事業実績により返還金が生じたことによる諸支出金の増額及び翌年度への繰越金が見込めるため、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,982万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、94、95ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税、補正額443万9,000円の減額補正は、本年度当初予算では、税率について改正前の税率で計上しておりましたが、令和元年６月に税率の引下げを行ったことに伴い、減額補正を行うものでございます。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、補正額6,566万4,000円の減額補正でございますが、県からの変更交付決定による交付金の減額でございます。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、補正額152万円の減額補正でございますが、内訳につきましては95ページをご覧ください。

節１保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、県が４分の３、町が４分の１を負担するもので、98万3,000円の減額でございます。節２保険者支援分は、国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１を負担するもので、87万4,000円の減額は、いずれも実績による減額補正でございます。節５財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化のため繰り入れるもので、補正額33万7,000円の増額補正でございます。

款６繰越金、項１繰越金、目２その他繰越金、補正額１億446万1,000円の増額補正は、補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

款９国庫支出金、項１国庫補助金、目１国民健康保険制度関係業務事業費補助金、補正額１万8,000円の増額補正は、国庫総合システム改修に係る補助金でございます。目２社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額11万4,000円は、オンライン資格確認のシステム改修に係る補助金でございます。

引き続き歳出についてご説明いたしますので、96、97ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額の財源内訳の13万2,000円は、12月補正で財源が確定していなかったため、一般財源で計上しておりましたが、歳入の款９国庫支出金で、ただいまご説明したとおり、国庫支出金の特定財源の充当となりますので、財源内訳の補正を行うものでございます。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費、補正額2,780万6,000円、次の目３一般被保険者療養費、補正額67万1,000円の増額補正は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

款２保険給付費、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、補正額686万9,000円の増額補正は、実績見込みによるものでございます。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、目１一般被保険者医療給付費分、補正額2,170万3,000円、それから目２退職被保険者医療給付費分、補正額34万8,000円の減額補正は、納付額の確定に伴うものでございます。

項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額863万6,000円、目２退職被保険者後期高齢者支援金等分、補正額34万5,000円の減額補正は、納付額の確定に伴うものでございます。

項３介護納付金分、目１介護納付金分、補正額172万7,000円の減額補正は、納付額の確定に伴うものでございます。

次の98、99ページをお願いいたします。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１一般被保険者保険税還付金、補正額８万9,000円の増額補正は、年金支払額変更に伴う所得更正によるものでございます。

目５保険給付費等交付金償還金、補正額29万4,000円の増額補正は、平成30年度分特定健康診査等負担金の実績に伴う国・県への返還金でございます。

款８基金積立金、項１基金積立金、目１財政調整基金積立金、補正額3,000万円の増額補正は、翌年度への繰越金が見込まれるため、不測の事態等に備え、繰越金の一部を基金として積み立てるものでございます。なお、現在の基金保有額につきましては、8,156万6,000円

でございます。

以上で令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第16、議案第24号　令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　議案つづり101ページをお願いいたします。

議案第24号　令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

補正の主な内容でございますが、歳入では保険基盤安定繰入金の減額及び繰越金の増額、また、歳出では実績見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございま

す。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ764万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,459万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、106、107ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目２保険基盤安定繰入金、補正額781万5,000円の減額補正でございますが、繰入れ金額の確定によるものでございます。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金、補正額16万6,000円の増額補正につきましては、前年度被保険者からの納付がありました保険料で、後期広域連合に納付されていない保険料の繰越しをしたもので、歳出でご説明申し上げます広域連合納付金の財源とするものでございます。

引き続き歳出についてご説明いたしますので、108、109ページをお願いいたします。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、補正額764万9,000円の減額補正につきましては、被保険者から納付された保険料及び基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、実績見込みによるものでございます。

以上で令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第17、議案第25号　令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議案つづり111ページをお開きください。

議案第25号　令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明させていただきます。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険料の特別徴収者及び第７段階被保険者の増に伴う保険料の増加、滞納繰越分の普通徴収保険料の収入の増額、介護給付費全体の減に伴う国・県支払基金の介護給付費負担金交付金の減額、各負担金交付金及び介護給付費繰入金の減額による分について、介護給付費準備基金繰入金を増額する必要が生じたため、補正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,481万8,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、116、117ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料477万8,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金1,189万1,000円の減額補正は、介護給付費負担金交付申請に基づき補正するものであります。

項２国庫補助金、目４保険者機能強化推進交付金190万7,000円の増額補正は、市町村の自立支援重度化防止等の取組を支援するための交付金であります。

款５支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金1,947万3,000円の減額補正及び款６県支出金、項１県負担金、目１介護給付費県負担金420万1,000円の減額補正につきましても、交付金の変更交付申請に基づき補正するものでございます。

款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金317万5,000円の減額は、介護給付費の減に伴い、介護給付費繰入金を減額するものです。

項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金755万6,000円の増額補正は、国・県支払基金の介護給付費負担金交付金の変更交付申請に伴う減額分を補うためのものでございます。

款８項１目１繰越金3,567万4,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして歳出についてご説明いたしますので、118ページ、119ページをお開きください。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１居宅介護サービス給付費3,991万円の減額補正は、主に訪問介護、訪問入浴及び通所リハビリ等の実績減に伴う補正でございます。

目３施設介護サービス給付費2,155万4,000円の増額補正は、施設利用者の１人当たりの給付費の増によるものでございます。

次に、中段、項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス給付費272万6,000円の減額補正及び120ページ、121ページの項６特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費431万7,000円の減額補正は、実績減に伴う補正でございます。

次に、一番下段になります。

款６項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金3,657万4,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものであります。

なお、それ以外の予算額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

２時10分から会議を再開します。

（午後　１時５６分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後　２時１０分）

◎答弁の訂正

○議長（野村賢一君）　先ほど山田議員の質問で、款９教育費の中の目、学校管理費のところで、ネットワーク設備工事の件で、教育課長から訂正の答弁がございますので、教育課長よろしくお願いします。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　先ほど山田議員ほうから、ネットワーク整備の対象施設ということで、教室、特別教室、体育館ということでご質問があった件なんですけれども、体育館のほうにつきましては、事業で活用する計画であれば対象となるというふうになっておりますので、修正をさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君）　よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

◎議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第18、議案第26号　令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　それでは、議案第26号　令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

議案つづりの123ページをお開きください。

説明に入ります前に、今回の補正の内容ですけれども、まず水道料金の実績見込みによる減額、それから伊保田地先に予定している低区配水池建設工事について、翌年度に実施することとなったための減額の補正となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第５号）。

第１条、令和元年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第１款水道事業収益、項１営業収益ですが、453万8,000円を減額し、補正後の営業収益の総額を３億1,013万3,000円とするものです。

第３条、資本的収入及び支出。

収入。款１資本的収入、項２、次のページをお願いします。

企業債ですが、１億1,400万円を減額し、企業債の総額を７億円とするものです。

支出。款１資本的支出、項１建設改良費ですが、１億542万2,000円を減額し、建設改良費の総額を９億3,221万9,000円とするものです。

第４条、企業債。予算第６条に定めた企業債の限度額の総額を８億1,400万円から７億円に変更するものです。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明しますので、126ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入。款１水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益453万8,000円の減額は、水道料金実績見込み減によるものです。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入。項２企業債１億1,400万円の減額は、伊保田地先に予定している低区配水池建設工事について、翌年度に実施することとなったための減額となります。

次に、支出ですけれども、款１資本的支出、項１建設改良費、目３配水施設費１億542万2,000円の減額は、伊保田地先に予定している低区配水池建設工事について、翌年度に実施することとなったための減額です。

以上で、議案第26号　大多喜町水道事業会計補正予算（第５号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第19、議案第27号　令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　それでは、議案第27号　令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）について説明させていただきます。

議案つづり131ページをお開きください。

本補正予算につきましては、主に実績見込みによる補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第27号　令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）。

総則。

第１条、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。科目、第１款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額4,352万9,000円の減額、計１億8,841万1,000円。科目、第１項営業収益、補正予定額3,893万8,000円の減額、計１億6,965万1,000円。科目、第２項営業外収益、補正予定額459万1,000円の減額、計1,876万円。

支出に入ります。

支出。科目、第１款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額1,047万5,000円の減額、計

２億6,871万3,000円。科目、第１項営業費用、補正予定額1,047万5,000円の減額、計２億6,821万2,000円。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧中「3,123千円」を「3,270千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第１款資本的収入、補正予定額28万5,000円の減額、計はゼロになります。科目、第１項繰入金、補正予定額28万5,000円の減額、計はゼロになります。

支出。科目、第１款資本的支出、補正予定額22万円の減額、計318万8,000円。科目、第１項建設改良費、補正予定額22万円の減額、計318万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第４条、予算第７条中「204,202千円」を「197,213千円」に改める。

続きまして、詳細につきましては、積算基礎資料により説明をさせていただきます。

142ページ、143ページをお開きください。

収入。第１款特別養護老人ホーム事業収益、第１項営業収益、第１目介護報酬収益、第１節施設入所介護費収益3,062万6,000円の減額、第２節短期入所介護費用収益224万円の減額、第２目介護負担金収益、第１節施設入所負担金収益482万7,000円の減額、第２節短期入所負担金収益124万5,000円の減額、いずれも施設利用者減少及び利用者の負担割合等の変更によるものでございます。

第２項営業外収益の一般寄附金及び雑収益の増額は、いずれも実績によるものでございます。一般会計繰入金490万3,000円の減額補正は、外国人技能実習生の来日が予定より遅れたことによる補助金の減額でございます。

次に、支出です。

第１款特別養護老人ホーム事業費用、第１項営業費用、第３目居宅介護事業費85万7,000円の減額で、内訳は法定福利費2,000円と賃金85万5,000円の減額、いずれも臨時職員１名分で、実績によるものでございます。

第４目施設介護事業費436万の減額で、内訳は、法定福利費115万4,000円、賃金111万6,000円の減額、臨時職員17名分の人件費で、実績によるものでございます。手数料11万円はクリーニング代、使用料15万円はおむつ代、賄い材料費183万円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

第５目減価償却費、第１節有形固定資産減価償却費17万2,000円の増額は、固定資産の増

によるものでございます。

第７目外国人技能実習生受入事業費543万円の減額で、内訳は法定福利費31万6,000円、これは実習生社会保険料ほかでございます。賃金354万6,000円は実習生の賃金、使用料37万5,000円は実習生の居室使用料、負担金115万8,000円はＪＩＴＣＯ国際研修協力機構監理団体等の負担金でございます。保険料３万5,000円は、実習生の総合保険料分でございます。この減額は、実習生の来日が遅れたことによる実績によるものでございます。

次に、144ページ、145ページをお開きください。

資本的収入及び支出になります。

まず、収入ですが、第１款資本的収入、第１項繰入金、第１目他会計繰入金28万5,000円の減額補正は、実習生受入れに伴う備品等の支出がなかったため、一般会計からの繰入金も減額補正するものでございます。

次に、支出になります。

第１款資本的支出、第１項建設改良費、第１目設備整備費22万円の内訳は、工事請負費８万2,000円の減額、これは実績による減額でございます。備品購入費14万7,000円の増額は、居室エアコン１台の故障によるため、交換のための増額補正でございます。外国人技能実習生受入事業費28万5,000円の減額は、実績がなかったための減額補正となります。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　131ページ。既決予定額が、収入が約２億3,000万、支出が約２億8,000万。ここで、当初5,000万の赤字と言っていいのかどうかちょっと分かりませんけれども、5,000万の差が出ています。それで、補正予定額をやって、計、収入が１億8,800万、支出が２億6,800万、この差額は約8,000万です。単純に、これが全て赤字になるのかどうか。仮に赤字が出た場合には、どこかから補塡しなくちゃいけないはずですので、それは留保資金というのか、積立金というのか、基金というのか、よく分かりませんけれども、どこからどのような形で、これを補塡していくんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　今のご質問ですが、131ページの収入、この事業収益１億8,841万1,000円から支出の２億6,871万3,000円、これを引いた額が赤字になるのかというご質問ですが、あくまでもこちらに関しましては支出のほうは予算上で見てありますので、これが全額支出されることはまずないと思われますので、これはあくまでも予算でありまして、実績は、まだ実際のところ、はっきり分からないというのが実情でございます。それから、足らない分ということですが、それにつきましては昨年度からの繰越金で補填をするということになります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　じゃ、今、想定で、まだ年度の途中でしょうから想定の段階でしょうけれども、年度末でどのくらいの赤字が予定されるのか。先ほど言いました繰越金であるということです。繰越金から補填すると、繰越金はあとどのくらい残っているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　今現在の見込みの赤字額ということになりますが、はっきり言って、今のところまだ分からないところが多くあります。8,000万以下ということになるかと思います。実際に、今現在、幾らのお金があるかということですが、２億のお金が、現金がございます。

（「8,000万を引いて２億ですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今２億ぐらい。それは、8,000万を補填した残が２億円残っているということですか。

それで、これで最後の質問になっちゃうので、もう一つ付け加えて、すみません。

このまま、仮に２億残って、年間8,000万ぐらいの赤字だと、３年もたたないうちに留保金というか、基金というか、繰越金がなくなってしまうわけですね。そのときにどうするかということも考えていかないと、あともう２年、３年のうちには大変なことになっちゃうわけですから、そういった検討というんですか、今後どうするのかという検討も早急に始めて、前も話したように、勝浦は総野園というのがありましたけれども、あそこはもう何年か塩田病院さんと協議して、結局、塩田病院さんのほうに全部譲っちゃいましたよね。日本全国見ても大体、もうほとんど、こういった公的と、市町村でやっているところはほとんどありません。あるところは、北海道とか九州とか本当の僻地で民間の企業さんが来てくれないとこ

ろ、そこは仕方なく町営でやっているところはあると思いますけれども、関東近辺とかで、まして東京にこんなに近いところではほとんどありませんので、それも併せて、今後検討していく必要があるんじゃなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　ご指摘のとおりだと思います。それで、今それをどうするかというのは、今いろいろと、いろんな角度から、どういうふうな方向にするかというのは今いろいろ検討しているところでございます。ただ、どちらにいたしましても、今は大多喜町にあるのはあの１施設でございます。ですから、それは何とか、やはり今の１施設の段階では、やはりしっかりと維持しなければならないと思いますが、なかなかこの施設で黒字を出すというものをいろいろ試算をしておりますが、なかなか厳しいところがございます。そういうことで、それらも含めまして、いろいろ検討を進めているところでございますが、いずれにいたしましても、大多喜町に、やはりこういう施設、１つはなければ困りますので、そういう中で今進めているところでございます。いずれある程度方向性が出た段階には、またご報告をしたいと思っています。

特に、この今の入所者につきましては、やはり高齢化の中で、いすみ医療センターにも老健施設がございます。それで、やはり入所者が高齢化のために病院に入りますね。そうしますと、それがもう、その間は空き家になりますから、これは入れられませんので、そういうことで、なかなかやはりその辺が厳しい。ですから、実際のその施設に対して90パーセントの稼働率というのが、やはり最低の採算ラインということになるんですが、なかなか90パーセントの稼働というのは難しいわけです、現実では。そういうことで、今いろいろな角度で、委員長も含めて、いろいろお話もし、検討もしているところでございます。

（「議長、もう一回まずいですよね」の声あり）

○議長（野村賢一君）　何。４回目。

（「４回目」の声あり）

○議長（野村賢一君）　何の質問ですか。

（「今の町長の答弁に対して」の声あり）

○議長（野村賢一君）　じゃ、どうぞ。

○４番（根本年生君）　すみません。

恐らく入所者がいますから、すぐ今日のあしたと言ったらなかなか難しい。民間に移譲するなり自分でやるなりにしても、やっぱり協議するのに２年、３年、楽にかかっちゃうと思

うんですよ。すると、早く方向性を打ち出して、それで当然民間で受け取っているところがなければ町がやらざるを得ないので、協議に２年、３年かかると思いますので、早く方向性を打ち出して、お互いに条件に合う民間の企業があったら民間の企業さんに譲り渡すと。ですから、なるべく早く協議を始めないと、あと、先ほども言いましたように基金があと本当に、基金というか繰越金があと僅かですので、早めに始めていただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　それはご提言ですね。

（「はい、すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

明日５日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後　２時３４分）

第１回大多喜町議会定例会３月会議

（ 第 ３ 号 ）

令和２年第１回大多喜町議会定例会３月会議会議録

令和２年３月５日（木）

午前１０時００分　開議

出席議員（１１名）

２番	志　関　武良夫　君	３番	渡　辺　善　男　君
４番	根　本　年　生　君	５番	吉　野　僖　一　君
６番	麻　生　　剛　君	７番	渡　邉　泰　宣　君
８番	麻　生　　勇　君	９番	吉　野　一　男　君
１０番	末　吉　昭　男　君	１１番	山　田　久　子　君
１２番	野　村　賢　一　君		

欠席議員（１名）

１番	野　中　眞　弓　君

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町　　長	飯　島　勝　美　君	副　町　長	西　郡　栄　一　君
教　育　長	宇　野　輝　夫　君	代表監査委員	滝　口　延　康　君
総務課長	古　茶　義　明　君	企画課長	米　本　和　弘　君
財政課長	君　塚　恭　夫　君	税務住民課長	多　賀　由紀夫　君
健康福祉課長	長　野　国　裕　君	建設課長	吉　野　正　展　君
産業振興課長	西　川　栄　一　君	環境水道課長	和　泉　陽　一　君
特別養護老人ホーム所長	秋　山　賢　次　君	会計室長	吉　野　敏　洋　君
教育課長	小　高　一　哉　君	生涯学習課長	宮　原　幸　男　君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻　生　克　美	書　　記	山　川　貴　子
書　　記	市　原　和　男		

議事日程（第３号）

日程第　１　議案第２８号　令和２年度大多喜町一般会計予算（提案説明）

日程第　２　議案第２９号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）

日程第　３　議案第３０号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）

日程第　４　議案第３１号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）

日程第　５　議案第３２号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）

日程第　６　議案第３３号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）

日程第　７　議案第３４号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君）　皆さんおはようございます。４日の会議に引き続き大変ご苦労さまでございます。

本日、１番野中眞弓議員から体調不良のため、欠席する旨の通告がありましたのでご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君）　本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第３号により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎議案第２８号～議案第３４号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君）　これから日程に入ります。

日程第１、議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算から日程第７、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算までの各特別会計予算及び各事業会計予算まで一括議題とします。

なお、各議案は議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第28号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆様には、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第１、議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算について説明を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので着座にて説明をさせていただきます。また、声が籠もってしまうと思われますのでマスクのほう外して説明をさせていただきます。

それでは、令和２年度大多喜町予算書に沿って説明をさせていただきます。１ページ目をお開きください。

令和２年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億9,000万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

継続費。第２条、地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

地方債。第３条、地方自治法第230条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

一時借入金。第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億円と定める。

歳出予算の流用。第５条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

次に、７ページをお開きください。

第２表、継続費。款６商工費、項１商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業、総額１億5,810万円。年度及び年割額は、令和２年度6,230万円、令和３年度4,480万円、令和４年度5,100万円で、面白峡の遊歩道を令和２年度から令和４年度までの３か年で整備するため、継続費を設定するものでございます。

款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業、総額9,649万2,000円。年度及び年割額は、令和２年度4,288万円、令和３年度5,361万2,000円で、昨年の台風21号に伴う大雨で被害を受けた下大多喜地先のため池の復旧工事で、令和２年度と３年度の２か年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

第３表、地方債。表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債6,910万円。この起債は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうちソフト事業に係るもので、内容としては、出産祝金、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、空き家改修事業補助金、外出支援サービス委託料、子ども医療費、不妊治療費、高速バス補助に充当するものでございます。観光施設整備事業債1,390万円は、観光まちづくり推進事業で実施する観光施設等の整備に充てるものでございます。道路整備事業債8,100万円は、辺地対策事業と

して宇野辺当月川線に600万円、過疎対策事業として町道増田小土呂線、大中西線に5,900万円、老川橋などの橋梁長寿命化事業へ1,600万円を充当するものでございます。消防施設整備事業債4,960万円は、電波法の改正に伴い更新が必要となる、防災行政無線の移動系の機器等の更新事業に充当するものでございます。社会教育施設整備事業債5,280万円は、大多喜町中央公民館のエレベーターの設置など、施設の改修工事へ充当するものでございます。農林水産施設災害復旧事業債470万円は、下大多喜地先のため池の復旧事業に充当するものでございます。公共土木災害復旧事業債2,550万円は、昨年の台風などにより被災した町道など13か所の復旧事業に充当するものでございます。臨時財政対策債１億2,000万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上しました。

起債の限度額の合計は４億1,660万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、表のとおりでございますので説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきますので、予算書12ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款１町税、項１町民税の計は３億6,582万6,000円で、目１個人は景気の低迷、納税義務者の減少を見込み、目２法人は税率の改正を含め実績を見込み計上しました。

次の項２固定資産税の計は６億2,589万9,000円で、目１固定資産税の現年課税分は、課税対象物件の変動や実績を見込み計上いたしました。

次の項３軽自動車税は、税法の改正により、新たに環境性能割、種別割と区分され、経過年数が長くなる重課税分の増と軽減措置の終了などにより、昨年度より300万円ほど増額となる3,693万8,000円を見込み計上しました。

次の項４たばこ税は、実績を見込み7,700万円を計上しました。

項５鉱産税200万円、項６特別土地保有税10万円、項７入湯税600万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

款２地方譲与税の項１地方揮発油譲与税1,700万円は、実績見込みなどから前年度と同額を見込みました。

次のページをお開きください。

項２自動車重量譲与税4,250万円は、実績や国の財政情報などから前年度200万円の増額を見込みました。

項３森林環境譲与税は、平成31年度から新たに譲与が始まったもので、国の予算において剰余金の総額が倍になったことから、前年度の倍の759万円を見込みました。

款３利子割交付金45万円から、款４配当割交付金350万円、款５株式等譲渡所得割交付金300万円までは、財政情報や実績を見込み計上いたしました。

款６法人事業税交付金550万円は、令和２年度から新たに地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために交付されるものでございます。

款７地方消費税交付金２億700万円は、消費税率の改正により2,700万円の増額を見込みました。

款８ゴルフ場利用税交付金は、近年の実績などから9,800万円を見込みました。

款９環境性能割交付金350万円は、令和元年10月１日の消費税率の改正により、自動車取得税の廃止に伴い自動車税に新たに課税され、税収の100分の95のうち100分の47が市町村に交付されるものでございます。

款10地方特例交付金694万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補塡と、新たに自動車税と軽自動車税として課税される環境性能割が、昨年の10月１日の消費税率の改正から今年度９月30日までの取得分について、税率が軽減されることによる減収補塡でございます。

次のページをお開きください。

款11地方交付税は15億8,010万9,000円、前年度2,032万円の増額で、新たな算定項目や単位費用の見直し状況などを見込み計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金150万円は、前年度と同額を見込みました。

款13分担金及び負担金、項１負担金、目１民生費負担金2,519万円は、前年度2,613万5,000円の減額で、減額の主な要因は保育料の無償化によるものでございます。

目２衛生費負担金430万2,000円、対前年度141万3,000円の減額。これは斎場無相苑の委託経費の減額による、いすみ市からの負担金の減によるものでございます。

目３農林水産業費負担金48万6,000円は、小土呂寺の谷ため池の年度割の拠出金でございます。

目４教育費負担金と目５給食費負担金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目６災害復旧事業費負担金1,442万2,000円は、昨年の台風被害による農地・農業施設災害復旧事業の負担金でございます。

次の款14使用料及び手数料、項１使用料、目１衛生使用料、目２農林水産業使用料。

次のページをお開きください。

目３商工使用料、目４観光使用料、目５土木使用料、目６教育使用料までの項の合計は5,565万2,000円で、内訳は、節及び説明欄に記載してあるとおりでございます。

項２手数料、目１総務手数料、目２民生手数料、目３衛生手数料、目４農林水産業手数料、目５土木手数料までの項の合計は3,750万1,000円で、前年度233万2,000円の減額で、主な要因は、目３の衛生手数料のごみの収集運搬手数料指定袋分の減額で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金と、次のページをお開きください。

目２衛生費国庫負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次の目３公共土木施設災害復旧費国庫負担金8,709万8,000円は、昨年の台風などにより被害を受けた町道などの災害復旧に係るものでございます。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金2,463万3,000円は、マイナンバーに係る補助金と、観光まちづくり推進事業に係る地方創生推進交付金でございます。

目２民生費国庫補助金、目３衛生費国庫補助金は節欄のとおりでございます。

目４土木費国庫補助金2,934万3,000円は、橋梁長寿命化事業で実施する橋梁の定期点検業務及び橋梁の補修工事、町道のトンネル修繕設計に充当するものでございます。

目５教育費国庫補助金707万3,000円は、小中学生の遠距離通学補助が主なものでございます。

次に項３国庫委託金、目１総務費委託金と目２民生費委託金の計275万8,000円は、それぞれ節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次のページをお開きください。

款16県支出金、項１県負担金、目１総務費県負担金、目２民生費県負担金、目３衛生費県負担金、目４土木費県負担金、目５教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項２県補助金、目１総務費県補助金218万円は、それぞれ節欄及び説明欄記載のものでございます。

目２民生費県補助金2,243万4,000円は、前年比較3,724万3,000円の減額で、これは、介護施設整備事業の完了による補助金の減が主な要因でございます。

目３衛生費県補助金1,492万6,000円は、次のページをお開きください。

内訳について、節欄記載のとおりでございます。

目４農林水産業費県補助金9,823万1,000円は、内訳は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目５商工費県補助金。

次のページをお開きください。

目６土木費県補助金、目７消防費県補助金、目８教育費県補助金、こちらはそれぞれ節欄及び説明欄記載のとおりとなっております。

目９農林水産施設災害復旧費補助金は、昨年の台風被害等による農地・農業施設の災害復旧事業の補助金でございます。

項３県委託金、目１総務費委託金、目２民生費委託金、目３土木費委託金、目４消防費委託金、合計3,228万4,000円は、それぞれ節欄及び説明欄にある事業の委託金でございます。

款17財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入。

次のページをお開きください。

目２利子及び配当金、項の合計が4,238万1,000円の内訳は、節及び説明欄に記載のとおりでございます。

項２財産売払収入、目１不動産売払収入2,699万1,000円は、城見ケ丘団地２区画、大戸分譲地１区画の分譲を見込みました。

款18寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金9,200万円は、ふるさと納税の現状の推移を見込み計上いたしました。

次の款19繰入金、項１基金繰入金の合計は３億7,364万4,000円で、対前年度2,788万1,000円の増額でございます。内容としては、目１財政調整基金繰入金１億8,269万9,000円は、財源不足を補うための繰入れで、目２減債基金繰入金は公債費の元金の償還に充当するものでございます。

目３ふるさと基金繰入金の増額は、面白峡遊歩道整備事業への繰り出しが主な増要因でございます。

目４公共施設整備基金繰入金は、海洋センターの施設改修工事に充当するものでございます。

目５東日本大震災復興基金繰入金から目11道路整備推進基金繰入金までは、各基金の設置目的に応じた事業に充当するために繰り入れるものでございます。

項２特別会計繰入金、目１国民健康保険特別会計繰入金135万2,000円。

次のページをお開きください。

目２後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円、合計135万3,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として１億円を計上しました。

款21諸収入、項１延滞金、加算金及び過料50万円は、税金等の延滞金収入でございます。

次の項２町預金利子9,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の項３貸付金元利収入100万円は、高額療養費貸付償還金を計上しました。

次の項４受託事業収入、目１後期高齢者医療広域連合受託事業収入407万9,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項５雑入、目１滞納処分費２万1,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目２雑入5,770万5,000円は、説明欄記載のとおりでございます。対前年度216万8,000円の減額でございますが、減額の主なものとしては、説明欄の中段あたりの高速バスの回数券販売代と、次のページをお開きください。

上から６行目、７行目の金物や古紙、アルミ等の売却代金及び説明欄にはありませんが、昨年度完了した土地改良施設維持管理適正化事業交付金の減で、説明欄最後の行の地域海洋センター修繕助成金が増となった分差し引いて200万円程度の減でございます。

款22町債、項１町債は、節の区分で第３表において説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

目１総務債から目７臨時財政対策債の計は４億1,660万円でございます。

次の自動車取得税交付金は、令和元年10月１日に消費税率が改正されたことにより廃止となりましたので、令和２年度からは廃款となります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次のページをお開きください。

３、歳出。

款１議会費、項１議会費7,678万3,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録の作成、政務活動費の補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は３億4,621万1,000円で、この目は特別職及び総務企画職員人件費、次のページの、財政会計関係職員の人件費、一般事務費としては行政連絡員などへの報酬、共済費は追加費用の負担金、宿直業務の委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用の消耗品が主なもので、その次の職員研修事業や電子調達の管理事業は、入札の関係の経費でございます。それと男女共同参画推進事業などでございます。

目２文書広報費971万4,000円は、文書管理事業として需用費は法規集の追録代などの経費でございます。

次のページをお開きください。

広報おおたき発行事業は、広報おおたきの印刷製本費、ホームページ管理事業はホームページのシステム使用料でございます。

次の目３財政管理費615万1,000円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費となっております。目４会計管理費160万9,000円は、会計関係の事務経費でございます。

節11の役務費の手数料は、指定金融機関の派遣手数料でございます。

目５財産管理費2,710万9,000円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料や町有財産として財政課で管理している旧総元小学校などに係る経費でございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種委託料や使用料、借上料、町有林の管理事業は、町有林の保険料や管理委託料などでございます。

次の目６企画費は、前年度比較2,011万8,000円減額の３億4,407万2,000円でございます。

企画事務費は、次のページをお開きください。

郡市広域市町村圏事務組合の負担金など、企画関係団体の負担金、まちづくり提言事業の助成金が主な内容となっております。

総合戦略推進事業は、総合戦略推進会議の経費で、定住化対策事業は、空き家改修事業と家財道具撤去、Ｕ・Ｉ・Ｊターンによる起業・創業者創出に対する補助でございます。

お試し居住事業は、お試し居住用住宅の消耗品や修繕などの維持管理経費、地域おこし協力隊事業は、現在の隊員３人分と新年度委嘱予定の５人分を加えた報酬と活動経費を見込みました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するために実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やＮＴＴ柱へのケーブル添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金。

地域公共交通対策事業は、次のページをお開きください。

路線バス、いすみ鉄道関連経費及び地域公共交通活性化協議会補助金とデマンド型の地域交通の運行経費などでございます。

公共交通政策事業は、高速バスの運行に関する事業費で、通信運搬費は、役場で販売する高速バスの回数券などの購入代、高速バス運行補助金は、令和元年度の後期分と令和２年度の前期分の補助額を計上させていただきました。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

次のページをお開きください。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催など、結婚を支援するものでございます。

総合計画策定事業は、大多喜町第３次総合計画後期基本計画を令和元年度、２年度の２か年で策定するものでございます。

次の目７電子計算費6,524万7,000円は、電子計算機の運用に係る費用で、印刷用消耗品、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などでございます。

目８諸費は1,991万5,000円を計上しました。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、次のページをお開きください。

交通安全対策事務費は、交通安全協会補助金が主なもの、防犯対策事業は、防犯灯関連経費と特殊詐欺対応電話購入補助金など、防犯関連経費でございます。

外国人技能実習生受入事業は、現在受け入れている外国人技能実習生の経費についての繰出金を計上してございます。

税務事業の還付費は昨年度と同額を計上しました。

令和２年度は大多喜高校の120周年記念式典が開催予定となっておりますので、大多喜高校記念式典協賛事業を新たに計上いたしました。

次の項２徴税費、目１税務総務費6,404万7,000円は、税務関係職員人件費と税務総務事務

費で、関係団体への負担金などでございます。

次のページをお開きください。

目２賦課徴収費1,924万5,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費で、令和元年度は固定資産の評価替えのために不動産鑑定委託料がありましたが、それが減額となったために、前年度に比較して約600万円の減となっております。

項３戸籍住民基本台帳費4,842万2,000円は、戸籍関係職員の人件費と戸籍システムの保守委託料や借上料などで、次のページをお開きください。

住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料及び個人番号カード等関連経費が主な内容でございます。

項４選挙費、目１選挙管理委員会費68万1,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目２千葉県知事選挙費740万5,000円は、令和３年４月４日任期満了に伴う千葉県知事選挙の執行経費でございます。

目３大多喜町議会議員選挙費693万8,000円は、令和３年１月24日任期満了に伴う大多喜町議会議員一般選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

項５統計調査費、目１統計調査総務費589万1,000円は、統計関係職員の人件費と事務費でございます。

目２各種統計調査費620万5,000円は、説明欄記載の各統計調査経費でございます。令和２年度は国勢調査実施のため増額となってございます。

次のページをお開きください。

項６監査委員費、目１監査委員費47万5,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費４億3,249万4,000円は、社会福祉関係職員の人件費、社会福祉事務費。

次のページをお願いします。

社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会の補助金が主なもので、障害者福祉事業は、介護給付費と扶助費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、高額療養費貸付事業は、前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計への法定繰出金でございます。

少子化対策事業は出産祝金でございます。

目２国民年金費511万1,000円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目３老人福祉費2,113万3,000円は、高齢者在宅生活支援事業では、次のページをお開きください。

緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主な経費でございます。敬老祝事業は、敬老祝品等の報奨費が主なもので、老人福祉団体助成事業は、老人クラブなどへの助成事業、加えて老人日常生活用具給付事業、地域ボランティア事業補助金、介護予防事業に係る委託料、老人ホーム入所判定委員の報酬と老人保護措置費を計上してございます。

目４青少年女性対策費51万9,000円は、青少年相談員への報酬や活動費の補助。

目５介護保険事業費２億1,756万円は、対前年度2,145万9,000円の減、減額の主な要因は介護施設等整備事業が完了したことによるものでございます。事業としては、地域包括支援センター運営事業は、予防ケアマネジメント業務委託料。

次のページをお開きください。

社会福祉法人等利用者負担軽減事業、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への法定繰り出しでございます。次期介護保険事業計画等策定事業は、令和元年度と２年度の２か年で計画を策定するもので、低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険特別会計への繰り出し、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬でございます。

目６後期高齢者医療費１億8,253万6,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や医療給付費、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の項２児童福祉費、目１児童福祉総務費3,325万9,000円は、子育て支援関係職員の人件費や子供の医療費。

次のページをお開きください。

子ども・子育て支援事業でございます。

目２児童手当費8,775万7,000円は、児童手当の支給に係る扶助費などでございます。

目３母子福祉費54万8,000円は、独り親家庭等医療費等助成金でございます。

目４児童福祉施設費２億9,415万8,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園２園の施設

管理費のほか、賄い材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお開きください。

次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費、需用費と車両借上料が主な経費でございます。

地域子育て支援センター運営事業は、関係職員の人件費など、次のページをお開きください。

特徴のある教育の展開事業は、英語教室に加えサッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費１億1,433万4,000円は、衛生関係職員の人件費、保健衛生事務費では、国保国吉病院負担金など、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費を助成する扶助費が主な内容でございます。

目２予防費4,072万3,000円は、がん検診事業では、がん検診の委託料、予防接種事業は、接種委託料と、次のページをお願いします。

風疹、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の助成金、健康増進事業は、健康診査委託料が主なものでございます。

感染症予防対策事業は、消毒作業用の動力噴霧器の保守経費などで、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植ドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目３環境衛生費5,846万3,000円は、環境関係職員の人件費と、次のページをお開きください。

環境衛生事務費は、夷隅環境衛生組合負担金が主な内容でございます。

水道未普及地域対策事業は、上水道未普及地域等の家庭用飲用井戸などの整備に対する補助金でございます。

環境保全事業は、不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金の積立金が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

空家等対策事業は、対策協議会の開催経費でございます。

次の目４母子保健事業費588万5,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では、乳幼児相談の医師報酬や報償費、各種健康診査委託料、妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等

が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて包括的に支援する事業で、妊婦、乳児の健康診査委託料、新生児の聴覚検査や不妊治療費に加え、新たに子育て応援ヘルパーの派遣や子育てタクシーなどを計上いたしました。

次の目５火葬場費1,309万7,000円は、斎場無相苑の燃料費などの施設運営費と、次のページをお開きください。

火葬炉運転業務委託料と火葬炉改修工事が主な内容でございます。

次の目６地域し尿処理施設管理費215万5,000円は、城見ケ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項２清掃費、目１清掃総務費3,168万8,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費でございます。

目２塵芥処理費１億3,880万7,000円は、環境センターの運営経費で、次のページをお開きください。

ごみの収集委託料、粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンターの塵芥処理負担金が主な内容となっております。

次の項３上水道費、目１上水道費7,000万円は、上水道高料金対策として水道事業会計への繰出金でございます。

次に、款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費1,622万2,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費などでございます。

目２農業総務費4,841万4,000円は、農業関係職員の人件費と、次のページをお開きください。

農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主な内容でございます。

目３農業振興費860万円は、農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金など、農業関連団体などへの補助金が主なものでございます。

目４畜産業費33万8,000円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目５農地費7,750万1,000円は、対前年度比1,119万円の増額で、鉱毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、次のページをお開きください。

基幹農道整備事業は、農道のトンネルの電気代や保険料、調査設計業務委託料は、基幹農道の３つのトンネルと橋梁の点検調査などでございます。

土地改良関係団体事業は、ため池ハザードマップの作成、補修用原材料費、関係団体負担金などでございます。

多面的機能支払交付金は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理への支援交付金でございます。

中山間地域等直接交付金事業は、活動している４組織に対する交付金、環境保全型農業直接支払交付金事業は、１組織、374アールに対する交付金でございます。

次のページをお開きください。

目６農業施設費878万円は、基幹集落センター味の研修館及び農村コミュニティーセンターの運営経費などでございます。

次のページをお開きください。

項２林業費、目１林業総務費6,132万5,000円は、林業関係職員人件費、事務費などと、猿、猪、鹿、小動物の捕獲報奨金や、有害獣被害防止実施団体補助金、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金など、有害鳥獣駆除対策事業でございます。

目２林業振興費781万円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉砕機の修繕料と保険料、それと森林環境譲与税の事業などでございます。

次のページをお開きください。

款６商工費、項１商工費、目１商工総務費3,893万8,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目２商工業振興費2,578万4,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の管理委託料、就職情報案内事業。

次のページをお開きください。

空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

目３観光費１億3,647万9,000円は、観光施設管理事業として、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費、観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理費用、観光振興事業は、次のページをお開きください。

お城まつり実行委員会や町観光協会大河ドラマ誘致実行委員会など、関係団体への補助金が主なもので、天然ガス記念館の管理運営経費と観光推進広域連携事業は、地方創生の広域連携事業として、市原市、君津市と、渓谷や里山の豊かな自然環境やローカル鉄道といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。

観光まちづくり推進事業は、観光総合戦略、観光活性化基本計画の策定、養老渓谷観光センターの改修や城下町通りの整備などでございます。

面白峡遊歩道整備事業は、令和２年度から３か年で実施するものでございます。

次のページをお開きください。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費5,723万8,000円は、土木関係職員の人件費と事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、関係団体の負担金、国・県道維持補助金などでございます。

目２登記費1,350万3,000円は、登記関係職員の人件費。

次のページをお開きください。

登記の推進に係る用地測量や嘱託登記委託料などでございます。

目３国土調査費１億6,805万7,000円は、地籍調査の関連経費で、調査対象地区は、石神、大戸、八声、堀之内、粟又地区を予定しております。

目４道の駅管理費355万2,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

項２道路橋梁費、目１道路維持費3,575万6,000円は、町道の維持管理に係るもので、町道の除雪作業の委託、舗装打換工事、道路補修用材料など、測量設計委託料の700万円は、トンネルの修繕の設計業務でございます。

目２道路新設改良費１億194万7,000円は、職員の人件費と、工事請負費は町道増田小土呂線の歩道の整備工事、町道宇野辺当月川線、大中西線の道路改良工事などでございます。

目３交通安全対策費195万4,000円は、道路区画線の工事費、カーブミラー、ガードレールなど交通安全対策用原材料費などでございます。

次のページをお開きください。

目４橋梁維持費4,450万円は、町道に架かる86の橋梁の調査設計業務と老川橋及び百鉾橋の補修工事でございます。

項３都市計画費、目１街路事業費309万2,000円は、街なみ整備助成事業補助金でございます。

項４住宅費、目１住宅管理費2,304万9,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建て住宅の耐震診断費用補助金、横山住宅の管理などに係るものでございます。

次のページをお開きください。

次の目２宅地造成費1,136万8,000円は、城見ケ丘団地分譲地の仲介手数料、地盤改良工事、城見ケ丘団地定住化補助金が主なものでございます。

次の目３住宅助成費1,300万円は、定住化対策として、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款８消防費、項１消防費、目１常備消防費２億2,101万6,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目２非常備消防費3,054万8,000円は、消防団員の報酬と消防団員の費用弁償、健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などでございます。

次のページをお開きください。

目３消防施設費996万4,000円は、消防車両などの車検修繕料や燃料費、備品購入費は、小型動力ポンプ購入が主なものでございます。

目４災害対策費5,963万3,000円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当、久保排水機場などの管理委託料。

次のページをお開きください。

防災行政無線維持管理費は、防災行政無線の維持管理に係る経費で、備品購入費は、電波法の改正により、更新が必要な防災行政無線移動系の機器の購入でございます。

次の款９教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費101万1,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会に関係する経費でございます。

目２事務局費7,667万7,000円は、教育長や職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員や学校用務員の報酬。

次のページをお開きください。

小中学校の校外学習などの移動用車両の借上料、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

項２小学校費、目１学校管理費4,597万6,000円は、小学校管理事務事業は、小学校医、薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお開きください。

小学校施設管理事業は、小学校２校分の電気水道料などとパソコン使用料などが主なもので、学校管理事業の西小、大小は、小学校２校の学校管理事務経費や施設管理経費などでございます。

次のページをお開きください。

目２教育振興費3,072万6,000円は、小学校２校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、学校給食費の無料化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

項３中学校費、目１学校管理費2,320万7,000円は、学校医、薬剤師等の報酬、通学用の送迎バス委託料。

次のページをお開きください。

パソコン借上料や学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などでございます。

目２教育振興費2,849万円は、中学校の教育活動で使用する教材費。

次のページをお開きください。

クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無料化に係る補助金などでございます。

項４社会教育費、目１社会教育総務費4,968万6,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費。

次のページをお開きください。

関係団体への補助金などが主なものでございます。

目２公民館費6,527万5,000円は、中央公民館の光熱水費や施設警備委託や清掃管理業務委託などの施設管理費と、令和２年度は、中央公民館のエレベーターの設置などの施設改修工事を計上してございます。

次の目３図書館費905万9,000円は、次のページをお開きください。

光熱水費や施設警備委託などの施設管理費とパソコンの借上料、図書の購入費のほか、大多喜の冊子発行事業は、「あてら」を年２回発行する経費でございます。

次の目４文化財保護費95万8,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財に関係する補助金、負担金でございます。

次の目５視聴覚教育費29万2,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

次の項５保健体育費、目１保健体育総務費2,526万9,000円は、保健体育関係職員人件費や、次のページをお開きください。

スポーツ推進員報酬や町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次の目２体育施設費4,193万2,000円は、海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理運営経費。

次のページをお開きください。

施設改修工事は、海洋センターの体育館の屋根及びトイレなどの改修工事でございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター屋外施設である多目的広場、野球場、テニスコート、旧総元小と旧上瀑小の体育館の光熱水費や施設管理業務経費でございます。

目３学校給食費１億20万3,000円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職

員の人件費や光熱水費、給食の材料費、給食の配送委託、施設修繕工事などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

次の款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１農地災害復旧費637万5,000円は、昨年の台風などにより被災した農地３か所の復旧工事でございます。

目２農業施設災害復旧事業5,028万円は、昨年の台風21号に伴う大雨で被害を受けた、下大多喜地先のため池の復旧工事と基幹農道の災害復旧工事でございます。

項２公共土木施設災害復旧費、目１道路橋梁災害復旧費１億1,403万7,000円は、昨年の台風21号に伴う豪雨により被害を受けた、町道など16か所の災害復旧工事でございます。

目２河川災害復旧費2,053万9,000円も、昨年の台風21号に伴う豪雨により被害を受けた河川の災害復旧工事でございます。

款11公債費、項１公債費の計は、４億6,029万3,000円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費、項１予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の136ページから147ページまでの給与費明細書は、説明を割愛させていただき、148、149ページをお開きください。

この調書は、継続費に関する調書で、表内、款２総務費、項１総務管理費、事業名、総合計画策定事業、全体計画の年割額は、令和元年度418万円、令和２年度464万2,000円、計882万2,000円で、財源は一般財源でございます。年割額のとおりの支出見込み予定額で、進捗率は記載のとおりでございます。

次の款３民生費、項１社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、全体計画の年割額は、令和元年度112万2,000円、令和２年度356万4,000円、計468万6,000円で、財源は一般財源でございます。年割額の当時の支出見込み予定で進捗率は記載のとおりでございます。

次の款７土木費、項２道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、この事業は、町道大中西線の改良工事でございます。全体計画の年割額は、令和元年度3,258万2,000円、令和２年度4,887万3,000円、計8,145万5,000円、財源内訳は、道路整備事業債と道路整備推進基金繰入金でございます。年割額のとおりの支出見込み予定で、進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度

以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、令和２年度末現在高は、表の右端の欄の合計43億3,400万9,000円の見込みでございます。

以上で、令和２年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時15分から会議を再開します。

（午前１１時０２分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１５分）

○議長（野村賢一君）　次に、日程第２、議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の155ページをお開きください。

この会計は、夷隅郡市２市２町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を、適正に管理するための会計で、必要に応じていすみ鉄道に交付金として支出をし、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

令和２年度予算では、基金から生ずる利息分相当額についての歳入の受入れと、基金への積立金を予定しております。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予

算」による。

次に、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきますので、162、163ページをお開きください。

歳入。

款１財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金15万円を、基金の利子として計上いたしました。

次のページをお開きください。

３、歳出。

款１鉄道経営対策事業費、項１鉄道経営対策事業費、目１事業費15万円を計上いたしました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　これで、議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第３、議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の167ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は12億6,013万7,000円となり、前年度と比較し5,179万4,000円の減でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,013万7,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、174、175ページ

をお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税２億2,037万8,000円、目２退職被保険者等国民健康保険税20万1,000円、合計で２億2,057万9,000円でございます。これにつきましては、被保険者数の減及び令和元年度収納見込みにより、前年度と比較し1,312万6,000円の減でございます。内訳につきましては、175ページに記載のとおりでございます。

款２項１目１一部負担金につきましては、前年度と同額の1,000円でございます。

款３使用料及び手数料、項１手数料、目１督促手数料は、前年度と同額５万5,000円でございます。

款４国庫支出金、項１国庫補助金、目１社会保障・税番号制度システム整備費補助金61万2,000円は、国保オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修費でございます。

款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金９億2,284万8,000円、内訳につきましては、175ページ記載の普通交付金９億435万1,000円で、これは出産育児一時金及び葬祭費以外の医療費について、県から全額交付されるものでございます。また、特別交付金につきましては、特定健康診査や保険者努力支援の交付金となります。

次の176、177ページをお願いいたします。

款６繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金9,485万4,000円、内訳といたしまして、177ページになりますが、節１保険基盤安定繰入金保険税軽減分3,869万3,000円は、県及び町からの繰入金で、負担率は県が４分の３、町が４分の１でございます。節２保険基盤安定繰入金保険者支援分2,091万5,000円は、国、県及び町からの繰入金で、国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１でございます。節３職員給与費等繰入金2,712万3,000円は、人件費及び事務費に対する繰入れ。節４助産費等繰入金196万円は、出産育児一時金の３分の２相当の繰入れ。節５財政安定化支援事業繰入金392万7,000円は、国保財政の健全化及び保険税の負担の標準化に対する繰入れ。節６特定健康診査等事業繰入金223万6,000円は、特定健康診査の追加健診項目に対する繰入れでございます。

款７繰越金、項１繰越金、目１療養給付費交付金繰越金1,000円、目２その他繰越金2,068万5,000円は、前年度繰越金を見込むものでございます。

款８諸収入、項１延滞金及び過料、目１一般被保険者延滞金１万円、目２退職被保険者等延滞金1,000円につきましても、それぞれ前年度と同額でございます。

款８諸収入、項２雑入、目１延滞処分費から目５退職被保険者等返納金につきましても、前年度と同額をそれぞれ計上いたしました。

目６療養給付費等負担金、目７療養給付費等交付金1,000円については、前年度分の精算によるものとなります。

目８雑入37万6,000円は、特定健康診査時徴収金を見込むものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ178、179ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費2,849万3,000円の主な内容につきましては、179ページ説明欄記載のとおり、職員３名分の人件費及び主な事務費といたしまして、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、レセプト点検業務委託料、また、関係団体助成事業として県国保連合会への負担金等でございます。

項２運営協議会、目１運営協議会費６万3,000円は、国民健康保険運営協議会委員９名分の報酬でございます。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費７億7,220万4,000円、前年度と比較しまして4,342万9,000円の減でございます。目２退職被保険者等療養給付費10万円、前年度と比較しまして413万9,000円の減でございます。目３一般被保険者療養費684万3,000円、前年度と比較しまして14万1,000円の減でございます。

次のページ180、181ページをお願いいたします。

目４退職被保険者等療養費２万5,000円は、前年度と同額でございます。

療養給付費等につきましては、過去３か年の医療実績等を基に算出し、計上をいたしました。

目５審査及び支払手数料174万9,000円は、レセプト審査手数料となり、手数料単価は前年度と同額でございます。

療養諸費の合計は７億8,092万1,000円となり、前年度と比較し4,770万9,000円の減でございます。

次に、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費１億2,323万円、前年度と比較し440万4,000円の減でございます。目２退職被保険者等高額療養費５万円、前年度と比較し75万4,000円の減でございます。目３一般被保険者高額介護合算療養費及び目４退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額の５万円でございます。

高額療養費の合計で１億2,338万円、前年度と比較し515万8,000円の減でございます。高

額療養費につきましても、過去３か年の医療費実績等を基に算出し、計上をいたしました。

次に、項３移送費、目１一般被保険者移送費及び目２退職被保険者等移送費とも、前年度と同額の５万円でございます。

次に、項４出産育児一時金、目１出産育児一時金294万円は、１件42万円の７件分及び目２審査支払手数料2,000円でございます。

次に、項５葬祭費、目１葬祭費125万円は、１件５万円の25件分でございます。

次のページ、182、183ページをお願いします。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療費給付分、目１一般被保険者医療費給付分２億320万4,000円、目２退職被保険者医療給付費分14万円で、合計２億334万4,000円。項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分6,823万4,000円、目２退職被保険者後期高齢者支援金等分1,000円で、合計6,823万5,000円。項３目１介護納付金分2,535万4,000円の、これら事業納付金については、県から示され県へ納付する納付金となります。

款４項１目１共同事業拠出金2,000円は、国保連合会へ支払うもので、退職者医療制度対象者把握のための事務処理拠出金でございます。

款５項１目１保健事業費453万6,000円は、183ページ説明欄に記載のとおり、需用費は、ジェネリック医薬品啓発用消耗品、国保制度パンフレット等で、役務費は、ジェネリック差額通知代、負担金補助及び交付金数は、人間ドック経費補助金95件分の399万円が主な内容となります。

款５保健事業費、項２特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費1,726万5,000円は、183ページ及び185ページ説明欄記載のとおり、特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料等の経費が主な内容でございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金でございますが、目１一般被保険者保険税還付金120万円、目２退職被保険者等保険税還付金５万円、目３療養給付費等負担金償還金1,000円、目４療養給付費等交付金償還金1,000円、合計125万2,000円は、前年度と同額でございます。

款７項１目１予備費300万円も、前年度と同額でございます。

以上で、令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第４、議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の199ページをお願いいたします。

本文に入る前に、令和２年度の予算編成状況につきましてご説明させていただきます。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値を基に予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億4,433万9,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、206、207ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料7,593万9,000円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料でございます。目２普通徴収保険料3,101万円は、現年度分及び滞納繰越分保険料でございます。合計で１億694万9,000円になり、前年度と比較し1,632万9,000円の増でございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料、目１督促手数料２万円は、前年度と同額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金94万円は、事務費に係る繰入金でございます。目２保険基盤安定繰入金3,585万5,000円は、保険料の軽減状況に応じて県が４分の３、町が４分の１を負担する繰入金となり、合計で3,679万5,000円でございます。

款４項１目１繰越金10万円でございますが、前年度よりの繰越金でございます。

款５諸収入、項１償還金及び還付加算金は、目１保険料還付金47万4,000円、目２還付加

算金1,000円、合計で、前年度と同額の47万5,000円でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、208、209ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費64万円は、209ページ説明欄記載の事務的経費で、主なものは、基幹系システム大量一括処理委託料44万円でございます。

項２徴収費、目１徴収費32万1,000円は、説明欄記載の徴収事務経費として、需用費及び役務費でございます。

款２項１目１後期高齢者医療広域連合納付金１億4,290万2,000円は、被保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金47万5,000円は、転出や所属構成等により保険料が減額となった方の還付金でございます。

項２繰出金、目１他会計繰出金1,000円は、前年度と同額でございます。

以上で、令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第５、議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　着座にて説明させていただきます。

議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書211ページをお開き願います。

令和２年度予算案につきましては、第７期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等により予算編成を行い、前年度比3,159万7,000円、2.7パーセント増の12億537万9,000円の予算額を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和２年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億537万9,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、218、219ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明いたします。

款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料につきましては、基準月額5,100円の保険料に基づき、所得段階に応じた９段階の保険料率及び推計した第１号被保険者3,791人を基に２億1,077万7,000円、前年度比2.1パーセント減で計上させていただきました。

款２分担金及び負担金、項１負担金には、介護予防教室事業参加者負担金として、前年度同額18万円でございます。

款３使用料及び手数料、項１手数料には、事務手数料５万4,000円、督促手数料４万円を計上いたしました。

款４国庫支出金、項１国庫負担金には、介護給付費負担金として１億9,156万5,000円を計上いたしました。

項２国庫補助金につきましては、調整交付金として8,604万4,000円、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として848万2,000円、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として395万6,000円を、こちらは前年度からの事業であります保険者機能強化推進交付金については177万2,000円を計上いたしました。

款５項１支払基金交付金には、介護給付費交付金として３億171万4,000円、地域支援事業支援交付金として427万3,000円を計上いたしました。

款６県支出金、項１県負担金には、介護給付費県負担金として１億7,160万7,000円を計上いたしました。

次に、220ページ、221ページをお開きください。

項２県補助金には、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として424万1,000円を、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として197万8,000円を計上

いたしました。

款７繰入金、項１他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として２億840万3,000円でございます。内訳は、介護給付費繰入金が１億3,968万3,000円、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分が424万2,000円、町法定負担分となります。職員給与費等繰入金が2,867万1,000円、事務費繰入金が1,441万7,000円、低所得者保険料軽減繰入金が1,354万1,000円、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分が784万9,000円、町法定負担分となっております。

次に、項２基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として996万7,000円を計上いたしました。

款８繰越金は、前年度からの繰越金として2,000円を計上いたしました。

款９諸収入、項１延滞金、加算金及び過料には、延滞金1,000円を計上いたしました。

項２雑入には32万3,000円を計上させていただき、内訳は、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金として32万1,000円、第三者納付金が1,000円、介護給付費返還金が1,000円となっております。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

222ページ、223ページをお開き願います。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、介護保険関係職員４名分の人件費2,644万2,000円、介護保険業務に係る事務費401万4,000円を合わせ、前年度比114万6,000円増の3,045万6,000円を計上いたしました。

項２徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として111万7,000円。

項３介護認定審査会費でございますが、目１介護認定調査等費に介護認定調査に係る調査員の報酬及び主治医意見書作成手数料などで636万7,000円。

224ページ、225ページをお願いいたします。

目２介護認定審査会共同設置負担金に、夷隅郡市２市２町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として278万5,000円でございます。

項４運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会の開催に係る委員12人分の報酬として12万6,000円を計上いたしました。前年度比４万2,000円の増となっておりますが、本年度は第８期介護保険事業計画策定年のため、協議会が３回開催されることによるものでございます。

項５選定委員会費でございます。介護老人福祉施設等の募集に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員会委員４名分の報酬として１万4,000円を計上いたしました。

次に、款２保険給付費でございますが、第７期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただきました。

項１介護サービス等諸費でございますが、要介護１から５の認定を受けた方の居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、合計で10億1,744万7,000円を計上いたしました。

項２介護予防サービス等諸費でございますが、要支援１、２の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、2,423万1,000円を計上しました。

次に、226、227ページをお開きください。

項３その他諸費につきましては、介護報酬の審査支払いに係る手数料として69万4,000円を、項４高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費を合わせ、2,307万円を計上いたしました。

項５高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費を合わせ、224万4,000円を計上しました。

項６特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるもので、特定入所者介護サービス費と特定入所者介護予防サービス費を合わせ、4,977万4,000円を計上いたしました。

228、229ページをお開きください。

款３地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に、第７期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上いたしました。

項１包括的支援事業・任意事業費、目１任意事業費でございますが、介護給付費等費用の適正化に係る経費、寝たきりの高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費として297万2,000円を計上させていただきました。

目２包括的支援事業でございますが、地域包括支援センター職員３名分及び会計年度任用職員の人件費や事務費等で2,035万2,000円を、目３包括的支援事業、社会保障充実分は124万8,000円を計上いたしました。内訳としまして、生活支援体制整備事業に包括的支援セン

ターに配置する、生活支援コーディネーターに係る報酬及び手当、認知症初期集中支援推進事業では、認知症初期集中支援チームの医師に係る相談業務委託料として２万2,000円を計上いたしました。

項２介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,852万1,000円、内訳として、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費として1,680万円、ケアプラン作成経費として152万1,000円、総合事業高額介護予防サービス費として20万円を計上しております。

項３その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援サービスの報酬の審査支払いに係る手数料として５万9,000円を計上いたしました。

230ページ、231ページをお開きください。

項４一般介護予防費、目１一般介護予防事業費につきましては329万9,000円、内訳として、介護予防普及啓発事業に脳トレ教室やいきいき塾による介護予防の普及啓発に係る経費として107万4,000円を、地域介護予防活動支援事業には、住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う経費として192万5,000円を、地域リハビリテーション活動支援事業には、地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の介護予防活動へのリハビリテーション専門職を派遣するための経費として30万円を計上いたしました。

款４諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る、国・県支出金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

次に、232、233ページをお開きください。

款５予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上で、令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。この間昼食をお願いして、午後は１時から会議を再開しますのでよろしくお願いします。

（午前１１時５４分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後　１時００分）

○議長（野村賢一君）　次に、日程第６、議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君）　それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

別冊の水道事業会計予算書、１ページをお開きください。

第１条、令和２年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量としまして、給水戸数3,820戸、年間総給水量102万3,085立方メートル、１日平均給水量2,803立方メートルを予定しております。

第３条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、款１水道事業収益で、項１営業収益、項２営業外収益と合わせまして５億5,773万2,000円を予定しています。

続きまして、支出ですけれども、款１水道事業費用で、項１営業費用、項２営業外費用、項３予備費を合わせまして、総額４億7,722万8,000円を見込んでおります。

第４条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、款１資本的収入で、項１負担金、項２企業債、項３固定資産売却代を合わせまして、総額８億5,212万3,000円を見込んでいます。

次のページをお開きください。

支出ですが、款１資本的支出としまして、項１建設改良費、項２企業債償還金を合わせまして、総額９億8,524万5,000円を予定しています。

第５条、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、それぞれ３事業の総額８億5,000万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第６条、一時借入金。一時借入金の金額を２億8,000万円に定めました。

第７条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で6,920万9,000円と定めるものです。

第８条、一般会計からの補助金ですが、金額を7,000万円と定めました。

第９条、棚卸資産購入限度額ですが、227万8,000円と定めました。

続きまして、９ページをお開きください。

令和２年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フローになりますが、令和２年度中の業務活動、投資活動、財務活動の現金預金の流れを記載したもので、資金の令和２年度末の

残高は２億7,538万円となる見込みです。

10ページから19ページまでは、職員の給与費明細で、記載のとおりでありますので説明は割愛させていただきます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

継続費に関する調書で、面白浄水場更新工事に係る経費で、年割額総額を９億4,332万7,000円と定めたものです。

次のページをお願いします。

債務負担行為に関する調書で、水道料金システム賃借料の限度額を1,092万3,000円、期間を令和２年度から令和４年度まで、会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、期間を令和２年度から令和６年度まで定めたものです。

次に、25ページをお願いいたします。

令和元年度水道事業予定損益計算書となり、令和元年度の水道事業諸活動の経営成績の見込みを表したものであり、経常利益は530万7,000円を見込み、当年度未処分利益剰余金が4,119万5,000円になる見込みです。

次に、26、27ページの令和元年度大多喜町水道事業貸借対照表（前年度分）、28、29ページの令和２年度大多喜町水道事業貸借対照表（今年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財務状況を表したものです。

次に、30、31ページは、注記としまして、重要な会計方針についての記載となります。

次に、32ページをお開きください。

令和２年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料についてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、款１水道事業収益、項１営業収益の予定額を３億1,712万8,000円と、目１給水収益の水道料金収入が主な内容です。

項２営業外収益の予定額２億4,060万4,000円は、目２他会計補助金の一般会計補助金、目３県補助金の県水道総合対策補助金、目６の消費税還付金が主な内容です。

次のページをお開きください。

支出になりますけれども、款１水道事業費用、項１営業費用の予定額４億4,886万6,000円は、目１原水及び浄水費の職員給料、会計年度任用職員のパートタイム雇用の職員報酬、水質検査等委託料、浄水場に係る動力費、南房総広域水道企業団への受水費、目２配水及び給水費の職員給料、フルタイム雇用の会計年度任用職員の給料、浄水場に係る修繕費、舗装本復旧に係る路面復旧費、各加圧所動力費。

次のページになりますけれども、目３総係費の職員給料、各システムの委託料及び各賃借料。

次のページ、目４減価償却費の建物等の有形固定資産減価償却費、目５資産減耗費の構築物等の固定資産除却費が主な内容です。

項２営業外費用の予定額は2,796万2,000円で、目１支払利息の地方公共団体金融機構等の企業債利息が主な内容です。

項３予備費の予定額40万円は、前年度と同額です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、款１資本的収入、項１負担金の予定額211万2,000円は、目１加入負担金の水道加入者負担金が主な内容です。

項２企業債の予定額８億5,000万円は、目１企業債の配水管布設替工事等の企業債となります。

次のページをお願いします。

続きまして、支出になりますけれども、款１資本的支出、項１建設改良費の予定額８億9,003万8,000円は、目２浄水施設費の横山浄水場ろ過器塗装工事、目３配水施設費の職員給料、布設替工事材料費、舗装本復旧工事、低区配水池更新工事の工事請負費、目４固定資産取得費の水道メーター交換に係るメーターの費用、目６面白浄水場更新費の面白浄水場更新工事に係る工事請負費が主な内容です。

項２企業債償還金の予定額9,520万7,000円は、目１企業債償還金で、財務省17件、地方公共団体金融機構44件分の企業債償還金となります。

以上で、令和２年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

次に、日程第７、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　それでは、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明させていただきます。

別冊の大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算書の１ページをお開きください。

総則。

第１条、令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条の業務の予定量は、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス４人、年間利用予定者数、施設介護サービス２万75人、居宅介護サービス1,224人。

収益的収入及び支出。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入は、営業収益と営業外収益の合計した特別養護老人ホーム事業収益２億3,073万9,000円で、支出、特別養護老人ホーム事業費用は２億8,289万9,000円を見込みました。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定量は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1,043万円は、過年度分損益勘定保留資金で補塡するものといたします。

次に、資本的収入及び支出予定額の資本的収入については見込んでおりません。資本的支出は、建設改良費の1,043万円となります。

次ページをめくっていただきまして、一時借入金。

第５条、一時借入金の限度額は1,200万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第６条の予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第１項営業費用と、第２項営業外費用との相互とします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与の２億1,222万5,000円です。

５ページから７ページは、令和２年度予算計画書で、目別の昨年度との比較となっております。

続きまして、９ページをお開きください。

９ページは、令和２年度予定キャッシュ・フロー計算書で、業務、投資活動による１年間の現金、預金の流れを表しております。

資金増加額は5,659万8,000円の減、資金期首残高２億3,702万2,000円、資金期末残高１億

8,042万4,000円となる見込みです。

続きまして、10ページから19ページは、職員の給与明細等でございます。

21ページは、令和元年度予定損益計算書で、業務、投資活動による１年間の資金の流れを表しております。経常損失は4,065万9,000円となり、当年度未処理欠損金は１億5,188万5,000円となる見込みです。

22ページ、23ページは、令和元年度予定貸借対照表、24ページ、25ページは、令和２年度予定対策対照表になりますが、これらにつきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、予算の明細について、予算積算基礎資料により説明をさせていただきます。

28ページ、29ページをご覧ください。

初めに、収入ですが、特別養護老人ホーム事業収益のうち、営業収益は、施設利用者の介護報酬となり、前年度比100.6パーセントの２億987万円を見込みました。

次に、営業外収益の予定額は、前年度比89パーセントの2,086万9,000円で、前年度との相違点としまして、外国人技能実習生受入れに伴う経費について、現年度の実績を踏まえ、一般会計からの繰入金を前年度比77パーセントで計上いたしました。

次のページをご覧ください。

支出。

総務管理費の予定額１億7,199万1,000円は、職員25名分の給与、各種手当、法定福利費、健康診断等の委託料、各種システム類の使用料となり、前年度比99パーセントとなっております。

次のページをご覧ください。

第２目施設管理費の予定額2,035万8,000円は、前年度比92パーセントとなり、内容は、介護用消耗品や医薬材料費、ボイラーの燃料代、エレベーターや浄化槽等の点検委託料、電気、水道、ガス料の光熱水費等でございます。

第３目居宅介護事業費の予定額270万5,000円は、前年度比119パーセントで、会計年度任用職員１名分の法定福利費と賃金で、臨時職員から会計年度任用職員に変更になることから増額となっております。

次に、第４目施設介護事業費の予定額6,118万4,000円は、前年度比112パーセントで、主なものとしまして、会計年度任用職員19名分の賃金と法定福利費、嘱託医の報酬、協力医委託料等の委託料、給食の賄い材料費等となります。こちらも、臨時職員から会計年度任用職

員に変更になることから増額となっております。

次のページをご覧ください。

第５目減価償却費の予定額1,672万7,000円は、前年度比97パーセントとなっております。

第７目外国人技能実習生受入事業費942万3,000円については、外国人技能実習生の賃金、法定福利費や受入れに関する経費で、前年度比74パーセントで計上いたしました。

営業外費用及び予備費の予定額は、前年度と同額でございます。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

資本的収入につきましては、本年度は見込んでおりません。

続いて、資本的支出ですが、施設整備費1,043万円は、工事請負費23万円、電気工事等の施設修繕に係る工事請負費、備品購入費1,020万円は、寝台特殊入浴装置の老朽化に伴う更新費968万等の備品購入費となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第28号から議案第34号までの令和２年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君）　以上で本日の議事日程は、全て終了しました。

なお、既に皆様に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週３月10日及び11日の午前９時から、合同での常任委員会協議会が、この場所で開催されますので、よろしくお願いします。

３月10日は、総務文教常任委員会が所管する事務について、また３月11日は、福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である３月17日は、午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

（午後　１時２３分）

第１回大多喜町議会定例会３月会議

（ 第 ４ 号 ）

令和２年第１回大多喜町議会定例会３月会議会議録

令和２年３月１７日（火）

午前１０時００分　開議

出席議員（１２名）

１番	野　中　眞　弓　君	２番	志　関　武良夫　君
３番	渡　辺　善　男　君	４番	根　本　年　生　君
５番	吉　野　僖　一　君	６番	麻　生　　剛　君
７番	渡　邉　泰　宣　君	８番	麻　生　　勇　君
９番	吉　野　一　男　君	１０番	末　吉　昭　男　君
１１番	山　田　久　子　君	１２番	野　村　賢　一　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町　　長	飯　島　勝　美　君	副　町　長	西　郡　栄　一　君
教　育　長	宇　野　輝　夫　君	総　務　課　長	古　茶　義　明　君
企　画　課　長	米　本　和　弘　君	財　政　課　長	君　塚　恭　夫　君
税務住民課長	多　賀　由紀夫　君	健康福祉課長	長　野　国　裕　君
建　設　課　長	吉　野　正　展　君	産業振興課長	西　川　栄　一　君
環境水道課長	和　泉　陽　一　君	特別養護老人ホーム所長	秋　山　賢　次　君
会　計　室　長	吉　野　敏　洋　君	教　育　課　長	小　高　一　哉　君
生涯学習課長	宮　原　幸　男　君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	麻　生　克　美	書　　記	山　川　貴　子
書　　記	市　原　和　男		

議事日程（第４号）

日程第　１　議案第２８号　令和２年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）

追加日程第　１　発議第　１号　議案第２８号令和２年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議について

日程第　２　議案第２９号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）

日程第　３　議案第３０号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第　４　議案第３１号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）

日程第　５　議案第３２号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第　６　議案第３３号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算(質疑～採決)

日程第　７　議案第３４号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）

追加日程第　２　議案第３５号　大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第　３　議案第３６号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第１６号）

追加日程第　４　発議第　２号　大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君）　皆さん、おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。本日は審議期間の最終日となりますが、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前１０時００分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君）　日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君）　おはようございます。

令和２年第１回議会定例会３月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は議長はじめ議員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、３月会議初日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

また、日本国内ではいまだに新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、国からも引き続き今までの体制を継続するよう要請されている状況で、本町におきましても、感染拡大に備えるための体制を継続をするとともに、町内小中学校におきましても、今月24日まで休校を延長する措置を講じたところでございます。なお、今後の感染拡大の状況により必要な対策が生じた場合には、即時対応してまいりたいと存じます。

さて、本日の会議は、令和２年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明をさせていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明もさせていただいたところでございます。

令和２年度一般会計予算は、第３次総合計画前期基本計画の最終年を迎え、着実な推進を図るための各施策や、昨年の台風等により被災をしました農林水産施設及び公共土木施設の復旧費等を盛り込んだ予算とさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政

報告に代えさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君）　次に、諸般の報告でありますが、３月３日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君）　これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第４号）により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎議案第２８号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第１、議案第28号から日程第７、議案第34号までの令和２年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算については、既に一括議題として、提案理由の説明が終わっております。

３月５日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和２年度の各歳入歳出予算書から質疑されるようお願いします。また、質疑に当たっては、歳入については全般にわたって、また歳出においては款ごとに行います。

なお、質疑の際は予算書のページを必ずお示ししていただくとともに、質疑に当たっては議題外にわたりまたその範囲を超えることのないようご留意願います。また、質疑については１項目につき３回までとし、１回の質問で複数に及ぶような質疑がないよう、一つずつ簡明に質疑されるようお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出事業の充当に係る財源とします。歳出の質疑については、初めに款１議会費、款２総務費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　私、ページ41ページのホームページ管理業務、この予算の中身についてお聞きします。

役場のホームページは、大変重要なものだと考えています。住民の情報源ではなくて、常に新しい情報を掲載して、町の情報を発信しなければならないと思っています。

そこで私、今日ちょっとこのホームページを開かせていただいて、見させていただきました。その中で、最新の常に新しい情報が載っているのかということで見たところ、全部見たわけじゃないんですけれども、「高速バスをご利用の場合」という大多喜町のアクセスというところがすぐ左の上にあって、右のほうに品川行の高速バスのところをクリックすると高速バスの内容が出てます。

その中で、羽田空港・品川⇔大多喜への「直通」高速バスというところがありまして、そこをクリックすると、３月までは今までどおりなんですけれども、４月以降の情報が一切載ってないんです。外部の人、大多喜町内の人はともかく、外部の人がこのページを最初に見るときに、アクセスしたときに、４月以降の情報が全然載っていない。

東京行きもたしか一部ダイヤ改正がありました。３月の初めダイヤ改正があって、それはダイヤ改正がありますよという情報が早くから載ってます。

どうして、高速バスだけじゃないかも分からないけれども、最新の情報が載ってないのか。それから管理業務の中に、そういった新しい情報を載せるに当たって費用が伴うものがあった場合には、その辺の費用もこの中に入っているのか。そして、ホームページの管理というのは実際上どういった形で、最新の情報を載せるのはどこの課が、どういった責任を持ってやっているのか、教えてください。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　初めにホームページの掲載の手順といいますか、それについてお答えさせていただきます。

もともとのシステムの、ホームページに載せるですとか、そういうシステムの管理につきましては、総務課のほうで行っておりますが、各課の情報については、各課に依頼をして最新情報を載せるようなことでやっておりますが、で、最後にその情報について載せるかどうかという判断を、総務課のほうで承認をして、実際に載せているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　じゃあ、最新の情報を載せるに当たって、仮に費用がかかるような場合があるかないか分かりませんけれども、そういった場合はこの使用料及び賃借料の中に含まれるのか。

それと、先ほど言いましたように、最新の状況が載っていないんじゃないかと、私は思っています。特に高速バスについてはですね。私、本当今朝ほど見ただけであれなんですけれども、４月以降の情報が、ホームページをクリックしただけでは一切載ってきていないんです。

やはり４月以降ダイヤが変わるわけですから、他市町村、東京とか遠くの人たちが見たときに、４月以降３便になるよということも載ってないし、時刻表も載ってない。

やはりこれホームページは、常に新しい情報を載せるためにやっていかなくちゃいけない。そのために費用がかかるのであれば、その費用も当然見なくちゃいけないと思うんですけれども、それについて詳しく説明してください。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　ホームページをアップする分については、費用はこの委託の中で賄われておりますので、件数については制限はございませんので、各課のほうで載せる、載せないの判断をしているところでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　そうすると、載せる情報については各課に任せっ切りで、どこでこういった情報があるのに何で載せていないんだとか、そういったことはどこでも管理していないし、各課に任せっ切りであると。

特に、高速バスについては４月以降大幅に変わるわけですよね。東京とかの人たちについては、４月以降も変わることを知らない人が多いかも分からない。やはり、その辺のところある程度徹底して、予算がかかるのであればその予算も見て、ホームページを運営していくべきだと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　予算につきましては、ただいま総務課長のほうからお話があったとおりでございます。

ホームページへの時刻表アップについては、３月の上旬にホームページに載せてあるとい

うふうに、私は思っておりますので、再度確認してみますけれども……。

（「スケジュールだけは載ってたんだけれども」の声あり）

○企画課長（米本和弘君）　時刻をですね、これについては、運行事業者であります小湊バスのほうもホームページのほうに載せてございます。

それと併せまして町のほうも合わせた、というふうに聞いておりますので、再度確認はしてみます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　せんだっては、高速バスの定期券が、学生が２人で勤め人が１人ということで、回答されました。

○議長（野村賢一君）　ページ数は何ページでしょうか。

○５番（吉野僖一君）　49ページかな。

そのときに割引回数券というのがあるんですけれども、それは今何人くらい。何か質問した後で、係の人が割引回数券の人が相当いるという話なんですけれども、その数字がどのくらいか教えていただけますか。

○議長（野村賢一君）　企画課長、大丈夫。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　今言われたことは、委員会のときに後から回答するというような……

○５番（吉野僖一君）　係の人がね、定期券は３人しかいないんだけれども、割引回数券の人はいっぱいいるというふうに言われたんだけれども、その人数が分からないので分かるだけでいいから。

○企画課長（米本和弘君）　学生さんのその回数券の割引をしている人数ということでよろしいでしょうか。

○５番（吉野僖一君）　定期券は２人と言ってたよ。

○企画課長（米本和弘君）　そのときに回数券も登録者の人数を七十……。

○５番（吉野僖一君）　１冊8,000円か、１万円のところを2,000円。

○企画課長（米本和弘君）　ではあの、細かい人数をまた後ほど、説明させていただきます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。

ページ数は49ページ。すみません、マスク取らせていただきます。

公共交通政策事業、高速バス運行補助金について質問したいと思います。

協定書の締結当時、この担当課長は、現在の副町長である西郡さんであります。一番中身を知っている立場だと思いますので、お答えいただきたいと思います。

私も、この一連の数字的な根拠、それから担当課長からのいろんな説明、町長からの説明も聞かせていただきました。しかし、協定書の中身を熟知するところ、全くの不平等条約であります。本来、協定書、契約とはお互いが対等の立場で結ぶはずです。品川行きの件が再開発後は残れない、京急は撤退、そもそも私どもが聞いていたこととは全く違います。つまり、当初の約束、前提が全く守られていません。

再開発後は、大多喜は残れる、いわば先行投資である、品川はリニアで一大拠点になる、今から入っておくことが既得権益であると。このことを一体、あなた自身が担当課として事務方のトップとしてやって、その後どうなったのか。当然、契約条項、協定書の特約条項として文書で記載するのが普通であります。これをどうしてやらなかったのか、この責任というものは、事務方トップとして免れないんじゃないかな。

このことについてご質問いたします。

○議長（野村賢一君）　副町長。

○副町長（西郡栄一君）　確かに、品川行の高速バスを運行したときには、私が担当しておりました。このときには不平等というよりも、運行するに当たっての条件ということで、双方が納得する形で運行していただけるということで、そういう条件のもとで協定を結んでおります。

その後、その段階ではもちろんこれは５年で終了するとか、そういうのは全くない話であって、双方にそういう疑義は全くなかったような状況でございます。

ところが、今までもお話しされているように、京浜急行バスの急遽予測もしないような、人手不足によるまさに会社自体の存続に係るような事例が生じてしまいまして、今回やむを得ず京浜急行が撤退するというようなことで、３便ということで、やむを得ずこの４月から運行せざるを得ない状況でございますけれども、あくまでもこの目標というのは、やはり交通の便をよくして、この市町村の公共交通政策を充実させていくんだというような目的でございます。

また、若い人たちが、先ほど来お話があるように、東京へ通学ができる、そして通勤がで

きるようなものをつくっていくんだということで、当初、皆さんにお願いをした中で、この運行が決定したものだというふうに理解しております。

まさに結果論だけで言いますと、確かにこの京浜急行バスの撤退というのは、非常に大きな問題ではございますけれども、ただ小湊鉄道さんのほうではまだ運行を続けていただけるということですので、この公共交通については、今までのこの５年間を十分に検証しながらさらによいものになるように、これからも町全体として取り組んでいかなければならないものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　副町長の答弁、分かりました。

しかし、私はまだその当時は議員職では、この場にはおりませんでしたけれども、あなた方が説明したことは一体何だったんでしょうか。

品川は将来確かに日本の大動脈である、リニアの拠点で一大発展する、これは誰が見ても分かります。当然、その甘い話に、この大多喜町議会の議員各位にも理解を求め、やった。ゴルフ場の問題もあります。しかし、京急の問題は全くの、これは絵空事であったということは、今回のことで分かったと思います。

誰もあなたが誠意を持ってやらなかったとは言いません。しかし、詰めの協議の甘さ。事務方として町長はじめ、やはりこの大多喜町をどうするのかという形で、相手方と協定を結ぶに当たっては、当然相手がもし、そういう今回のような状況になるんであれば、ペナルティーを課すようなことも要求しなくてはいけない。なぜならば、私どもが一方的に赤字を補塡する。相手がどんなに経営努力をしているのかもしれない、しかしそれは分からない。赤字の額は全部補塡するわけですから。そのことを許したということは、町民の大切な血税を投入している。

いろんなことが言われました。明るいバラ色の未来がある、確かにそういう夢を見たいと思います。しかし夢を見るには、それに併せてきちんとした背景を、あなたがやらなくて誰がやるんですか。事務方というのはそういう大切なことなんです。よく外交交渉でもそうですけれども、事務方でもいろんなことが積み重ねで、トップ同士の明るい顔で握手した姿がのるわけであります。

私は、今回一連のことで、あなたが優秀な役人であることは認めます。しかし、今回のこの問題に関しては、どうですか。毎年5,000万近くを投入し、そして５年間たっても全くで

きない。そしてあろうことか、今後努力する。いかにも役人答弁じゃありませんか。

政治家というのは結果責任が問われます。このような希望的観測で、この議会である場で述べることではないと思います。具体的にこういう内容で、こういうことがあって、こういうことがあるんだと。

私はこの大手企業、直接はお付き合いしておりませんけれども、似たような日本の名立たる企業ともお付き合いさせていただきました。彼らはもう開発ルールがあって、それにはどういう状況があるかというシミュレーションを全部やっております。大多喜にも当然そのことが公開され、そして大多喜にも要求されたと思います。しかし全て破綻した。この問題の責任は、事務方として協定書締結時の細部にわたった交渉者としてのあなたの責任は免れない。このことはしっかりと肝に銘じていただきたい。

私は今回、町民の方々から、私なりの調査をさせていただきました。もう目を覚ましてほしい。５年間赤字の垂れ流し、全然回復もしない、この状況を役場の執行部の皆さんはどう考えているんだ、そう言われました。議会において、町民の声を代弁せずして誰が代弁するんですか。

あなた自身、このことに関して、甘く希望的な観測ばかりやるんではなくて、そうなるんであれば具体的に何か挙げていただきたい。

○議長（野村賢一君）　麻生君、恐縮ですけれども、もう少し簡明に短く質問してください。自己の意見が入りつつある。

町長。

○町長（飯島勝美君）　ただいまの高速バスのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、副町長がお答えした内容でございますけれども、それはそのとおりでございまして、まず間違いなく、やっぱり職員は一生懸命、町の人口減少をどう止めていくか、また若い方々にどう定住していただけるかといういろんな中で、公共交通政策というのは非常に重要であるという中で、この事業を進めてきていることは間違いございません。

そしてそれは、運行するに当たりましては、やはり私どもだけの意見で通るものではなくて、先方さんもやはりそれは事業として成り立つかどうか、それで走らせるか、走らせないかということでありまして、それは両方が合意をした中で進めるわけですね。ですから、そういう中で運行しているわけでありまして、決して絵空事でやっている話ではないわけでございます。

そして、公共交通につきましては、高速バス以外にもたくさんございます。いすみ鉄道だ

ってしかりなんです。また、町内を走っている交通も全部そうなんです。すべからく皆、赤字になってきているわけでございますが、しかしやはり地域にとって、人口減少、定住化という中で、やはり何が何でも、この皆さんのいろいろ要望等、町民のアンケート等、いろいろ取りますと、やはり公共交通が非常に重要であると、だからぜひということで、そういう意見があるわけです。

ですから我々は、そういう地域の皆さん方がやはり必要とするものはやはり進めていく、これは町としてやるべきであると、そういう中でまた皆さん方へもご理解をいただいて進めてきているところでございます。

今の一つの赤字でこの交通施策をやめるとなれば、いすみ鉄道を含めてあらゆる交通施策が皆そういうことに関わってくるわけでございます。やはり地域にとって公共交通というのは、人口減少を止めていく、或は若者が住み続けるために必要なものであるという中で、町として、やはり進めることは進めていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（野村賢一君）　６番麻生剛君。簡明にお願いします。

○６番（麻生　剛君）　簡明にやらせていただきます。

町長が部下を思う気持ちは、よく伝わってきました。

しかし、町長が最も思わなくてはいけないのは、町民各位であります。町民の方が、この一方的に大手企業優位のこの協定書の内容について、ノーとほとんどの世論が言っております。町長、もうこの政策は失敗したんです。

私は思います。確かに公共政策、交通政策というのは、必ずしも全て黒字になるわけではない。しかし、それはあくまで公共の福祉に反しない範囲であります。ここまで５年という猶予を与えて、一向に改善されなかった。そして、次に当たって何とか努力する、見ててくれ、これではもう納得できないわけであります。

町長、どうでしょうか。あなたの部下を思う気持ちは分かる。あなた、なかなかそういうところは非常に優しい男であります。

しかし、最もあなたがやらなくてはいけない町民に対する説明、具体的にどうできるのか。これは、今回はもう一度あなたに聞きたいと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今先ほど、私がお答えしたとおりでございます。

やはり、地域の皆さんがやはり求めているものは、若い方々が、常にアンケート等を取りますと、公共交通政策というのは非常に重要な位置にあります。またその就業の場所であり、

または住宅の問題であります。そして子育ての問題もあります。しかし、必ず若い方々がこの町に定住するために必要な条件の中に、必ずこの公共交通が入っております。

先ほど申し上げましたけれども、やはり収益が出れば民間の会社がもう黙ってやるんです。ですけれども、それができないところに公共が入るものなんですね。もちろん、いすみ鉄道もしかりなんです。これだってもう既に、もう本当に50億以上入れております。それでもやはり大多喜町にとって必要な政策なんですね。

ですから、そういうことで公共交通というのは、やはり皆さんが、若い方がやはりこの町に住み続ける中でそれを求めていることは、もう間違いないわけで、アンケートでもそういう重要な要件の中に入っているわけです。

町としては、やはりそういう政策の中で、人口減少をどう止めていくか、やはり人口の減少をどんどん進めていくということは、やはりこの自治体の運営という最終的なものに影響するわけですね。

ですからそれは、私は何度か政策の中でお話ししておりますが、このことによって町が財政破綻を起こすということであれば、やはりこれはやめるべきだと、私は思っています。だけれども、私は大多喜町の財政というのは健全化を保っておりますし、この間も議員のご質問にもお答えしましたように、非常に健全化をどんどん進めてきておりまして、そういう揺るがすようなものではないものでございます。

ですから、やはり町は、これから挑戦しなければいけないところには、やはり挑戦していく。そして、やはり町の発展のために必要なものは、やっていかなければならないと思っています。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません。ページ、49ページのいすみ鉄道事業増大対策事業補助金。

これも大切な公共交通の一つです。公共交通ですから、何らかしらの赤字が出るのはしようがないなと思っています。その赤字が出る原因は利益追求じゃなくて、利用者の利便性、町民のためを思って走らせるから、多少赤字でもいいということだと思います。

これ508万9,000円ですかね。説明の中で、久我原から三育学院の生徒さんが乗ってくれる、大変うれしいことです。あと残りの金額、三育学院さんのほうへいくのが幾らなのか。

あと、そのほかのイベントの補助金が幾らなのか。イベントというか、利用増大対策費、その内訳と来年度はどのような補助金をどのような形で支出するのか。当然、支出の割合と

いうんですか、いすみ鉄道さんのほうから要望が来て、町のほうで予算づけしているものなのか、その辺を教えていただけると。

○議長（野村賢一君）　根本議員、これ常任委員会で、結構質疑やっていると思いますけれども、取りあえずこっちに議事録ありますので。

○４番（根本年生君）　じゃあ、簡単に。すみません。

○議長（野村賢一君）　でも、せっかくの質問ですから。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　それでは、いすみ鉄道の利用増大対策事業補助金の508万9,000円の内訳ということですので、まず保育園生、それから小中学校の団体利用助成というような形で、38万5,000円を見込んでおります。それから三育中学校の生徒さんが、週１回程度のいすみ鉄道の利用、チャレンジ通学というような形で利用していただけるというような形で、その分として170万程度を見込んでおります。

それから、利用増大のイベントの経費というようなことで、これは従来からいすみ鉄道が実施しております各種のイベントに対して、町のほうから補助をしている分として300万円、というような形で計画をしているところです。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　それで49ページの、高速バス利用増対策事業補助金67万4,000円。これもやはり非常に大切な公共交通であると。この増大事業の補助金が67万4,000円。

先ほどすみません、ちょっとダブっちゃったと言いましたけれども、いすみ鉄道の補助金が500万出ているわけです。やはり利用者を増やす、利便性を高めるためには、やはり少なくともいすみ鉄道さんに対する補助金500万とか出して利用者を増やす、利便性を上げる、そういったお金を高速バスの補助金とは別途に支出して、少しでも利用者を増やすような取り組みをするべきだと思いますけれども、この67万4,000円は定期代とか回数券のお金だけで、特別に、何というんですか、いすみ鉄道さんみたいにイベントの補助とか、何かそういったことはやらないようです。

やはりその辺を、増大の費用、補助金をあげて、高速バスの利用者を少しでも増やすような対策を取るべきだと思いますけれども、この67万4,000円だけで利用者の増大が図れるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　この利用増大の補助金の内訳といたしましては、先ほどちょっと話に出ましたけれども、学生さんの通学に使用します回数券への補助金が、一番の補助金となっております。これで約33万円ぐらい見込んでおります。

それからあとは、法人の登録事業者さんのほうで高速バスの利用増大というようなことで、これはやはり回数券の20パーセントを補助するというような形で、登録されている事業者さんのほうに助成をしている分でございます。

それからあとは、通勤の補助というようなことで、15万円ほどを見込んでおります。通勤も現在おりますけれども、現在、補助申請というような形では出ていないという形になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　根本年生君。

○４番（根本年生君）　以前は、高速バスを利用した町主導で蛍のツアーをやってみたりとか、東京の人たちを乗せて利用してもらうために、いろんなことを企画していたような気がしてならないんです。

そして東京のほうにも、東京のほうでアルバイトというんですか、臨時の職員を雇って、その人と役場の職員の方が一緒に、東京いろんなところでぐるぐる回って週１回とか２回くらい行っていたんですかね。いわゆる利用増大に向けてある程度の費用を出して、やはり利用者を増やす努力をしないといけないんじゃないかと思うんですけれども、今の話ですと、いすみ鉄道さんはイベントとかやって補助をしているけれども、高速バスについてはそういった補助金はないということですので、ぜひ高速バスの利用増大対策の中に、何らかのイベントなりいろんな事業をやって利用者を増やす努力というんですか、するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　高速バスの運行につきましては、実施自体はバス事業者さんのほうにお願いして運行していただいているところでございますけれども、こういった利用増大等のことにつきましては、町のほうで、今、例えば職員については高速バスを使って東京への出張をやるとか、職員の研修旅行とかも高速バスを使うとか、それからほかの外部でいきますと、農協の旅行さんなんかも高速バスを使っていただいた場合には助成をしているというような部分がございます。

確かにイベント等をやってさらに利用増大を図るというようなことは、根本議員がおっし

ゃるように効果はあることだと思いますので、今後ともそういったイベント等についても検討はしていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　根本年生君。

○４番（根本年生君）　利用増大を図るということで、私、高速バスの運転手さんともちょっと何回か話したことがあるんですけれども、要するに夏休みなんかになるとお子さんをある程度無料で、夏休みの期間中無料で招待しているとか、子供が来れば親も来るわけですから。それがどうか分かりません。要は利用増大に向けて、やはり何らか目に見える形でアピールする、何か事業を行う必要があるんじゃなかろうかと思います。

この件、町長、もうちょっとお金を使って、赤字の補塡だけではなくて、やはり利用者の利便性を高めること、利用者を増やすためにある程度の予算を使って、企画してやっていかないと、なかなか利用者が増えるのは難しいんじゃないか。まして今度３便になっちゃうわけですから、６便から３便になって利用者が増えるのかなというところを、非常に危惧しているので、もっとお金を使って何か利用者を増やすようにするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　根本議員さんには、非常に積極的なご意見、ありがとうございます。

町も利用のためにいろいろやっていまして、特に蛍につきましては非常に好評であって、いすみ鉄道もやっておりましたし、また高速バスのほうの利用もやったんですが、実は平沢のほうの蛍がいなくなってきまして、なかなか二、三年前からあまり飛ばなくなっちゃっていまして、だからあんまりそれはまずいものですからやらなかったんですけれども、そのほかにも、今の議員のご質問のとおり、何かやはりいろいろ企画を立てながら増便、増員になるように、また進めていければと思いますが、またその時点ではご提案させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君）　議員の皆様に、私からお願いでございます。

先ほど、私からも質疑に関してはいろいろ言いましたけれども、できれば本当に尊重していただければ幸いだと思っていますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　ちょっと座ったままで、すみません。

今９月までということで、町長、９月以降はどういうふうに考えているんですか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　取りあえず９月以降については、今これから事業者さんといろいろな話をさせておりまして、まだまだ決まっているわけではございません。

ただ、小湊バスさんについては、大多喜にとってこの事業が非常に重要であろうということで、今事業者さんでは一生懸命いろんな形でプランを練っていただいているところでございますので、またその辺がある程度見えてくれば、また当然議会のほうに諮ることになりますので、そういうことで事業者さんのほうには今いろいろお願いしてございます。

○議長（野村賢一君）　５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　計画はすばらしいことなんで、私もいろいろ勉強して調べたんですけれども、品川駅の今ホテルのほうへやってますけれども、南口ですか、路線バスのバスターミナル、こうぐるっと回ってバス停がいっぱいあるんですよね。その近くに東京都の交通局の品川自動車営業所というのがありまして、両サイドにバスの駐車場がある。

そういう品川区とも、大鍋を持っていったりして産業の交流をやってますよね。品川区を間に入れて、そういう南口とか、今後、駐車場、東京都の交通局の品川自動車営業所、品川駅のすぐ近く、すぐそばなんですよ。そういうところにこう車を待機するとか、そういう経営努力というか、そういう交渉は今までしたことがあるんですか。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　大分内容が違ってきておりますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

これは先ほどもお答えしましたけれども、これは私どもが動いて全て決まるものではなくて、相手もあるわけですね。それで私は何度か議会でもお話ししてございますけれども、高輪口が、今これから10月から７年間の改修工事に入るということで、高輪口は全てもう入れないわけですね。それが、今大多喜町が入っている部分ですね。

港南口につきましては、改修はしませんので入れますけれども、これはもういろんな事業者が入っていて、もう入る余地がないということでございます。そして、東京都のほうの考え方は、これ以上あまりバスを入れるということについては、ある程度規制に入っておりまして、ですから私どもが何度も申し上げておりますように、ある程度既得権というものが必要であろうということでございます。

新規の路線というのは本当にこれから難しくなってきているというのが現実でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

歳入及び款１議会費、款２総務費の質疑をこれで終わります。

次に、款３民生費、款４衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　73ページの保育園管理運営費の中で、事業費一番下に、賄い費用1,440万9,000円が計上されています。

保育園の保育料は無料にする、無料にするという大宣伝を国はしました。ところが実際、蓋を開ける段階になったら、保育料は無料にするけれども給食費は取るよということで、またパンチを食らった感じがします。

出席できなかったんですが、今度の議会の一般質問で、町として保育園の給食費も無料にすべきだ、少子化対策もあります。残念なことに休ませていただいちゃったんですけれども、町の方針としては、今年度も含めてどういう方針でやっていくのか、お聞かせください。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　ただいまの野中議員の質問に、教育課のほうからお答えさせていただきます。

昨年の10月１日から国によりまして、幼児教育・保育の無償化に伴う食材費の取扱いを受け、町では10月以降も副食費については実費徴収をしているところであります。この取扱いにつきましては、今後も変更を考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君）　１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　もしもやるとすれば、１年間どのくらいの経費がかかるんですか。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　現在の状況でご説明をさせていただきます。

現在は、副食費を徴収している人数は99名おります。そちらを毎月4,500円かかりますので、一月大体約45万円になります。それの12か月分ですので、全部で540万ほどになります。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません。ページ、65ページの町社会福祉協議会補助金。

これ全員協議会のときに、私、これで十分なのかということで質問させていただいて、何とかなるよみたいなご発言だったと思います。

それで2,502万5,000円、この補助額というのはどのような経緯、どのような基準で2,500万という数字が出されているのか、その辺の基準を教えてください。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

補助金の額については幾つか事業がございますので、事業によって町からの依存度といいますか重要度に応じて、割合を変えて算出しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　今、事業費の内容によって割合を変えているということでした。

その事業費の内容によって割合を変えるというのは、ですから、どのような基準に基づいて割当てを、要綱とか規則とか何かあって、それに基づいてこの補助金の額が決められていくのか。

それとも、そのときの社会福祉協議会と担当課さんのほうで、この補助金は実際何かやろうと思ったときに300万かかるっていうものが半分でいいだろうとか、７割でいいだろうとか、そういった形で決められていくものなのか。

やはり、その辺ある程度基準、課長さんたちが替わっても社会福祉協議会の所長さんとかが替わっても、ある程度明確な基準がないと、後々の方が、何でこれこういうふうに決まっているんだということになってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の決め方の基準というんですか、それは何か明確なものがあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　確実な基準というか、以前からの率というのはあるんですけれども、何かにうたわれているということではなくて、例えば、社会福祉協議会は社会福祉法においてもうたわれているとおり、社会福祉協議会の経費については、市町村である程度支援をする必要があるということになってございますので、町でできない、かといって民間にもちょっとお願いするのが難しいような事業等について、その重要度、先ほども申し上げたとおり重要度、町からお願いしなければいけない重要度に応じて、その率を高くしたり低くしたりして、額のほうというか、割合を決めて算出している状況です。

○議長（野村賢一君）　私から再度お願いがあります。

（「先ほどからある程度の……」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ちょっと待ってください。

この件も、多分先日の質疑においてやっていると思います。

先ほど私から、質疑については、先日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で、詳細な質疑、説明をされておりますので、お一人様各会計について３回までとして、併せて１回の質問で複数に及ばないようにとお願いをしました。

そこら辺も含めて、もう一度、４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません。私の認識として、全員協議会でやったときは、全体の額がこれで足りているんですかというようなご質問で、細かい内容については質問はしなかったものですから。この間の全員協議会の回答を受けて、また再度自分なりに考えて今回質問させていただいてます。

ですから、先ほど言いましたように、私の考え方としては、やはり補助金を出すということであれば、ある程度の明快な基準、そのときそのときの感覚で決めるのではなくて、やはりある程度明確な基準をつくって、この事業に対しては幾ら、この事業に対しては幾ら、というような基準を受けて、補助額を決めてやったほうがいいんじゃなかろうかと思いますけれども、そういった基準を設けるような考え方はございますか。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　補助率は、具体的に0.5から１パーセントの範囲で、その事業ごとに決まっております、以前から。

先ほどから委員会でも申し上げたとおり、確かに経営状況は決して潤沢ではございませんので、経営努力をして運営している状況でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

款３民生費、款４衛生費の質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

11時５分から会議を再開しますので、よろしくお願いします。

（午前１０時５３分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０５分）

○議長（野村賢一君）　先ほどの根本議員と吉野僖一議員の質問に対して、企画課長から答弁がございます。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　すみません、それでは初めに、根本議員からありましたホームページの掲載の件でございますけれども、３月２日にホームページの中央部分にお知らせという項目があると思います。そちらのほうに載せてございまして、右側にありますバナーのほうの高速バスのところは、確かにそちらのほうは近日中にという話、文字を書かせてありましたので、そちらにもリンクされていなかったものですから、そちらのほうは早速リンクするようにして分かりやすくいたしました。

それから、吉野議員の高速バスの利用者、回数券の利用者ということですが、まず学生さんの登録が109人で、回数券の利用者が77人、定期が３人ということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　それでは、次に款５農林水産業費、款６商工費、款７土木費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　97ページの商い資料館のことについて伺います。

管理委託料893万3,000円が計上されております。全員協議会も出られなくて大変申し訳ないんですけれども、釜屋さんのほうを物品販売ができるようにするということを耳にしましたが、もしそうだとしたら、ここで売り上げたものというのはどこのものになるんですか。もしそういうことであれば、管理運営費というよりか釜屋さんについては、店舗として賃料を取って貸し出すとか、そういう形にしたほうが、町財政としてはすっきりするんじゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問に産業振興課よりお答えいたします。

小物類を販売できるというようなことになっているということでお話がありましたけれども、これは指定管理者の自主事業の中でそういう販売もしていくというような事業の計画が

ございまして、販売については金額的なものはちょっと分かりませんけれども、自主事業で売上げをしたものについては指定管理者の収入とするという形で、今回指定管理者のほうを募集してございます。

指定管理料を払うのではなくて、賃料を取ってというようなことでございますが、あの建物自体が、建物と釜屋自体が収益を上げるような施設ではございませんので、仮に町のほうが職員を置いてやるような場合、１人では当然管理できませんので、２人以上の職員を置いてやるような形になってくると思います。それと商い資料館も、今回併せてということでございますので、実際には３人以上の職員を配置するような中で指定管理料を考えさせていただき、ほとんどが人件費の部分になりまして、逆に賃料をもらえるような施設というようなことで考えておりません。逆に人件費等をお支払いして、お願いして管理していただくような施設ということで認識しております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません、99ページの遊歩道維持管理委託料と、あとこの関連についてちょっと聞きたいんですけれども、107ページの町道維持管理事業。この遊歩道維持管理委託料というのは、中瀬遊歩道は町道になっているということですので、中瀬遊歩道の管理については町道維持管理事業の中で行うのか。

それともう一つ、今後、遊歩道が新しくできると思いますけれども、それは今度やっぱり町道になって建設課が管理するのか、それともそれ以外で。中瀬遊歩道は今、産業振興課さんで管理していると思うんですけれども、町道であってほかの課が管理するということは、普通であれば町道であれば建設課さんが管理するべきなんだと思っていますけれども、ここはなぜそういった取扱いになっているのか、それ以外に町道になっていながら建設課じゃなくてほかの課で担当しているところがあるのか、分かったら教えてください。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問に産業振興課よりお答えさせていただきます。

観光施設管理事業の遊歩道維持管理委託料につきましては、粟又の滝めぐり遊歩道と中瀬遊歩道の維持管理ということで、主に台風ですとか大雨があった後の遊歩道沿いにある流木ですとかごみ等の撤去をやるのを目的としたものでございます。全般的に産業振興課のほう

で両施設を管理しておりますけれども、町道であるかというよりも観光施設であるというところで、産業振興課のほうで中瀬遊歩道については管理させていただいております。

今回、去年は災害等ありましたけれども、そういうときについて建設課の協力をいただきながら管理している部分もございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　今、町道認定のお話が出ましたので、先ほどありました中瀬遊歩道のところについては、町道の認定はされております。

どういう経緯かというのは、昔からのお話なのでちょっと今の時点ではよく分かりませんけれども、現在の町道認定の基準では幅員が３メーター以上という規定がございますので、その辺は、今町道認定というのはなかなか難しいのかなというふうには、今のところ考えております。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　それと、町道でありながら産業課さんのほうで遊歩道維持管理委託料63万9,000円ということで、いろんな面があって、結構最近の台風とかいろんな災害がある中で、この63万9,000円という額で果たして対応できているのかどうか。

もうちょっと金額を増やさないと今後は対応できないんじゃないかと、ちょっと最近崖崩れとか起きる可能性もあるし、その都度、地元の人が対応してやってくれているのか、観光協会が対応しているのか分かりませんけれども、やはりこの63万9,000円という額はちょっと、遊歩道を管理する上ではちょっと少な過ぎるんじゃなかろうかと思っています。

その辺は、この額で十分管理ができているんでしょうか。要するに、誰かほかの方々にいろんなご負担をかけているようなことがあるんじゃなかろうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　あり得るかどうかだけ簡単に言えば。あまり長い回りくどい質問だから。

○産業振興課長（西川栄一君）　委託料のほうがこれで足りているかどうかということでございますけれども、今これ観光協会のほうに委託して、観光協会のほうで２名の方の協力をいただいて年間の管理のほうをいただいております。そのほかは、うちのほうの課の職員も必

要なときには協力しているような形でやっております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　101ページの観光まちづくり推進事業について伺います。

これも高額の4,343万5,000円という予算がついております。その中で、まず委託料ですが、どういう内容のものをどういうところに委託するのか、説明願います。

それから、工事請負費の施設改修工事、設備改修工事、これも2,910万円という多額の工事が出ていますけれども、説明をお願いします。

それから、観光まちづくり会社補助金280万円出ています。この観光まちづくり会社わくわくカンパニーは、メインであるマイナビがほぼ撤退に近いような状況で、新しい組織としてやるんだろうと思いますけれども、この新しい会社のことが、社長が町長だということ以外には、私には見えないんです。会社組織はどうなっているのか。それからその会社の見通し、どういう見通しをつけて進めようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君）　野中さん、常任委員会いなかったから、そこら辺含めて答弁してください。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　観光まちづくり事業のそれぞれの委託料、工事請負費負担金についてご説明をさせていただきます。

観光総合戦略策定業務委託料につきましては、大多喜町の観光の指針となる観光の総合的な計画を策定するもので、今年２年目で来年度が３年目になります。来年度策定ということで考えておりまして、現在も千葉銀行さんにこれは委託してやっているもので、来年度も引き続きそのような形になるかと思います。

それから、観光活性化基本計画策定業務委託料540万円につきましては、これは養老渓谷エリアの観光活性化基本計画の策定業務でございまして、養老渓谷を中心とした観光の活性化の基本計画を策定するもので、これは来年度になりまして事業社を決定することになります。

それから、まちづくり業務委託料でございますが、これは城下町通りの夜のナイトエコノミーを演出しようということで、竹灯籠等を設置して集客等を図り宿泊につなげようというような事業の委託料でございまして、ＬＥＤによる竹灯籠等を町の観光施設等に、商い資料

館とか釜屋さんとかそういうところに設置して、今いすみ鉄道で竹灯籠のイルミネーションをやっておりますが、ああいうような形でできればというふうに考えておりまして、それの委託料となっております。

それから、工事請負費のほうでございますが、これは1,080万円につきましては、養老渓谷観光センターの周辺の自然環境等を活用して、グランピングですとかキャンプですとかそういうのができないかということで、そういうものの整備のほうを計画しております。

それから、もう一つの施設整備工事1,830万円につきましては、粟又の滝のアイタップですとか城下町通りの再整備事業、これについては屋号看板ですとか観光案内の看板を設置、改修しようというもので、今後また地域の方と協議しながらこの辺の整備のほうを進めていいきたいと考えております。

それから負担金のほうでございますが、観光まちづくり会社補助金、これにつきましては、観光まちづくり会社ＤＭＣの経営人材として活動する人材に関する経費ということで120万円です。それから、町内の観光スポットの２次交通のテスト運行を実施しようとするもので、これが60万円でございます。それからＩＣＴを活用した情報発信の仕組みづくりの補助金として100万円で、これはＤＭＣのホームページの観光コンテンツのほうを今まで以上に充実しようということで、ＳＮＳアカウント等の開設、多言語化の対応等をしていこうとすることに対する補助金となっております。

○１番（野中眞弓君）　会社の組織と見通し。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　わくわくカンパニーのほうの会社の運営の方針ということですけれども、マイナビのほうは11月21日をもって株のほうの減資をいたしました。それをもちまして、事実上、町が筆頭の株主という形になっております。その後につきましては、当初ハードを活用したいろんな事業展開を予定しておりましたけれども、そうではなくてソフト面に重点を置いた形で事業のほうを展開させようとしているところです。

今現在については、駐車場の指定管理を受けておりますのでそういった面の収入、それから今後イベント等の開催等を計画した中で、会社のほうの収入のほうを進めていきたいというふうに会社のほうでは考えているところです。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　町の補助金の中にはＤＭＣの経営人材費が含まれているということで

すけれども、どういう組織でこれは運営されているし、これからするつもりでいるんですか。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　わくわくカンパニーは、株式会社として経営しておりますので、組織的には会社として運営をしているところでございます。マイナビのほうは、減資した後、専門の人材ということでそれまでマイナビのほうの社員の方がおりましたけれども、今現在空白になっておるそういった席について新たに専門的にやっていただく方を採用させていただきまして、その方の人件費ということで、会社と町で半分ずつ持って会社のほうに運営を図っていくという考え方でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　私にとっては、幽霊会社みたいな気がして、本当に経営人材ってどういう人がどういう経歴でどういう能力を持った人が当たるのか。町はどうやって、この会社のお財布代わりになっているだけみたいなね。町はどうやって関わっていくのか、お金の面だけではなくて経営に。何か初めから突貫工事で始まって、そうそうきちんとした計画も、町としての計画もないような中で進められたような気がしてしようがないんです。

この間、私が学んだことは、民間はもうけがないとなると、うまい汁がないとなると逃げ足が速いということですけれども、行政も私はそういう点で町民に負担をかけるようなことがあったら潔く事業を停止するという態度も必要ではないかという気がするんです。

その辺で、この会社組織、どうなのか。どういう人が経営に当たっているのか、当たらせようとしているのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　このわくわくカンパニーにつきましては、今、企画課長がお答えした内容でございますけれども、官民の会社という考え方で立ちますと、営利追求が全てではなくて、まず何よりも自立できる、赤字を出さないような事業体であれば私はいいと思っています。

そして、やはりその官民という会社の利点というのは、やはり地域の経済の活性化あるいはこれは大きくは観光地づくりということの中で設立されておりますので、新体制の中では個々の施設を造って利益を云々ではなくて、もっと大きな視点でそれぞれの地域にとって経済に活性化できるように、または観光地づくりということの中で今これから進めていくところでございますので、今、先ほど野中議員からお話もありましたように、改めるところは改

めて、やはりハード中心ではなくてソフトという部分に移行していくことによって、やはり投下資本も大分違ってきますので、そういう中でやはりハードにお金をかけるということは今度はそれを回収するということになりますので、それはなかなか厳しい。

そういうことで、むしろハードを少なくして、ソフトの部分でやっぱり町民と皆さんのお力をお借りしながら、官民の会社の利点というものを生かしながら運営していくと、そういう方向で今進めてございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

○１番（野中眞弓君）　答えになっていない。どういう人材が当たるのか、考えているのかという。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　今お答えしたように、そういう方向でその人材を求めていきますので、やっぱり官民という会社の特徴というものをしっかり捉えた中での人材というものを、これから進めていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　釜屋さんの今工事をやっています。それで、一応契約は今月の23日が工期というか完成。23日までということで、予算が2,700万円ですか、改修費。順調にいっているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　予算書に沿った内容で質問などをしてもらいたいなと思っています。

○議長（野村賢一君）　それは後で産業振興課長から言います。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君）　それでは、款５農林水産業費、款６商工費、款７土木費の質疑を終わります。

次に、款８消防費、款９教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　すみません、123ページの教育振興事業、大多喜中、需用費の食糧費

６万3,000円。幕張高校と習志野高校の生徒さんたちが来たときの昼食代を補助するということだというふうな説明を受けたんですけれども、もう一度それを言っていただくと同時に、大型バスで幕張とか習志野のほうから来ると思うんです。やっぱり大変有意義な活動だと思って、見た人は非常に感動して本当にすばらしいなということで生徒と保護者、先生も含めて大変な評判のいい事業です。

これが６万3,000円の費用以上に、私はすばらしい事業だと思っているんですけれども、そのほかのバスで来ているので、もうちょっと費用を出して幕張高校とか習志野高校のほうに負担を少しでも和らげて、毎年来てもらうように予算の処置をもう少し検討するということは考えられないでしょうか。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　ただいまの習志野高校と幕張総合のバスのほうなんですけれども、教育のほかの予算のほうでそちらのほうは計上してございます。バスのほうは借り上げ料として計上してございます。

以上です。

（「今の関連で」の声あり）

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　バスというと、それでは、どこの何ページのどういった項目で来ているのかということと、バス代の何割の補助なんですか。123ページの食糧費というのは、あくまでもお弁当、食糧費と書いてあるからお弁当ということでしょうか。それで先ほど言ったバスの借り上げというのは、どこの何ページのどういったところで幾らぐらい補助しているんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　詳細につきまして、ちょっと調べて後で報告させてもらってもよろしいでしょうか。すみません。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

款８消防費、款９教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで令和２年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　６番麻生剛です。

議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算に対して、反対の立場より討論します。

私は、基本的には予算は人質に取らないという立場であります。しかしながら、歴史の法廷の証言台に立つという重い責務から、そして住民の貴い血税をいかに住民目線の立場に立って計画し実行させるかを、しっかりと見届ける権利から討論させていただきます。

執行部職員や議員各位においては、しっかりと聞いていただきたいと思います。

今回の予算編成では、町民の暮らし向きはよくなりません。どうでしょうか。町なかを見渡せば、空き地、空き家の急増であります。町にこいのぼりのはためく姿は皆無と言ってもいいでしょう。不幸のお知らせの捨て看板はよく見かけることと対照的であります。

このままでは、我がふるさとに夢と希望のともしびが点灯しない。現在の政府の行っている経済財政政策の根底にあるものは、新自由主義の理念に基づいたトリクルダウン理論です。言わば、一部の特定の勢力が先に行き、そこから次に続く勢力を引っ張るという理論。ただ、このことは既に破綻したのは言うまでもありません。なぜならば、富める者はより富める者に、貧しき者はより貧しき者に、勝ち組と負け組に国民を分断させた政策であります。格差社会を助長し、格差の固定化を促した間違った政策であります。

当町の予算編成も国と同様、かつて、竹中平蔵氏の唱えた向こう岸理論の遂行に当たります。

第一に、公共交通政策事業、高速バス運行補助金はいかがなものでしょうか。既に品川駅再開発に伴い、京急からは撤退することが告げられました。当町の町民との約束も守れない、大多喜町の思いも通せない。これも今思えば、あくまでも再開発後も残れるという希望的観測であったということが判明したのは、先ほどの質疑で言うまでもないでしょう。ここに至っては、これ以上の赤字の垂れ流しは百害あって一利なし。早期の撤退をより有効に生かす道を探るべきであり、今こそかじを切るべきではないでしょうか。

執行部は、議員各位と全員協議会での要望、つまり車両の小型化や停車場の増設といった削減案、これすら行おうとしない。この現状では、全く明るい見通しは立たないのではないでしょうか。泥沼にはまりにっちもさっちもいかないのが今の現状であります。そのことはよく分かっているでしょう。この５年間の時間を使い果たし、政策に失敗であったのは明白であります。政治は結果責任であります。間違いをこれ以上続けることは許されません。

次に、観光まちづくり会社についても同様であります。一部の特定の方々のみが行うこと、これがいいでしょうか。ましてや、大手企業に裏切られてもまだ目が覚めないのですか。しかるべき信用の置ける相手先を見つけるべきではないでしょうか。そして最も大切なことは、一般の町民に広く門戸を開放してまちづくり会社を再編成し、本当の意味でのまちづくりを行うべきではないでしょうか。

町の公金を投入するということは責任があります。このまま黙って見過ごすわけにはいきません。今こそ、議会とは何か、議員とは何かが問われています。権力の暴走を止める役割が議会にはあります。行政への監視機能です。このまま町当局の暴走を許していては、この私どもの愛するふるさと大多喜町がレールから外れて転覆してしまうのであります。

私が、昔習った社会科学者マックス・ウェーバーは、社会の蹄鉄師になれと申しました。これは書物から学んだことであります。議会議員に託された遂行するときでありましょう。やらなければ、私たちは議会の死を意味します。

思い出してください、あのバブルのときのことを。日本中が狂ってしまったこと、証券会社の元本保証、住専の問題、あのとき歴史は私たちに何を教えてくれたのかをよくよく思い出してください。歴史は繰り返すと申します。悪夢を再び、町民に見せていいのでしょうか。当然、議員各位は分かっていることと思います、私たちの役目は何であるかということを。町民の目線で活動するということです。

私、プロシア、ドイツのことを専攻した関係がありまして、ビスマルクという方が、賢者は歴史に学び愚者は経験に学ぶと申しました。今再び、バブルの時代のように行け行けどんどんの動きにストップをかけなければなりません。今こそ歯止めをかける、この役目が私たち議会の役目です。ふるさと、愛する大多喜町を間違った方向に進めてはいけないんです。私は、再三再四、警鐘を鳴らしております。今なら傷口は最小限にとどめられます。後世の方々から決して後ろ指の指されない選択をしようではありませんか。そのことが明るい未来のまちづくりをつくり上げることなんです。

よく、10年先を考えるなら木を植えなさい。100年先を考えるなら人を植えなさいと申します。教育は、国家100年の礎を築く大切なことであります。この大事な教育現場で起こった不祥事をどう考えているのか。その解決策として何にも手を打たず、あろうことか予算にまで計上された訴訟費用、弁護費用とは何なのか。かけがえのない大切な子供の人権を救えない、現行の町の教育界に対して失望しております。

声を出せない被害者の方に寄り添うのが教育者の立場です。セクハラは重大犯罪です。抵

抗できない児童に対して、狂犬のごとき教師を野放しにしたことは教育界の罪であります。任命責任と監督責任は問われます。今回のように、その小心な子供や関係者が勇気を上げた声を無視しようとする、そんな裁判訴訟は直ちにやめるべきだと思います。弱者の身になれない、そんな予算計上に対しては断固反対します。

以上の観点より、町民に成り代わり、令和２年度一般会計予算案、反対討論といたします。

議員各位に至りましては、良心に基づき、この件についてご採択いただくことをご祈念申し上げまして、終了させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに賛成者の方はいらっしゃいますか。

２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　ただいまは、麻生議員のほうから反対の討論がされましたが、その内容についても深い意味がある点もないとは言われませんが、私は今予算についての賛成の立場より申し上げます。

今予算については、個々の責任ではなくいろいろと問題点がないわけではありませんが、しかし大多喜町の事業にとってとても大事な案件であります。高速バス運行等については、先を見ますと非常に不安な状況に置かれていると思いますが、大多喜町にとって人口減少に歯止めをかけるためにも、過疎地域から脱皮するためにも、交通の利便性、若い人たちの居住を勧める中で、非常に大きな事業の一つであることは間違いないと私は思います。

この人口減少を食い止める上で、やるべきことはやっていただくことによって、今後の大多喜町のために、今は数字的には赤字であっても経費の削減等を実行していくことで、まちにも光を見いだすことができると私は確信しております。

町民の理解を得ることが大事と考え、町長はじめ町執行部の皆さん方にも、事業を成功させることが町民の理解を得るために必要ではなかろうかと思います。どうか議員と執行部が一丸となって、この町の事業について成功させるために努力していく必要があるというふうに考えます。

私は、こういうことから、ぜひ執行部の皆さん方にも大いに議会と議論していただいて成功させるように、ひとつ力をお貸しいただいて賛成の討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　私は、議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算に反対の立場で討論します。

地方自治の本旨は、いつも言うように地方自治法に述べられていますが、住民の福祉を増進することにあります。住民の暮らし、命、安全、財産を守ることです。そのためには、住民の置かれている状況を正しく捉え、住民の声に耳を傾ける姿勢が町政には求められています。

令和２年度の当初予算の概要の冒頭では、内閣府の経済見通しをそのまま引用し、雇用、所得、環境の改善が続いており穏やかな回復が期待されるとのどかな判断をしています。果たしてそうでしょうか。

内閣府の出したこのＧＤＰ国民総生産や雇用率は、安倍政権得意の勝手に計算方法を変えて政権に都合のいいようにはじき出された数字であることが明らかになっております。３月９日、同じく内閣府より発表された去年10月から12月期の国内総生産の改定値、決定値ですね、２月に発表された速報値よりもさらに下がって、年率換算で7.1％の減少になっています。１年間で経済が7.1％下がる計算になります。大変なことです。景気下降局面での、昨年10月より始まった消費税増税が家計を冷え込ませ、企業の設備投資を落ち込ませたということですが、全く納得します。

この時期は、町にとって予算編成の真っ最中です。安倍政権になって、アベノミクスの名の下に平均収入は１人15万円も減っております。平均的家庭収入もしかりです。こういうことが発表されています。こういう住民を取り巻く厳しい経済状況をきちんと把握し、次年度予算は住民の福祉増進、住民の暮らし、命を支える町政にしたいという姿勢が、この冒頭の文章には見られないことは残念です。

３月９日は、もう印刷が間に合わないよと思われるかもしれませんけれども、２月の数字が出されたときには、まだコロナも始まったばかりでこの概要の文章を変えることもできた時代です。公式見解で住民の生活ぶりに配慮が現れないことを残念に思います。

もう１点、改めていただきたいことがあります。まちづくりに対する姿勢です。まちづくりの主体は住民です。役場が全部お膳立てして、さあどうぞ、こんな事業をやりますから集まってくださいと住民を動かせばできるものではありません。今までほとんど、それで破綻しているような気がします。住民の求めているもの、町の地域資産が何なのか、粘り強く聞き届け、まとめ、構想が共有できたところで事業化、予算化すれば時間はかかるけれども、まちづくりの王道ではありませんか。

先ほど、町長がまちづくり会社のところで、ハードではなくてソフトを充実させていくとおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりで、しかもそれは職員の手で行ってこそ継続が効くものだと思います。ところが、ここ数年の町のやり方は、補助率が高いとか、ふるさと納税を使うからとかいうことで、不要不急の事業が予算承認の直前まで住民の代表である我々議会議員にすら諮られずにごり押し的に進められ、税金が住民のために使われたのか、職員の労力や技力は報われたのか、疑問に思うことが間々見受けられます。

民主主義の理念、地方自治の理念に基づき、住民の願いに耳を傾け、税金の無駄遣いからは民間会社のように素早く手を引き、住民の暮らし、安全、財産を守る町政の実現に、真面目に働けば誰でも安心して暮らせる町政、若い人は安心して子育てができる町政を目指してほしいと思います。

具体的には、来年度まちづくり会社及び品川行きのバスの真摯な検討を希望して、私の反対討論とします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　次に、ほかに討論ございますか。

３番渡辺善男君。

○３番（渡辺善男君）　私は、令和２年度大多喜町予算、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどから出ておりますが、高速バスについては、３便に減少することや今後の運行の不透明さを懸念することも分かりますが、大多喜町として過疎、人口減少を脱却するには交通政策というものは大変重要なものであります。３便の運行についても、事業者の事情によるところであり、単に赤字を批判するだけでなくもっと大きな将来を見据えるべきで、公共交通に対しての補塡は必要であると感じております。ただし、当然のように補塡額を減少する方向へ執行部も努力していただき、本事業を実施いただきたいと思います。

また、ＤＭＣの関係もございました観光まちづくり推進事業については、国の地方創生推進交付金を受けて、大多喜ＤＭＣを核とした観光まちづくりとして実施する地方創生事業です。本町の観光資源を基に、人と人をつなげる、住んでよし、訪れてよしを目指すため、地域の事業者や住民を巻き込んで地域全体の動きにして取り組んでいく事業であり、本町の重要課題である人口減少問題や地域の活性化の起爆剤としても、取り組まなければならない事業と認識しています。

昨年度の事業内容や会社の運営等については、期間がなく準備や計画そのものに不備があ

ったとは反省していただきたいと思いますが、本事業を通じて産業を活性化し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現するためにも必要な予算と考えます。

そのほかにも本年度予算については、総合計画をはじめ、それぞれの計画に基づき予算化されたもので、有害鳥獣対策、子育て、教育、水道未普及地域対策など、重点を置いた予算であり、私はこの予算に賛成するものであります。

また予算全体を見渡してみますと、これまで長い年月をかけて積み上げてきた事業、また災害対策等、近々の課題でありますことも地域と話し合い、いろんなことを吸い上げて、それができる限り盛り込まれているというふうに評価しております。

以上の理由をもちまして、私は本案を賛成したいと思います。どうか議員の各位にもご賛同いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　これで討論を終わります。

これから議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

（「幾つですか」「何対幾つですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　８対３。反対３、賛成８。

よろしいですか。

（「了解しました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　したがって、議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君）　お諮りします。

ただいま、志関武良夫君外４名から、発議第１号　議案第28号令和２年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

この発議第１号を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

よって、提出された発議第１号を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君）　議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　配付漏れなしと認めます。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　追加日程第１、発議第１号　議案第28号令和２年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　私は、議会を代表して、発議第１号　議案第28号令和２年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議についてを申し上げます。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により、別紙附帯決議案を添えて提出します。

提案理由の説明を行います。

高速バスの運行については、10月以降の事業運営が不透明なため、人口流出や定住、交流人口の減少に拍車がかかることが懸念されております。本事業については、再度、住民ニーズを的確に捉え事業に取り組むよう強く要請するとともに、本町の将来を見据えた公共交通施策の実現に取り組むことを求めるため、次の決議を行うものであります。

議案第28号　令和２年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議。

本町では、大多喜町第３次総合計画の公共交通の基本方針に基づく高速バスの利便性と、若者の定住化を推進することから、新規路線として本町から羽田空港経由の品川駅間を本町

独自で平成27年度に開設し、都心までの直通便ということで、通勤、通学の利便性の向上と若者の定住化や人口流出の抑制等に大きな効果をもたらすだけでなく、人口減少が全国的に問題視される中で、この施策が本町にとって大事な事業の一つだと認識しております。

しかし、令和２年３月末日をもってバス会社との５年間の契約が満期となり、４月からの運行については新契約によって走行することになるが、これまで１日６往復から半分の３往復に縮小され議会と十分な議論がされない中での運行になり、10月以降は品川駅周辺の大規模な再開発により乗り入れすることはできなくなるということから、今後の事業運営が不透明なため、人口流出や若者の定住、交流人口の減少に大きく拍車がかかることが懸念されております。

現在運行されている乗車人員は、利用促進の取組により増加しているものの、バス会社の人件費や運行経費等の増加により赤字が解消されず、毎年5,000万円超の補助金の交付となっているわけでございます。

公共交通事業ということから、運行収支に関わる補填は必要なことと認識しておりますが、将来に向けた本町の財政に大きな負担になるおそれがあり、少しでも経費の削減を心がけながら努力する必要があると考えるところです。

よって、本高速バスの運行施策に対して、公共交通事業を担う責任を理解し、少しでも町民の負担を軽減し事業に取り組むよう要望するとともに、本町の将来を見据えた公共交通施策の実現に真剣に取り組まれるよう切望し、下記について決議いたします。

１、住民ニーズを的確に捉え、高速バスの利便性の向上や経費の削減を図ることを含め、持続可能な計画を立て運行することを求めるのでございます。

令和２年３月17日、大多喜町議会。

以上です。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　今日は、５人の方が発議なさいました。この中で、１つ重要な案件が欠けている。それは、全く期限が書かれていない、いつまでに解消するのか、いつまでに計画をつくるのか。ただ単なる要望、それはもうまやかしであるということが、先ほど来、分かっていることであります。

希望的な観測を言い、そしてそれに対する説明責任も果たさない。そんな状況の中で、議会議員としてこのような発議のみで、その内容的なものもきちっとした明確な期限も計画もないものに対していちずに、思いは分かるけれども賛成するわけにはいかない。そのことに関しましてお答えいただきたい。

○議長（野村賢一君）　ほかにありますか。

今、質疑をやっているんですけれども。

（「答えてもらいたいということだから」の声あり）

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　今、大多喜町が抱える状況、それは過疎、大きな問題として過疎地域に指定されたことは大きな問題になるんだと私は思います。

そういう中で、この過疎地域を高速バスを運行しない。そういう形になりますと、過疎地域の解消がなかなか進まなくなるんじゃないかなと、そういう懸念が私はございます。

それと、それに追随して、人口の減少に歯止めをかけることができなくなる。そういう大きな問題を抱えてくる。やはり今でも他市、他町に移住している若者がこの町にこれから住まなくなってくる。そういう将来を見据えた中で、この交通政策というものは非常に大切な事業の一つだと私は認識しております。

皆さん方にも、いろんな考え方があろうかと思いますけれども、私はこの交通政策の高速バス運行については、非常に大切な事業の一つだと私は考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　ほかに質疑ございますか。

６番麻生剛君。

○６番（麻生　剛君）　マスクを取らせていただきます。６番麻生剛です。

今、発議者の志関議員からのお言葉、私が尊敬する、また交通経済学にもお詳しい方の言動ですので、それなりに重く受け止めております。

しかし、私の言わんとしていることに対して、はっきりとした回答が得られておりません。この問題に関しては、先ほど来、もう希望的観測をしてはならないんだと、そしてご存じのように期限もある、そこの期限も提示されない、具体的な計画もない、これでは納得するわけにはいかない。なぜならば、町民の皆さんが、この問題について過去５年間じっと耐えました。それは、皆さん方執行部の皆さんや議員各位を信じたからであります。

しかし、もう既に破綻しているじゃないですか。そのことに対しては、しっかりと真摯に

受け止め、これをこのまま、また認めるようなことをしたら、何のための私たちは行政監視機能を持っているんでしょうか。町民の皆さんが、この公金返還訴訟を起こされた場合、この発議の方々は責任を取れるんですか。それぐらいの覚悟を持ってやっていただかなくてはいけない。

執行部の皆さんはお分かりだと思う。明るい未来を築き上げるために毎日やってきた。でも結果として、失敗した。その説明責任は、執行部も私ども議員各位も町民の皆さんにお伝えしております。しかしながら、まだ目が覚めないのかと言いたいんです、私は。こういう具体的なことすら提示されないような発議は、絵に描いた餅であります。そのようなことを認めることは、政治家としての死を意味します。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　公共交通と言って、品川行きだけが東京をつなぐバスであるかのようにおっしゃっていますけれども、今現実の問題としては、東京とここをつなぐのは民間会社のバス路線がしっかりとあります。今度３便になって運行を引き受ける品川行きのバス会社と同じです。

ところが住民にとっては、例えば発車、朝の時間がほぼ重なって無駄だとかそういう使いづらさ、時間をずらしてくれればもっと使いやすくなるのにとかという声も聞かれますが、そういう意見も反映されていません。私たち町民としては、本当に町としての経費なしで使いやすいバス路線があるといいなという気持ちを強く持っています。品川行きに限らず、バス会社と交渉して、使いやすい、補助金の要らない路線の契約、そういうものを求めさせる気はないのですか。

提案者にお伺いいたします。

○議長（野村賢一君）　２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　先ほども私、申しましたけれども、麻生議員のほうからも強く指摘されたこと、これは確かに期限を切っていないということでございますけれども、私は一般質問の中でも、また附帯決議の中でも申したように、これからの大多喜町にとって必要なもの、それについて皆さんのご理解をいただくためにも、やはりそういう修正するところは修正して、これからやっていってくださいよということを含めて私は言っていると思うんです。

そういう中で、やはり今の大多喜町にとって、この過疎を脱却するためにどういうことが、

じゃ、できるんですかと、どういうことをやったら過疎地域から脱却することができるんですかということを私は聞きたい。やっぱりこれは交通網というものがなければ、ここは到底そういったものから脱却することはできないと私は確信しております。それだけに、この交通網の整備というものについては、重要な課題であるというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　この５年前ですか、高速品川行きをやる前に、志関さんが班長で、根本さん、野中さん、私が、森宮地区に出前議会がありました。そのときに、町民からの声、女性たちの声で、先生方、既存のバス路線の増便をしたほうが利口でしょうとそういう意見だったんです。

それで、私が初め賛成したんだけれども条件つきだったんです。金田がいっぱいなんだから、それならバスターミナルと鶴舞と寄ってお客を乗せなくちゃ維持継続できないんじゃないですかと私は言ったんです。それを大多喜でゼロなんです。そういう経営努力をしないでただ５年経過して、これでまた継続するというのはやはりおかしいと思います。それで私は反対です。

○議長（野村賢一君）　ほかに質疑ございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　志関議員をはじめ、議員の皆様からの附帯決議が公表されました。やっぱり私は、高速バスは本当にすばらしい事業だなと、これを成功させなければならないと思っています。しかし、今の現状では、なかなか高速バスを走らせることによって結果が出ていないというのは事実だと思うんです。

だから先ほど私が言いましたように、もっと積極的にこの事業を成功させるために、定住化を図ることが目的なんでしょうから、そういったことをこの附帯決議を決議になった後は、町のほうで真剣に取り組んでいただいて、少しでも将来、本町の財政の負担になるおそれがある経費の削減を心がけながら、なぜ、この高速バスが走っているのかということを、この発議がもし可決された折には、行政の皆様には、高速バスを走らせることによって町が活性化するように、重々努力をしていただければ幸いだと思っております。

よって、私はこれには賛成するつもりですけれども、ぜひとも高速バスを有効に生かして町の活性化に努めていただきたい。今は、ほとんどそれが行われていないようなふうに、私

は考えておりますので、これを機に努力していただいて町の活性化に高速バスがつながるよう一生懸命やっていただければと思います。

○議長（野村賢一君）　ほかに発言していない方の質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　それでは異議なしと認めます。

これから発議第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

（「幾つですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　同じですよ。

（「同じですか、はい分かりました」の声あり）

○議長（野村賢一君）　したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は１時20分から再開します。

（午後　零時１７分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２０分）

◎議案第２９号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第２、議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第29号　令和２年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第３、議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　時々ページが抜けると思いますけれどもご容赦ください。

174ページ、国民健康保険税で前年度と比べると1,150万1,000円の減額になっています。この減額の要因は何でしょうか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

1,150万1,000円の減額の理由はということでありますけれども、減額の理由といたしましては税率の引下げ、これにつきましては医療費分の所得割で7.5パーセントから6.8パーセントに下げたことと被保険者数の減によるものと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　今のに関連してですけれども、昨年と比べると１人平均、保険料はどうやって変わっているんですか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　国民健康保険税の１人当たりでいきますと、令和元年度の１人当たりの国民健康保険税は10万113円でございます。また、令和２年度の１人当たりの国民健康保険税では９万9,598円でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　関連になるかもしれませんけれども、減額の中に子供の均等割を削ったということはありませんか。子供の均等割について、もしも削っていないとすれば、削っていないのでこれから先、削るとすれば全国的な傾向になってきているんですけれども、そのことは。どのくらいの経費があれば子供の均等割をなくすことができますか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　ただいまの質問ですけれども、子供の均等割を減免したわけではございません。それから、子供の均等割を減額した場合の試算ということでご報告をさせていただきたいと思います。初めに、これは平成31年４月１日現在の国保加入者、2,591人のうちなんですけれども、18歳までの国民健康保険加入者数を申し上げますと210名ございます。年齢ごとの内訳では、就学前のお子さんでは66人、小学生で64人、中学生で40人、高校生で40人となります。

均等割についてということでございますけれども、試算をいたしましたところ、18歳まで全員を減免した場合は638万4,000円、15歳までを減免した場合は516万8,000円、中学生を減免した場合は121万6,000円、小学生を減免した場合は194万6,000円、それから就学前のお子さんを減免した場合は200万7,000円でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　４回目だけれども。

○１番（野中眞弓君）　関連。だって、１つの事項に対して３回までできるでしょう。

○議長（野村賢一君）　１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　高校生までやるにしても638万円で済みます。品川行きのバスをなくせば何年分になるでしょう、７年分くらい出てくるわけですね。本当に無駄をなくして住民が暮らしやすい町にする、子供を育てやすいまちづくりにするという点でも必要だと思うんですが、子供の減免、いつ頃やるか計画はないですか。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　子供の均等割を減免する計画という質問でございますので、これにつきましては子育て支援政策の一つとも考えられますけれども、減免を行うことによりまして減収となる補填財源をどうするか、またお子さんのいない世帯へ減収分を転嫁した場合、その世帯負担の増加することが懸念をされます。

保険税につきましては、国保加入者が医療機関等を受診したときの医療費の支払いなどに充てるための財源の一つでありますので、そういった意味で加入者が公平に負担するようになっております。

このようなことから、相互扶助という制度の中で負担の公平などを考慮いたしまして、税務住民課といたしましては野中議員の言われたことに対しましては減免することは今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

○１番（野中眞弓君）　別件。

○議長（野村賢一君）　もう野中さん勘弁してください。

ほかにありませんか。

○１番（野中眞弓君）　じゃ、これ３項目め。

○議長（野村賢一君）　はいって言っていないよ。何ですかということ。もう５回目ですよ。

○１番（野中眞弓君）　発言はでしょう。ただ……。

○議長（野村賢一君）　質疑だよ、今。

○１番（野中眞弓君）　すみません。１項目ずつ３項目だと思っていたんです。

○議長（野村賢一君）　違うよな。

○１番（野中眞弓君）　３項目め、やらせてください。

○議長（野村賢一君）　３項目め。

○１番（野中眞弓君）　３項目めです。

（「違うページにということ」の声あり）

○議長（野村賢一君）　ページはそれぞれ違う。

○１番（野中眞弓君）　ページは保険証、資格証に関わる問題なので。

○議長（野村賢一君）　先ほど、今朝、各項目３回までという、切にお願いしたつもりですけれども。

○１番（野中眞弓君）　私も切にお願いします。

○議長（野村賢一君）　じゃ、後は担当課でやってください。

○１番（野中眞弓君）　緊急性のある問題ですから。

○議長（野村賢一君）　緊急系。それは。

○１番（野中眞弓君）　よろしいですか。ありがとうございます。

○議長（野村賢一君）　いや、許可していないですよ、まだ。勝手に自分で決めないでくださいよ。強引ですよ、少し。ルールはルールですから。

○１番（野中眞弓君）　お願いします。

○議長（野村賢一君）　じゃ、特別に許可します。これからはもう許可しません。どうぞ。

○１番（野中眞弓君）　ありがとうございます。コロナウイルスの関係で資格証の人たちはなかなか医者にかかりづらいと、短期証を発行するようにという通達を厚労省は出すとかと言っていたんですけれども、その件についてどうなっていますか。特に役場のほうに来ても住民のところにそれが伝わらないと役に立ちませんので、どのように周知するのか伺いたいと思います。

（「予算書にないでしょう。そういうことでいいですか」の声あり）

○議長（野村賢一君）　今の質問は予算書には載っていないということで。

○１番（野中眞弓君）　保険証の関係。どこかにない。

○議長（野村賢一君）　保険証も載っていないでしょう。保険証も載っていないですよ。

ほかに。野中議員、後で税務住民課長とちょっと。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　簡単に討論させていただきます。国民健康保険は昔は豊かな自営業者や農業者、漁業者が加入者に多かったのですが、現在は退職者、失業者、あるいは非正規労働者など、収入に不安な方々が多数加入しています。押しなべて収入は低いのに国保の場合、ほかの健康保険組合などの保険料に比べてずっと高いものになっています。

この原因は1980年代における国保料に関しての国の負担は45パーセントありましたが、今ではほぼ25パーセントまで下がっています。この下がった分をほとんど保険料の値上げで国

民に埋めさせている、そこに問題があります。

赤ん坊や学生など、収入があるはずもない者からも均等割という名で保険料を掛けています。赤ん坊が１人生まれれば年３万4,000円保険料が高くなり、滞納者も必然的に増えます。未加入者も増えます。

全国知事会はこういう状況に対して国保会計に１兆円投入して抜本的に改善するよう要求を出しました。当然です。国がなかなかまだ動こうとしません。解決の根本的なポイントは国が握っているのですが、待ってはいられません。町でもできる限り努力をすべきだと思います。少子化対策も含め18歳まで、できれば大学卒業までの均等割を免除すべきだと考えます。

かつて実現不可能かなと思っていたことがあります。それは、一般会計からの保険料軽減のための繰入れでした。飯島町長になって２年目くらいのときにやりましょうということで、１世帯当たりにすると１万円くらいになるのでしょうか、そのくらいの繰入れを一般会計から出すという英断を町長が下されました。私は本当に天にも昇る思いでした。それもおととしからでしょうか、県が国保会計に関わるようになってからなくなりました。そのことを考えれば、均等割の、高校生まで均等割を無償にしても一般会計から六百幾らでしたっけ、638万……650万あれば十分できるわけです。

ぜひ町民が望んでもいない事業を中止して、高過ぎる国保税、特に子供の国保税の削減を実現していただきたい。安心してお医者さんにかかれる、滞納者もいないようなそういうまちづくりにしてほしいということを訴えて、今のままでは住民は困りますので反対討論といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかに討論ございませんか。

５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君）　賛成討論でお願いします。

国民健康保険特別会計、私は賛成の立場で討論いたします。公的医療保険である国民健康保険は医療技術や進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により年々医療費に対する自己財源の確保は困難な状況になっています。このような中、平成30年度から国民健康保険事業においては県も保険者となり広域化が実施されました。令和２年度の予算総額については12億6,013万7,000円が計上されております。国保制度は広域化され、令和２年度は３年目を迎えますが歳入におきましては保険税や県からの交付金等は適正に計上されています。

また、歳出についても保険給付費、特定健康診査、特定保健指導に関する経費などが計上されており、また医療費の抑制を図るための保健事業などの適正な運営が見込まれます。これらの社会保障制度を維持していくためにも適切な予算と考えます。以上のことから本予算については賛成するものです。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、議案第30号　令和２年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第３１号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第４、議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　保険料の去年と今年の平均保険料を教えてください。そして、その原因がどこにあるのかもお願いします。

○議長（野村賢一君）　税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　昨年と今年ということでありますけれども、１人当たりでよろしいでしょうか。

○１番（野中眞弓君）　はい。

○税務住民課長（多賀由紀夫君）　それでは質問にお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療の１人当たりの保険料についてということでございますので、令和元年度の１人当たりの保険料につきましては４万3,345円でございます。また、令和２年度の１人当たりの保険料は５万3,988円でございます。

昨年と今年についての増えた理由ということでございますけれども、令和２年度から令和３年度にかけまして、２か年におきまして均等割で４万1,000円から４万3,400円に、それから所得割で7.89パーセントから8.39パーセントに保険料率が変更されたことが要因と考えられます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　高齢者の年金、国民年金などはマクロスライド制で物価が上がっても年金を上げないシステムを今年度採用しました。来年度も２年連続でやるんだそうです。消費税が去年の10月に上げられました。社会保障にみんな使うということでした。あるいは取り過ぎた――取り過ぎたじゃなくて上がった分は返しますとか、そういうでたらめなことを言っています。

後期高齢者、今課長から報告がありましたように、去年と今年で１人当たり約１万5,000円ほど保険料が値上げになります。年金は減らされる、間接税は上げられる、そして保険料も上げられる、本当に年寄りと貧乏人は医者にかかるなと言われているのと同じだと思います。社会保障として後期高齢者医療制度のこの保険料のかけ方については、全く承服できません。

これをもって私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君）　ほかに討論はございませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　私は、令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論を行わせていただきます。

本当に医療費が、医療費というか保険料が安くて済むということは本当に願うところでございますけれども、皆様もご存じのように昨今の現状では75歳以上の被保険者の数が増えていること、また１人当たりの医療給付費の増加が考えられているところでございます。このようなことからも令和２年度、また令和２年度には診療報酬改定が行われ、令和２年度、３年度との保険料の算出もされたところでございます。

その中で後期高齢者医療としましては保険料調整基金、余剰金を活用し保険料の上昇を抑制するために令和元年度までの財政運営期間を通じて、約49億4,900万円が見込まれるということで、こちらを令和２年、３年度の保険料率の上昇抑制のために全額繰り入れているところでございます。

後期高齢者医療機関としましても、できる限りの軽減措置を取っていると思われますことから、私は賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君）　ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、議案第31号　令和２年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第５、議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　介護保険でも保険料が減額されております。その要因は何ですか。

○議長（野村賢一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　こちらにつきましては、消費増税の対策といたしまして低所得者への減額が行われたことによるものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　保険料は減額されています。１段階から３段階までの人たちの減額です。そのほかの人たちもやはり、先ほど高齢者医療のところでも言いましたけれども、年金は減らされ消費税は増やされという中で、今までどおりのお金が年金から天引きされていくわけです。これも初めに制度ができたときには保険料は月2,000円台だったと思います。十何年たって２倍以上になっています。年金が２倍以上になったかというとそんなことはありません。

こういう点で制度の維持のためとか公平な負担とかいう中で、国民いじめの最たるものの一つだと私は思います。もちろんうちも介護保険のお世話になってありがたいと思うのですが、社会保障として国民負担をもっと減らすべきだと考えます。

介護保険についても町の繰入れが考えられてもいいのではないかということを提案して反対討論といたします。

○議長（野村賢一君）　次に賛成者の発言を許します。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　私は令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算について、我が国は少子高齢化の進展とともに要介護高齢者が増加する一方で、それらを支える現役世代が減少傾向にあり、介護サービスの質、量の充実で要請されることは本町も例外でありません。令和２年度の介護保険事業は第７期介護保険事業計画の最終年を迎えることとなり、予算総額は12億円を超え、前年度と

比較しますと2.7パーセントの伸びとなっています。

歳入を見ますと保険給付及び地域支援事業に要する費用に対して支払われる国・県などの負担金、交付金等、第２号被保険者保険料は増加しているものの第１号被保険者保険料は被保険者数が増加しているにもかかわらず前年度比2.2パーセント減となっています。このような厳しい財政状況にある中、滞納者への臨戸徴収を実施するなど収納率を向上に向け引き続き適切な賦課徴収業務を遂行されるよう強く願います。

また、歳出につきましては高齢者の増加に伴う介護保険サービス利用者の増加に加え、近隣市町村での介護保険施設の開設や町内の小規模多機能居住介護施設が開設するところにより、ますます介護給付費等の増加が見込まれます。よって、今後もさらに介護給付費等の抑制につながるような介護予防施設を十分検討するようお願いし、令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、議案第32号　令和２年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第６、議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番野中眞弓君。

○１番（野中眞弓君）　ページ、35ページ。委託料とあります。今、町が委託を出しているの

が水質検査と浄水場警備と汚泥処理等ですが、今全国的に水道事業そのものを民間委託という、経営の民間委託をしようという動きがかなりあちらこちらで噴出してきています。水道は命の本当に動脈です。民間のもうけの対象になるべきものではないと思いますが、私、前に一般質問でやった、数年前にやった気がするんですが、今世界的な流れの中でやっぱり民営化はそぐわないということで、200を超える自治体が世界的な規模では公営に戻しているという、日本はそれと逆行の動きが出ています。

例えば、浜松市だとか、９月議会のときには三島市とか、今は仙台市が大荒れに荒れているという話を聞いていますが、本町ではこの水道会計を民間委託をする考えというのはありますか。民間委託についてどういう考えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君）　予算書はないな。野中議員、これは予算書に載っていないので。

○１番（野中眞弓君）　一般質問……。

○議長（野村賢一君）　一般質問、そうだね。討論か一般質問でやってくれればありがたいんですけれども、今ないものを課長に答えろといってもちょっと無理でしょう。ごめんなさい。

では、ほかに意見ありませんか、質疑。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第33号　令和２年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第７、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　ページ、６ページの支出のところで本年度予定の支出が２億8,289万9,000円となっています。それで、たしかもう、１年ぐらい前になると思いますけれども、全員協議会か何かのときに、この特別養護老人ホーム収支予想表というのを議会のほうに配付されました。これを見てみると、令和２年度の支出の予想が２億6,400万の予想になっています。今回２億8,000万だと約2,000万ほど支出が増えているような状況です。

それで、前年度もそうだったんですけれども、当初の赤字が5,000万ぐらいという予想を立てたところ8,000万近い赤字になっているということです。それでこの予想表を見ると、令和４年には期末残高が5,500万ぐらいということになっています。これもほとんど予想を上回るペースで赤字が増えていると思われます。それで、やはりこの毎年決算のときになると、ここ何年か決算の赤字が膨らんでいるような傾向にあると思います。今、期末残高があるから赤字をここから補塡しているんですけれども、令和４年度5,500万の仮に期末残高でいくとすると、もう次の年になくなってしまうような状況だと思うので、今回はこれとして……

○議長（野村賢一君）　根本議員、令和４年度の今金額を言ったんだけれども、そんな資料こっちにはないんですけれども。

○４番（根本年生君）　それ前の全員協議会のときに配られた。前に全員協議会のときに配られ……

○議長（野村賢一君）　できれば予算書に沿ってやっていただけませんかね。

○４番（根本年生君）　ですから、予算書、じゃすみません、あまり聞きません。

○議長（野村賢一君）　申し訳ございません。

○４番（根本年生君）　要は、いすみ鉄道にしても高速バスにしても、何かやっぱり町の重要な施策については一般、本会から助成金や補助金を入れて、町にとって非常に大切なものは安定的に運営していくということは非常に大事なことだと思っていますので、やはり計画的に毎年1,000万とか1,500万とか分かりませんけれども入れて、安定的に経営ができるように、もし黒字になればその出した金は返してもらえばいいわけですから、やはりここは安定的に

計画をつくって二、三年後に新しい特別介護老人ホームですか、民間の施設もできるやに聞いています。今年も福祉の施設もできました。

そういったものの兼ね合いも見ながら今後この計画をつくって計画的にこの予算書を作成して安定的に運営していくような形を取っていかないと入所している人も不安でしょうし、働いている人も不安でしょうし、ぜひ計画をつくって安定的に運営できる計画書を作って予算を執行してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　ちょっと厳しい質問だね。現状で２年度の予算書で予算をやったのが、これからのを答えられるか。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　今のご質問でございますが、今現時点では職員一同赤字の削減に努力してまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　赤字の削減というのは、本当に私が見ていても一生懸命やっていると思います。いろんな食費の面とかいろんな面で赤字を減らす努力はしていると思いますけれども、やはりこれには限界があると思っているんですよ。ですから、やはり計画、しっかりした計画をつくった、安定的に運営できる計画をつくって、そのためには本会のほうから補助金も必要かも分かりません。そういったものも含めて予算は組んで執行していくべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　俺はちょっと理解できないな。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君）　今、根本議員からご質問がございましたが、まだ取りあえずなんですが、企業会計のほうに積立てが残っておりますので、こちらのほうで対処していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君）　精いっぱいの答弁だと思うよ。これ以上はちょっと必要か、これ。

○４番（根本年生君）　一生懸命やっているのは本当に重々分かっているんです。分かっているんですけれども……

○議長（野村賢一君）　分かっていて質問しちゃまずいよ、それ。それは確信犯だよ、まずいよ。

町長。

○町長（飯島勝美君）　何か一般質問に近いようなことで、でも大変ご心配していただいてい

るところでございますので、計画書は計画書として先ほどもお手元にありましたもので作ってはいます。こういったものをまた見ながら修正をできるところは修正しながら、何よりもまだ期限が十分その４年にはございますが、ですから、その計画書にも令和４年、まあ何とかなるということも出ておりますので、それ以上の先が見えなくなったときのことでいえば一般財源からの支援というものを考えなければなりませんが、その間に何とかやはりどういう形で立て直すかというのは今、所長の答弁で全力で努力しながら経営ができるように、安定できるように進めてまいりたく思っています。

○議長（野村賢一君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

９番吉野一男君。

○９番（吉野一男君）　私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

特別養護老人ホームの予算につきましては、介護報酬の引下げや施設の老朽化に加え、介護士の不足などの条件が重なり赤字決算が続く大変厳しい状態であります。運営費に充当できる資金も徐々に減少傾向にある中で、今後の経営が危惧される状況であります。

そのような状況ではありますが、現在のところ大多喜町には他の特別養護老人ホームが存在せず、大多喜町特別養護老人ホームは大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということもあり町内の困難事例の方も多く受け入れており、大多喜町の福祉に大きく貢献しております。

また、公的機関では先進的とも言える外国人技能実習生の受入れも実現しており、今後は外国人技能実習生の活躍も大いに期待できる状況であることに加え、収入面では報酬の加算取得を継続しつつ支出については各分野で経費削減に努力が見えており、とりわけ光熱水費においては令和元年度の実績で前年度比80パーセント台まで削減するなどの経営改善努力がうかがえ、徐々に経営改善の傾向にあると思います。

ただし、施設の関係者におかれましてより一層の経営改善に努力を要望いたします。このように施設の必要性と経営努力はうかがえることから令和２年度大多喜町特別養護老人ホー

ム事業会計の予算について賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第34号　令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君）　お諮りします。

ただいま町長から議案第35号　大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

よって、提出された議案第35号　大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第２とし議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君）　議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　配付漏れなしと認めます。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　追加日程第２、議案第35号　大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　それでは、議案第35号　大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、本文説明の前に提案理由のほうを説明させていただきます。

本条例案は地方自治法第158条第１項の規定により設置しております役場内の組織及びその分掌する事務について定めている大多喜町行政組織条例の一部を改正し、令和２年４月１日から施行しようとするものでございます。

その改正内容は、産業振興課を廃止し農林業振興に関する業務と商工観光振興に関する業務をそれぞれ独立させ、新たに農林課及び商工観光課を設置しようとするものでございます。また、分掌事務の移動に伴う改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例。

大多喜町行政組織条例（平成16年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「産業振興課」を「農林課　商工観光課」に改める。

第２条、総務課の項第８号を削り、同項第９号を同項８号とし、同条企画課の項に次の１号を加える。

第４号、統計に関すること。

第２条、産業振興課の項を次のように改める。

農林課。第１号、農林業に関すること。第２号、都市と農村の交流に関すること。第３号、農地に関すること。第４号、農村環境の保全及び整備に関すること。

商工観光課。第１号、商工業及び観光に関すること。第２号、消費生活に関すること。第３号、内水面漁業に関すること。

附則、施行期日。

第１項、この条例は令和２年４月１日から施行する。

第２項、大多喜町農林業振興協議会設置条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第７条中「産業振興課」を「農林業振興事業を担当する課」に改める。

産業振興課の廃止に伴い、大多喜町農林業振興協議会の庶務を産業振興課としていたものを農林業振興事業を担当する課に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　今回、１つの課を２つに分けるということでございますけれども、その２つに分ける理由は大きく言って何なのか、また、それぞれに成果として何か求めたいものがあるから２つに分けていると思うんですけれども、どの辺を目指しているのかというか求めているのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　この機構改革を実施することによりまして、機動性の確保を目指すものでございます。また、昨年の台風による農業施設の復旧並びにまた面白峡遊歩道事業への対応など多くの事業が重なります。また、農林業振興事業、また商工観光事業をそれぞれ独立させ管理職を置くことにより、今以上の機動性を担保しようとするものでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○１１番（山田久子君）　もう１点だけお伺いさせてください。

商工観光課さんに内水面漁業に関することが盛り込まれております。私なんかの小学校ぐらいからすると、農林水産業という形で漁業的なものは農林のほうに入るのかなと思っていたんですが、こちらを商工観光のほうに入れた理由というのはどういった理由でしょうか。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　こちらも内水面でいうと淡水魚の漁業に関しまして、今までも過去にも商工観光課のほうで所管しておりましたので今回もそのような対応をしたところでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにいかがでしょうか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　この今回の改正の条例、本当に農林課と商工観光課を分けたことについては大変うれしく思います。農林業、大多喜町の基幹産業である農業を発展させなければ

なりません。商工観光も観光は町の重要な産業であります。この農林業と商業と観光課が二大、これから大多喜町を発展されるためにはこの２つが伸びていかないといけないということで別々に所管してやっていただけると大変うれしく思います。

ただ、これ別々にしたほうがいいという意見は前からもあったような気がしているんです。その際、課を小さくすると人数が少なくなって十分機能ができないおそれがあるので２つ一緒にしているよという答弁があったように記憶しています。

２つに分けることによって人数が少人数になるのを避けて、十分なここに人材を投入してこの成果を求めていることが十分できるような体制づくりが必要だと思います。今のまま単純に２つに分けるんではなくて、十分な人材を投入することによってここの課が充実した課になると思いますけれども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　商工観光課につきましては、今、係としてやっておりますが、これも今の係を２つに分け、それぞれに係長を置き、課長としての管理職を置いて機能を強化する予定でございます。

○議長（野村賢一君）　４番根本年生君。

○４番（根本年生君）　では、職員の数をこの課にもうちょっと増やすとかそういった考え方はあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　当然、係長が１人増えますし課長も増えますので、その辺は増員になる予定でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　商工観光課の一番下、３番目の内水面漁業に関することということで、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君）　淡水魚って言ったよな。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君）　淡水魚の漁業に関することでありまして、川に放流ですとかそのような内容のものでございます。

（「産業振興課に直接」の声あり）

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　内水面の関係は、今、総務課長がおっしゃいましたとおり、夷隅川と養老川のほうの淡水魚組合のほうで稚魚の放流等をやっております。フナですとかアユとかそういう事業に対する業務ということで、商工観光課のほうで以前からやっているものでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。３時15分から会議を開きたいと……。

（「２時」「１時間で」の声あり）

○議長（野村賢一君）　１時間も休ませちゃまずいよね。申し訳ない、10分ね。２時25分、すみません。

（午後　２時１４分）

○議長（野村賢一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時２５分）

◎日程の追加

○議長（野村賢一君）　お諮りします。

ただいま町長から、議案第36号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）の議案

が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

よって、提出された議案第36号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）を日程に追加し、追加日程第３として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君）　議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　配付漏れなしと認めます。

◎議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　追加日程第３、議案第36号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君）　議案第36号　令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に提案理由について説明をさせていただきます。

この補正予算は、面白峡遊歩道整備に必要な土地の購入と銭治薬局跡地の土地購入について手続などに時間を要したため、年度内の完了が困難なことによる繰越明許費の追加、養老渓谷観光センターの指定管理者の切替えによる現在の指定管理者所有の財産等について協議が調ったため、購入に必要な予算の増額、それと台風の被害など災害復旧事業の実施や低迷する経済活動などから歳入の減少が懸念されたことにより留保していた普通交付税の増額補正とそれに伴う基金の積立てでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,521万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

それでは、第２表、繰越明許費から説明させていただきますので５ページをお開きください。

第２表、繰越明許費補正。追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款６商工費、項１商工費、観光施設管理事業782万5,000円は面白峡遊歩道整備と銭治薬局跡地の用地の購入に係るもので、面白峡遊歩道整備事業は必要な用地の取得において該当する土地に相続登記が発生したために、その手続に時間を要し、銭治薬局の跡地は境界の確認や買取り面積などの協議に時間を要したため、共に年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。合計の２億8,772万7,000円は既に繰越明許費を設定させていただいた２億7,990万2,000円に今回の追加額782万5,000円を加算した額でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、２枚めくって８ページ、９ページをお開きください。

２歳入、款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税8,207万円の増額補正は実績による普通交付税の増額でございます。

次のページをお開きください。

３歳出、款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費8,149万5,000円の増額補正は説明欄記載のとおり、今後の公共施設及び庁舎の整備、管理に必要な財源としてそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費57万5,000円の増額補正は養老渓谷観光センターの現在の指定管理者所有の財産等について今後も施設の運営に活用するために購入するものでございます。

以上で、令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第16号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君）　挙手多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君）　お諮りします。

ただいま、志関武良夫君外４名から発議第２号　大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

この発議第２号を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

よって、提出された発議第２号を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君）　議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　配付漏れなしと認めます。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　追加日程第４、発議第２号　大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

２番志関武良夫君。

○２番（志関武良夫君）　発議第２号の説明を申し上げます。

発議第２号　大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

先ほど、本日の議会定例会３月会議で町長から大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての議案が追加上程され可決成立されました。

この改正内容は町の行政組織の機構改革であり、産業振興課を農林課と商工観光課に分ける内容でございます。この改正により本町議会委員会条例についても常任委員会が所管する事務を規定しているため、本町議会委員会条例第２条第２号中の福祉経済常任委員会の所管事務の規定について一部を改正する必要が生じたことから議会運営委員会の委員の連名をもって提出するものであります。

改正条文の内容は条例第２条第２号の福祉経済常任委員会が所管している関係課の事務の規定のうち「産業振興課に関する事務」を「農林課に関する事務」と「オ　商工観光課に関する事務」に改め、以降の規定を繰り下げる内容です。

以上、提案申し上げますのでよろしくご審議いただき可決されますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから発議第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　挙手全員です。

したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により明日18日から本年６月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

よって、明日18日から本年６月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君）　本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後　２時３８分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　野　村　賢　一

署名議員　　麻　生　　勇

署名議員　　吉　野　一　男